



Title	モンゴルが遺した「翻訳」言語—旧本『老乞大』の発見によせて—(上)
Author(s)	宮, 紀子
Citation	内陸アジア言語の研究. 2003, 18, p. 53-96
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/20026
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

モンゴルが遺した「翻訳」言語 — 旧本『老乞大』の発見によせて — (上)

宮 紀子

- 一. はじめに——直訳体と漢児言語
の研究史
- 二. 金から大元ウルスにかけての
口語漢語
 - (1) 南宋からみた華北の口語漢語
 - (2) 華北からみた口語漢語
- 三. 直訳体の登場
- 四. 高麗における直訳体の受容
(以下次号)
- 五. 大明時代の翻訳システム
——モンゴルの遺産 I
 - (1) 明初期の国書
 - (2) 四夷館の翻訳
- 六. 李朝の語学教育
——モンゴルの遺産 II
 - (1) 高昌僕氏と司訳院
 - (2) 大明國と朝鮮の冷たい外交
 - (3) モンゴル語教材について
- 七. 旧本『老乞大』——むすびにかえて

一. はじめに —— 直訳体と漢児言語の研究史

明、清時代の地方志、金石志に移録され、今もなおそのいくつかは中国各地に立っているいわゆる“元代白話碑”は、それ以前、それ以後の漢語の常識では解読できない、特異な文体で書かれている。当時華北で話されていた白話(=口語)語彙を採用するものの、直接モンゴル語の原文から機械的に翻訳するため、漢語固有の文法規則と用語法を無視し、モンゴル語の語法、構文に則るのである。“白話”碑の中には、原文のモンゴル語との対訳の形で刻されているいわゆる蒙漢合璧碑もあり、当時の翻訳法を知る手がかりを与えてくれる。

たとえば、“聖旨俺的(聖旨←われらの jarliq manu)”, “這的每宮觀裏房舍裏他

每的(これらの宮觀に, 坊舎に←かれらの eden-ü gün-göng-dür geyid-dür anu⁽¹⁾)”, “不揃甚麼物件他每的(いかなる物件であっても←かれらの ya’ud kedi anu⁽²⁾)”のように属格が後ろからかかる。名詞, 代名詞の後に“毎”を付け複数を表す, 与格の“-a, -e, -da, -de (~に)”を“根底”で表す, “-yin, -u, -ü, -un, -ün/tula(~の/ため)”を“~的上頭”とする, 動詞の現在終止形“-mu, -yu, -u”は“~有”, 接続形“-ju, -jü, -cu, -cü”は“~着”で表す, など複数語尾, 格語尾, 形動詞語尾, 動詞語尾を機械的に翻訳し語末に付ける。助動詞を兼ねる動詞 a-, bü- を訳出し, 句末に“有 (~である)”, “有来 (~であった)”が付く。引用やある種の内容叙述の後に助動詞の ke’en (日本語の格助詞 “[~]といふ” の “と” に相当) の訳出である “麼道” なる語を置く, 等である。

この文体を用いた文書は, 『元典章』, 『通制条格』, 『秘書監志』, および『永樂大典』に収録されたことで今日その一部分を知り得る『憲台通紀』, 『南台備要』, 『廟學典礼』, 『成憲綱要』, 『六條政類』などの政書にまとまって載る。そのほか, 『元史』, 『高麗史』, 王惲, 魏初等の文集, 地方志, 『道藏』, 『積砂藏』, および『勅修百丈清規』, 『廬山復教集』といった国家出版物にも散見される。それらは, いずれもカアンやモンゴル王族の命令文, モンゴル政府発給の文書であった(帝師の法旨はチベット語からの訳がほとんど)。ここ数年モンゴル時代の資料状況は, さまざまな事情の好転によって, 出土文物, 文書, 碑刻, 典籍

-
- (1) 後至元三年三月二十一日付け「襄陽路均州武當山大五龍靈應万寿宮碑」(京都大学人文科学研究所蔵内藤氏旧蔵拓本第25函). 葉・柯 1994, pp. 201-202, 蔡 1955, p. 88, 『湖北金石志』卷一四参照。この碑文には, パスパ字モンゴル語の原文は刻されていないが, 大元ウルスによって仏寺, 道觀, 神廟などに発令された保護免税免役の命令文は, 定型の書式があり, 重陽万寿宮等の蒙漢合璧碑と比較参照して, 対応するモンゴル語原文を推定できる。
- (2) 『常山貞石志』卷一七「祁林院聖旨碑」。いっけん“いかなる物件であっても, かれらのものは”と訳せるように見えるが, 多くの蒙漢合璧碑のモンゴル語原文から, 完全に直訳したものであることが証明できる。パスパ字モンゴル語とその直訳が上下截に刻まれる河南省金山嘉祐寺の皇慶元年の聖旨碑にも, “不揃甚麼物件他的”とある [李 1996].

ともに、爆発的な展開をみせている。しかし、そのいずれにあっても、この文体がやはりカアンの聖旨、后妃・諸王らの懿旨・令旨、チベット僧の法旨など一連の命令文、もしくはモンゴル政府の文書(カアンへの上奏と聖旨を記す、本来モンゴル語で語られた部分)においてのみ、使用されていることにかわりはない。

大元ウルス朝廷の翰林学士であった潘昂霄が云う“直言直語”——翰林院の潤飾を得ていないモンゴル語からの翻訳文体を『金石例』卷一〇「史院纂修凡例」、田中謙二は、仮に“蒙文直訳体”と呼び[田中 1962, 田中 2000]、内蒙古のイリンチンは、“硬訳公牘文体(硬訳体)”と名付けた。イリンチンは、この資料群を“白話”と呼ぶことの不適切さ、元曲や『水滸伝』に見える口語とは全く異なること、口語として読むならば句読の誤り、文意の曲解を免れないことを明確に述べた。また、この文体が、『元朝秘史』の傍訳のような逐語訳ではなく、モンゴル語の文法構造に固執することもあれば、ある部分を省略する、漢文の吏牘体(官序・裁判所の文書・供述書等に使われる特殊な文体)の文章を混入させるなど、担当の訳者に左右されるところが大きく、それが時に読解を困難にさせることも指摘した。そして、この種の文体の最も適切な読解方法は、“蒙句蒙読、漢句漢讀”であり、モンゴル語の硬訳部分はモンゴル語の文法規則に従って点を打ち、原意に即して理解すべきであること、モンゴル語文法の範疇がこの硬訳体の中にかなり反映されていることをはっきり認識することが、この特殊な文体を読みこなすに際して必須の条件であることを説いた[亦隣真 1982]。

じじつ、書式がほぼ定まっている合璧碑でも、発令者、訳者、時期によって、微妙に翻訳に差が見られる。上にあげた“eden-ü gün-göng-dür geyid-dür anu”の一例を例にとれば、“這的每宮觀裏房舍裏他每的”，“這的宮裏房子他的”[蔡 1955, p.85]という機械的な逐語訳から、“這的每宮觀裏，房舍裏”，“這的每宮觀〔庵廟〕，他的房舍裏”，“這的每宮觀裏，他每的房舍裏”[蔡 1997, pp. 60, 80, 98]，“這的每宮觀殿宇裏，他每房舍裏”[蔡 1955, p. 41, 京大人文研桑原氏旧蔵拓本第8函]，“這先生每的宮觀·房子裏是他每的”[蔡 1955, p. 38, 京大人文研桑原氏

旧藏拓本第8函], “這的每宮觀・房舍裏”[蔡 1997, p. 106, 杉山 1991, p. 52], といったように, “*anu*”の訳を漢語の語順に置きなおしたり, 省略したり, ときには意訳してしまうことさえある. また, “寺裏房子裏”的ように“裏”をくりかえすことをきらって, “這的每的寺裏房子内”, “這的每寺院裏房子内”とするものもある [李 1996, 蔡 1955, p. 92].

さらに, 何段階かの文書操作——諸機関の文書のやりとりにおいて, さまざまな先例の文書, 聖旨を節略して引用, 添付する——を経るうちに, 直訳体(=硬訳体)が合璧碑のそれに比べ, やや吏牘体化したり, 文意の誤解を避けるために, 一部漢語の語順に直されたりすることがある. また既に翻訳されている文書ファイルを検索する以外に, もとのモンゴル文書を検索して, 各機関の書類の作成者や訳史がそのつど翻訳することも当然あり, 同じ原文から, 時期・訳者の違いによって, さまざまなヴァージョンの翻訳版ができてしまうこともある [蔡 1955, pp. 29, 104, 高橋 1997c, pp. 65-72, 宮 2001, pp. 97-98]. そのうえ『元典章』をはじめとする編纂された文書集成においては, 収録の段階での誤字脱文, 衍字符串のほか, 版木のスペース, 時の政権の思惑なども反映して, 適宜省略がなされている. その結果, 同じ直訳体でも複数層に分けられることになる.

しかし, 部分的に漢文, 吏牘が混入しようとも, 理解しにくい語順の訂正などがあろうとも, 全体としてはあくまでモンゴル語原文からの翻訳であることには変わりはない. 『元典章』等には, 蒙漢合璧碑と同一書式の命令文も相当量収録されているが, 中書省や御史台が“欽奉せる聖旨の節該に”として引用する場合はもとより, 聖旨そのものを直接載せる場合でも, 冒頭の定型句“長生天氣力裏, 大福廬護助裏”, 〔補注〕末尾の定型句“聖旨俺的, □兒(十二支)年□月□日, □□(地名)有時分写來”的“俺的”, “□□(地名)有時分写來”を省略してしまうことが多い.

そもそも, この蒙漢合璧碑に典型的な書式の命令文がいかにして発令されるか, といえば, 少なくとも世祖クビライ以降は, まず中書省や御史台, 枢密院など諸機関の代表者が, それぞれの機関で問題になったこと, 討議したこと,

行省や行台、宣尉司といった出先機関の代表者の口頭報告もしくは文書で問い合わせてきた事柄をまとめて、ケシクを侍らせたカアンに奏上し、判断を仰いだり承認を得る。このときのやりとりをビチクチがウイグル文字モンゴル語で筆記する〔宮 2003, p. 92 註 (1)〕。冒頭にはかならず

至元二十九年正月初七日、忽都答兒怯薛第二日、紫檀殿裏有時分、火兒赤禿忽魯・速古兒赤伯顏・參政察罕不花・必闍赤明里帖木兒・兀賽・昔寶赤木八刺沙・折吉兒・月兒干・舍兒伯赤帖歌等對這的每完澤丞相、忽木平章咱喜魯丁・平章暗都刺參議・狗兒參議等奏過事内一件・・・〔『站赤』八〕あるいは

至正三年三月十四日、篤憐帖木兒怯薛第三日、咸寧殿裏有時分、速古兒赤江家奴・云都赤蛮子・殿中俺都刺哈蛮・給事中李羅帖木兒等有來、脱脱右丞相・也先帖木兒平章・鐵陸爾達世平章・太平右丞・長仙參議・李里不花郎中・老老員外郎・李里不花都事等奏・・・〔『遼史』修三史詔〕

といったように、年月日、どのケシクの当番の何日目であるか、カアンもしくは王族の居場所、御傍に侍っていたコルチ、シュクルチ、ビチクチ、ケレメチ、ユルドゥチ、シバグチなどのケシクのメンバーの名前、奏上した大臣たちの名を記録し、それから奏上の内容とカアン、王族の口頭の仰せを逐一記録、箇条書きにしていく(このビチクチの記録はすべて各官庁にて保管される)⁽³⁾。承認・判断を得られた案件のうち必要なものについては、“長生天氣力裏、大福廬護助裏、皇帝聖旨裏・・・聖旨俺的、□兒年(十二支)□年□日、□□(地名)有時分写來”を基本書式とするパスパ字モンゴル語命令文(特許状や委任状には

(3) こうした冒頭の年月日、ケシク当番、カアンもしくは王族の居場所、ケシクと奏した大臣たちの名をもつ文書を典籍、碑刻から(近年明らかになったものも含めて)すべて集め整理しなおすならば、不備の多い『元史』の宰相表や本紀の記事を大幅に補正でき、ケシク制度についても新知見を得られるはずである。このデータは別稿にて公開する予定である。

(4) たとえば『秘書監志』には、“某年某月某日某怯薛第何日、某處裏有時分”で始まる形式の文書が多く収録される。

フォーマットがある)が作成され、御宝を捺印のうえ(必要な場合には翻訳も添える), 該当機関, 各団体, 個人に送付される。ときには, もとのビチクチの記録そのもの, あるいはその訳文(これらもカアンや諸王から“そのようにせよ”とのおおせをいただいている限り, 命令文としての効力をもつ)の写しが送付される場合もあり, じっさい当地で碑石に刻されているものもある[蔡 1955, pp. 82, 96]。これらの書きものはすべて副本が作成されファイルに整理されている。のちに類似の案件があった場合には, 先例の聖旨, 令旨, 当時のビチクチの記録等を添付し, 全文あるいは要点のみ節略した形で引用しながらよみあげてカアン等の参考に供し, あらためて判断を仰ぐ。これのくりかえしである。したがって“某年某月某日某性薛第何日, 某處裏有時分”で始まる形式の書き物の漢語訳もそこで引用される以前の“長生天氣力裏, 大福廬護助裏”式の聖旨の漢語訳も, 翻訳法はほぼ同質と考えるべきである。『元典章』等も各官庁で編類されてきたこれらいくつかのパターンの命令文, 文書のファイルをもととする。『元典章』等の直訳体が蒙漢合璧碑の直訳体と異質であるかの様な言説(上述の部分的な吏牘体化と語順の訂正を指すものではない)もみられるが, それはこうしたモンゴルの翻訳システムを理解していないからだろう。

直訳体の研究において最も根本的な資料となる蒙漢合璧碑については, 近年, 杉山正明, 中村淳, 松川節らが言語・歴史の面から緻密な考証・分析を加えた[杉山 1990b, 杉山 1991, 中村・松川 1993]。高橋文治は, モンゴル初期のビチクチ(令史)の漢語教育および直訳体の成立に大きな役割を果たしたとみられる全真教教団の文書の研究を進めている[高橋 1991, 高橋 1995, 高橋 1997a, 高橋 1997b, 高橋 1999]。これらの研究では, 「漢語の意味と語順を度外視した, モンゴル語原文の構造がうかがえる翻訳文体」に対して“直訳体白話風漢文”あるいは“直訳体風白話文”といった呼称を採用するが, これは純直訳の文体のみならず, 部分的な漢文, 吏牘の語法・語彙の混入がみられるさまざまな水準の直訳が存在するところから, 幅をもたせていおうとしたものだろう。イリンチンが既に田中謙二によって示されていた“直訳体”的呼称を採らず, あえて“硬

訳体”なる呼称を提示したのも同じ理由だと考えられる。以上のことからすれば，“硬訳体”と呼ぶのがもっとも適切である。とはいって、最近出たイリンチン論文の日本語訳も“硬訳体”ではなく“直訳体”とし〔亦隣真 2001b〕、中国でも“直訳体”的呼称が定着しつつあり、混乱を避けるため、本稿でも“直訳体”を採用することにする。

いっぽう、この特殊な文体で書かれた資料群をあくまで漢語としてみる立場がある。日本では、太田辰夫がつとに「漢児言語」——すなわち六朝期からのアルタイ語系民族との接触によって発達してきた漢語の存在を仮設し、直訳体もその流れの中に位置づけた。直訳体において使用されている口語の語彙は、モンゴル時代からの用例ではなく、中国固有のものであり、かかる文体の言語がじっさいに非漢民族の王朝が統治する華北において、漢族と非漢民族共通の口語として話されていたというのである〔太田 1954〕。近年では佐藤晴彦、竹越孝、中村雅之といった中国語学の研究者がこの見解をとっている。「漢児言語」論者の根拠は、朝鮮の司訳院において中国語の教科書として使用された『老乞大』、『朴通事』、および元曲作家として有名な貫雲石(小雲石海涯 セヴィンチ=カヤ)が著した『孝經直解』にある。

そもそも漢児言語という呼称は、『老乞大』の“あなたは高麗人なのに、なぜ漢児言語をしゃべるのが上手なんですか？”，“わたしは漢人のところに書物を学びに行ったので、ちょっと漢児言語がわかるんです”，“今、朝廷が天下を統一し、世間で用いているのは、漢児言語です。わたしたちのこの高麗言語は、ただ高麗の地にてのみ通じるもの、義州を過ぎて漢児の土地にくると皆、漢児言語であります”という冒頭の会話から取られた。したがって、漢児言語とは、『老乞大』の言語そのものを指すことになる。会話の教科書である『老乞大』に“你的師傅是甚麼人？(あなたの先生はどんな人ですか)”，“是漢児人有(漢人であります)”，『朴通事』に“西遊記熱鬧，悶時節好看有(『西遊記』は賑やかで、退屈なときに楽しく読めるのであります)”と、『元典章』等と同じく句末に“有”が使われている例が二箇所残っているのだから、こうした特異な文体がじっさ

いに口語として用いられていたことは疑いない、というわけである。

『孝經直解』に頻繁に見える句末の“有”についても、太田は、モンゴル語の現在時制を表す訳語ではありえないとし、崔世珍の『老朴集覽』が解釈するように、ほとんど語気をもたないゼロ助詞、すなわち句点の働きをする口癖のように用いるものとした[太田 1996]。佐藤も、『孝經直解』を『元典章』、元代白話碑、『元朝秘史』などと同様、漢児言語の代表的資料と言明した。そしてその言語の難解さの原因は、「漢児言語といふいわば言語系統が異なる二種の言語の融合体であると同時に、普段の生活で使い慣れているはずの口語でありながら、それを文字で表現しようとする際に思いのほか苦労している表現の結果」だといい、「舌足らずだが懸命になって自分のいわんとするところを表現しようとする学生の作文」に譬える[佐藤 1995, pp. 1-2]。また、句末の“有”的用法については、その来源がモンゴル語にあることをみとめつつも、許衡(1209-1281)が活躍した時期には影響力をじゅうぶんにもたなかつたが、元代白話碑からは、それがモンゴル語の翻訳であることが影響して徐々に見られるようになり、セヴィンチ=カヤ(1285-1324)の時代には、モンゴル語の用法から離れ、中国語として文がそこで終わることを示す新しい機能をもち、口頭で使用され「ナウイ言葉」になり、ピークをむかえ、『元朝秘史』の総訳がなされた1383年頃には、衰退していた、という。また、『孝經直解』はモンゴル語からの重訳の可能性は低く、中国語の原文から直接口頭語に訳したもの、とする[佐藤 1996]。竹越は、“『孝經直解』が漢語の文言を漢語の口語で解釈している以上、「蒙文直訳体」の概念は適用し得ず、これが『元典章』などの資料と同じ特徴をもっていることは、それを含む資料全体がまぎれもなく当時一般に話されていた口語をそのまま記述したものであることを意味する”と説いた[竹越 1996a, 竹越 1996b]。また、中村は12世紀後半に金国に使者として赴いた南宋の洪邁の『夷堅志』の、「契丹の子がはじめ漢文の本を習うとき、まず俗語でその文句をひっくりかえして読み、漢字の一字が俗語では二字三字にもなる・・・たとえば賈島の『鳥宿池中宿、僧敲月下門』を『月明裏和尚門子打、水底裏樹上老鴉坐』という具合であ

る」というただこの一条の記録と最近の契丹小字の研究から遼代の漢字音が元代とほぼ変わらないだろうという推測によって、金朝治下の契丹人が漢児言語を話していた証左とする。そして『元典章』や『孝經直解』の言語の特徴の多くは遼金代の漢語から受け継がれたものであって、これをモンゴル人支配のもとに突然変異的に現れたものと解釈すべきでないとする[中村 2001]。

しかし、以上の諸説のうち、佐藤は、元代白話碑をモンゴル語からの翻訳とも漢児言語ともいい定見をもたず、しかも、元代白話碑が、許衡の著作より早いチンギス＝カン時代にはじまり、1367年までは少なくとも存在することも認識していない。太田の漢児言語論を前提にするにもかかわらず、元代白話碑の影響をうけ、1308年ころに旬末の“有”的使用のピークがきたとしている。これは直訳体から漢児言語が生じたと捉えていることになり、太田のいう南北朝期からの諸民族の共通の口語としての漢児言語という定義からは外れる。また、竹越の論にしたがえば、カーンとモンゴル官僚の会話も王族の命令も漢児言語によってなされていったことになってしまう。中村にしても金朝治下の口語資料、南宋の外交資料はそれなりに残っているのに、相互比較を行っていない。

これらの研究では、直訳体が現れた時代背景、状況、直訳体で書かれた資料自体の性格、編纂の経緯を知るために最低限必要な、モンゴル時代から明初にかけての典籍や碑刻、高麗・朝鮮の一次資料へのアプローチを欠いており、それまでの蒙漢合璧碑、直訳体研究の成果も無視されていた。議論のみ先行して進められたため、自身の論の中ですら相当矛盾を抱えている。にもかかわらず、これらの見解は、モンゴル時代の文献をある程度見ているはずの文学、史学関係者の一部にさえ、何の疑問もなく受け入れられつつあるかに見える。たとえば、「直訳体と漢児言語はそれぞれ、モンゴル語が先にあるものと漢語が先にあるもの、または書面語と口頭語となるが、直訳体は当時の華北の口頭語に近い形で為され、基本的には漢語として理解され流通した」、といった船田善之のような理解も生まれ、『元典章』を読む上での最低限の知識として広められつつある[船田 1999]。

中国の語学研究者にも、北方のアルタイ語との頻繁な接触によって発達してきた漢語を想定し、『孝經直解』や『老乞大』のことばがじっさいに話されていたとする者は多い。ただし、余志鴻をはじめ、北方の口語漢語に大きな変化が現れるのはモンゴル時代になってからであるという認識をもつ点は、太田、竹越等とことなるだろう[余 1992, 呂 1993]。また、歴史研究者の陳高華は、直訳体は、本来は政府の文書、皇帝の詔令に限って多く使用されていた文体であったが、その影響が次第に拡大、ほかの書面の文体にも影響を与え、一般の平民群衆にも理解できる世俗の言となり、次第にこの文体で文章を書いて伝播の手段とするようになったのだ、という。かれの考えでは『孝經直解』をはじめ経筵講義のテキストは、モンゴル語からの翻訳ではなく、その世俗の言語を用いて経典を訳したもので、いずれも漢文に精通した人々の手になるため漢語の特徴に即すことに意を用いており、純粹な直訳体とは差がみとめられるとする[陳・史 2001, pp. 516-523]。『孝經直解』等の文体がどうであるかは別として、モンゴル語原文のない直訳体に似せた文体が仮に存在するならば、それは以後“擬直訳体”と呼ぶことにしよう。

しかしながら、『孝經直解』はウイグル貴族の子弟セヴィンチ=カヤが仁宗アユルバルワダに捧げたモンゴル語『孝經』の翻訳であり、モンゴル政府が記念出版物として刊行したものであった[宮 1998]。「“匹夫匹婦”にもわかるように、愚民の教化のためにつくった」という自序は、頒行にあたって多分に建前を述べたもので、じっさいの読者は、官僚、文人およびその子弟たちであり、庶民ではなかった。⁽⁵⁾ 現職の官僚はもちろん、官僚をめざす階層の人々も、日ごろから時務を知るためのテキストとして『大元通制』や『成憲綱要』といったモンゴル政府刊行の政書を熟読せねばならず、直訳体を読むことには慣れていた[宮

(5) カラ=ホトの出土文献の中にこの『孝經直解』もあり[李 1991, pp. 57, 201, 図版肆捌]、『乾隆諸城県志』卷一五に録される至正十年の「密州重修廟學碑」碑陰の書籍リストには、山東は密州の官学が購入したテキストのひとつとして『孝經酸齋解』すなわち『孝經直解』があげられている。

2003]. その他の鄭鎮孫『直説通略』や許衡、呉澄等の經筵講義、蒙古字学のテキスト、札記についても、その編纂背景をたどればモンゴル語版の作成がまず編纂の根底にあった [宮 1999a, 宮 1999b]. また、『老乞大』は、“乞大”がモンゴル語の “Khitai (Qitai)” あるいは “Khitad (Qitad)” の音写であることから、このテキストが本来はモンゴル語で書かれたもので、のちに漢語に翻訳された、とする見解が古くからある [康 1985, pp. 18-19]. 『朴通事』にしても、田村祐之が、その内容に登場人物をモンゴル官僚と考えないと不自然な部分が多々あり、朝鮮人が漢語学習のために編纂したという解釈だけでは説明できないこと、この書の成立にモンゴル人が関わっている可能性を指摘している [田村 1998, pp. 46-47, 49-50].

これら漢児言語の資料とされているものすべてにモンゴル語原文が存在する可能性があるという事実をどう説明するのか、漢児言語なるものが、いつから、華北のいかなる地域、範囲で、いかなる人々によって、いかなる状況でしゃべられていたのか、ほかの口語資料との差異をどう説明するのか、「漢児言語が明初に消滅して、官話がとて代わった」[太田 1954, p. 277] 原因は何か、といった根本的な点について、モンゴル語原文の存在を否定もしくは極小視しあくまで漢語を中心に捉える上述の立場の人々からは、今日にいたるまで何ら具体的な考証、統一的な見解は提出されていない。直訳体と漢児言語の相互関係についても、上に見てきたように論者によってばらつき、揺れがあった(その状況は現時点においてもかわらない)。

そうした中で、1998年初頭、旧本『老乞大』が韓国慶尚北道の大邱で発見された。ここに記された言語は、語彙、語法ともに、今まで知られていた数種の『老乞大』のテキスト(崔世珍のいういわゆる“今本”・“新本”的系統で、明・清時代の漢語を反映する改訂版。以下、便宜上“新本”と呼ぶ)と甚だことなり、大元ウルス治下の一連の直訳体資料と相似する。新本では殆ど削除されてしまった句末の“有”が大量にみえているほか、命令形の“～者(新本では“～着”)”や、推量の“～也者(新本では“～了”，“～也”)”，理由を表す“～的上頭(新本で

は“因此上”)”等も散見される。大元ウルス治下でしかりえない固有名詞、制度上の用語も認められる。

最初にこの資料を紹介した鄭光・梁伍鎮は、旧本『老乞大』の言語は、元代の北京語であるとするいっぽうで、句末の“有 (a-, bü- ~である)”，指示代名詞“兀的 (ede これらの)”，“兀那 (ene この)”がモンゴル語の借用であること、モンゴル語の語順にのっとった修飾語、賓語の倒置から、モンゴル語『老乞大』から直訳された可能性についても示唆した[鄭 1999, 鄭 2000, 梁 2000]。いっぽう、江藍生、李泰洙は、「漢児言語」論の実証としての語法分析を進めている[李 2000a, 李 2000b, 李 2000c, 李・江 2000, 李 2001]。

日本では、金文京・玄幸子・佐藤晴彦が、ごく最近、この旧本『老乞大』の日本語訳を公刊し、末尾の解説の中で、あらためて漢児言語と直訳体の関係を次のように整理しなおした。

すなわち、漢児言語とは、漢民族および中国化した契丹人、女真人、さらには高麗人までをも含む北中国の住民全体における民族融合の状況において用いられた一種の共通語でブロークンな中国語であった。モンゴル時代にはいると、モンゴルの王族や貴族は一般に「漢語」を解さなかったので、命令文など重要な事項はモンゴル語を翻訳して記録する必要が生じた。そのさい、もともとブロークンな中国語であった漢児言語を用いるのが最も簡便かつ正確な方法であった。それを読むのは大部分が契丹人、女真人など漢児言語を使用していた「漢人」であった。かくして、漢児言語は口語から文章語になった。その文章語がいわゆる直訳体の漢文である。漢児言語と直訳体は、口語と文章語という相違はあっても本来表裏一体のもので、残された資料のみをみると、直訳体はモンゴル時代になって突如現れたような印象を受けるが、その背後には口語としての漢児言語の長い歴史が横たわっている。旧本『老乞大』は、元来モンゴル語を直訳体と同じ方式によって漢児言語に訳したものであるとの見方もあるが、『老乞大』の主人公

(6) 後述の[竹越 2002]と同様、具体的な先行論文が示されていない。管見のかぎり、↗

が接触するのは、道連れとなる遼陽の王客をはじめ、宿の主人、村長、大都の商人、仲介人の馬二などすべて漢人であって、彼らがモンゴル語で会話する必要はまったくなかった。日本のもとがモンゴル語であったとは到底思えない、と [金・玄・佐藤・鄭 2002, pp. 368-375].

竹越孝はこのみかたをうけ、

近年、日本の語彙の中にモンゴル語と似た要素があり、“SOV”の語順をもつものが見えることから、『老乞大』がもとはモンゴル語で書かれていて、日本の漢語がすべてモンゴル文を機械的に翻訳した直訳体で現実の口語を反映していないと主張する学者も若干いるが、『老乞大』の用途から見た場合、現実に存在しない書面語に修訂、注音、翻訳を加え、漢語の会話のテキストとして代々継承されることはあるまい。日本の言語は基本的に当時の北方方言を反映しており、そのうちのいくらかは漢語とそのた蒙古語、朝鮮語などの言語との接触によって生じたものである。

と述べる [竹越 2002].

中国大陆現存の蒙漢合璧碑を集大成、整理、分析をすすめている祖生利も、元代白話碑、『元典章』をはじめとするいわゆる直訳体の言語は、「現実の口語から乖離した型どおりの融通のきかない書面語では決してなく、ピジン＝チャイニーズ、モンゴル式漢語とでもいべきじっさいに話されていた口語」で、「基本の語彙と語法は当時の北方地区の現実の口語だが、同時に大量の中世モンゴル語の成分を含む」との認識を示し、大都等の地でモンゴル語の影響を頗る深くうけた漢児言語を反映するのが日本『老乞大』だと考える。『元典章』等に記録される文体が北方中国で実際に話されていたブローケンな口語の漢語——漢児言語であると考える点では金文京等と一致している。ただし、祖生利および李崇

↘ 国内外の既刊の論文・著作において「『老乞大』がもとはモンゴル語で書かれていて、日本の漢語がモンゴル文を機械的に翻訳した直訳体で現実の口語を反映していない」と主張したものは見当たらないので、とりあえず [鄭 1999, 鄭 2000, 梁 2000] を指したものと解釈しておく。

興は、このピジン語は、余志鴻と同様、元代にモンゴル語が大都を中心とする北方漢語と接触してはじめて形成されたと考え、それ以前から存在したものとは考えていません。この点は太田、佐藤、竹越、金等の漢児言語の定義と決定的にことなる〔祖 2001a, 祖 2001b, 祖 2002a, 祖 2002b, 李 2001〕。

なお、句末の“有”に関しては、最近、竹越が「“有”をめぐる様々な議論をいま一度正しい出発点に戻す」ためとして、先行研究を列挙、整理し、「直訳体と漢児言語の資料群において“有”が担う機能を推定することは別個の問題」とことわりながら、蒙漢対訳文献のうち、すでに翻字、訳注がなされているものについて、“有”的対応モンゴル語の統計をとった。その結果、① 動詞a-, bü-, bol-, ② 動詞終止形・形動詞語尾、③ 実詞接辞-tu/-tü, -tai/-tei, -tan, -ten の三類に分類、帰結した。ただし、そこであげられる先行研究の多くは、各自が扱う直訳体資料において、とくに顕著な①②を重点的に論じただけのことで、また「イリンチンが①のみしかあげていない」などの誤読、誤解もみられ、こうした批判、まとめが果たしていかほどの意味をもつのか疑念をいだかざるをえない〔竹越 2000〕。祖生利も「以前の研究はその来源と語法の意義について理解が正確とするにはたりない」として論考を発表したが、こちらは、少なくとも旧本『老乞大』、経筵資料も含めて、この時代の文献中の句末の“有”的用例は、①②と対応しており、モンゴル語の原文の直接的な影響を受けていることを明らかにしている〔祖 2002b〕。

本稿では、非漢民族(女真・モンゴル・高麗等)と漢族の間で交わされた口語の漢語資料をいくつか紹介し、大元ウルス治下でじっさいに話されていた共通語としての口語はいかなるものであったか、モンゴル時代の直訳体が太田、金等のいう漢児言語の長い歴史の中からでてきた口語などではなく、モンゴルが意識的に作り出した書面上の、人工の文体であること、したがって『元典章』などに見える直訳体が当時の口語をそのまま写したものでは絶対にありえないことをまず示す。次に、モンゴルの直訳のシステムが高麗につたわった状況、のちの明代、李氏朝鮮の翻訳機関とその言語に与えた影響について考察する。こ

これらの作業を通じて、「漢児言語」論の問題点、旧本『老乞大』の由来、性質を明らかにし、内容自体についても検討しながら、『老乞大』の言語がやはりモンゴル語からの「翻訳」言語であること、の実証を試みたい。

二. 金から大元ウルスにかけての口語漢語

(1) 南宋からみた華北の口語漢語

『三朝北盟會編』に引かれる趙良嗣『燕雲奉使錄』⁽⁷⁾をはじめ、遼、金朝治下のキタイ、女真など非漢民族および燕人の言語は、口語の語彙を用いて表される傾向がある。

開禧二年(1206)，はるかモンゴルはオノン河の上流で、チンギス＝カン即位のクリルタイが開催されたその年、南宋の襄陽は、完顔匡率いる金軍に攻め込まれ、必死の防戦にあたっていた。もとはといえば、南宋側が曾ての和平の誓約を反故にして北伐に乗り出したのだが、三路に分かれた金軍に迎撃どころか逆に淮水(国境線)以南まで押し返されたのである[『通鑑續編』卷一九(台湾国家図書館蔵元刊本)]。その襄陽を守る鄂州都統兼京西北路招撫使趙淳の配下、趙萬年なる人物の目を通して描かれた戦記が今に伝わる。『襄陽守城錄』(天津図書館蔵清鈔本)と題するこの書は、当時の、そして数十年後の対モンゴル戦での襄陽の防御法の参考資料として貴重であることはもちろん、完顔匡と趙淳のやりとりが口語で写され、なかなか迫力のある読み物となっている。その一部分をみてみよう。

．．．虜言「我已屠棗陽，下光化，席卷神馬坡。又發人馬去取隨信·德安。招撫可聞。早拝降」。公答云「自古用兵，有勝有負。你有軍馬，所在為備，你何曾取了我州府。這般言語，只是恐嚇得百姓莊農，我本朝軍馬已於下江·清河口等處，殺北軍甚多，燒了船千百隻。想你不知」。虜又言「你出師無名」。公答云「兩國和好多年。我本朝亦要寧息。因南北榷貨相通，商旅因

(7) 「大金弔伐錄」卷三によれば、趙良嗣は“元は北人に係る”という。

賣買或生讐隙，至相殘害。我朝廷曾降黃榜，約束邊民，如有輒過北境者，依軍法處斬。緣小人喜亂，南北之人，互相抄掠牛馬，因而引惹生事，遂至今日」。虜又言「都是皇甫斌」。公答云「正緣是它。容蔽此事。朝廷已將他遠竄海外」。虜言「好好。招撫說話分曉」。又言「我得皇帝聖旨，不殺南辺百姓」……

北虜（ここでは女真を指す）がいには、「われらはすでに棗陽を攻め滅ぼし、光化を降伏させ、神馬坡を席巻した。また人馬を發して隨信・德安を取りにいかせておる。招撫ども聞いておられよう。早く投降されよ」。公が答えていうことには、「古より戦は、勝ちあり負けあり、じゃ。おまえらに軍馬があろうとも、処々備えはしておる。おまえが我が州府を奪取したことが嘗てあったか。このようなことばでは、庶民、農民どもしか脅かせぬわ。我が本朝の軍馬はすでに下江・清河口等において、北軍を大量に屠り、船も千百隻を焼き払ったのを、お前は知らぬのだな」。北虜がまた言うには、「お前の出軍には名分がないぞ」。公が答えていうには「両国のは長年平和であったのでな。我が本朝もまたなごやかにあれかし、と願ってまいったのじゃ。南北政府の専売物資が流通しておるゆえ、行商が売買のさいに怨恨が生じ、傷害事件に至ったりもする。我が朝廷はお触れ書きをして境界のものどもを取り締まっておった。『もしみだりに北境を越える者があれば軍法に依って処罰する』とな。小人どもは争いを好むゆえ、南北の者が互いに牛馬を略奪し、勝手に揉め事を引き起こしあって、そのあげくに今日のざまに至ったのじゃ」。北虜も言うには「みな、皇甫斌のせいじゃ」。公が答えていうには「まさに彼ゆえよ、このことを覆い隠しあつて、朝廷は已に彼を遠流の刑に処しておる」。北虜が申すには「よしよし。招撫どのの話はわかった」。さらに言うには「俺は皇帝の聖旨を得ておる。南のひとびとを殺さぬようにとな」……

趙淳もいよいよ、金と南宋は国境線を隔てて完全に遮断されていたわけではなく、人も物資も、そして言語も自由に行き交いしているのが実情であった。

少しくだって 1221 年には、南宋使節団の趙珙が、燕京にジャライル太師国王ムカリを訪れ、その見聞を『蒙韃備錄』に書き残した。「燕聚舞樂」の項目には、 “今日打毬，如何不来(今日のポロの試合にどうして来ない)”，“你來我國中，便是一家人。凡有宴聚打毬，或打毬出獵，便來同戲。如何又要人來請喚(そなた，我が國に参ったからには、身内も同然じゃ。宴会やポロの試合、巻き狩りがあれば、すぐ参って一緒に遊ぶがよい。なんでまた人を遣つて招く必要があろうか)”，“凡好城子多住幾日。有好酒與喫，好茶飯與喫，好笛兒鼓兒吹着打着(よき町では、何日か泊まっていけ。よき酒があれば飲ませ、よき料理があれば食べさせ、よき笛、太鼓があれば吹き打ち鳴らせ)”と、ムカリの宴会中のことばと錢別のことばの一部をしるす。通訳にあたつたのは、おそらく同書の「任相」の項にいう、ムカリ直下の左右司の二人の郎中、金朝時代には太守であった女真人である(延祐四年に国家出版された元永貞『東平王世家』によれば、ムカリは己卯の年すなわち 1219 年に、蕭神特末兒を左司郎中に、狼川の張瑜を右司郎中に任せている)。趙珙自身が“説う所の「好城子」は乃ち好き州県也”とわざわざ解説を加えることからすれば、通訳のことばをそのまま記したとみてよいだろう。また、『蒙韃備錄』によると“(見)[現]に内翰と為りて文書を掌”り、すこし後の彭大雅の撰、徐霆の疏証からなる『黒韃事略』(台湾国家図書館蔵 明錫山姚咨手鈔本)でも、太宗オゴディ時代、漢人、キタイ、女真に漢字で文書を發給する漢土担当のビチクチであったキタイ人移刺楚才(耶律楚材)⁽⁸⁾は、南宋の使節に“你們只恃着大江，我朝馬蹄所至，天上天上去，海裏海裏去(おまえらは、長江をあてにするばかりだが、我が朝の軍馬は、天なら天へ駆け登り、海なら海へと馳せ行くのだぞ)”と脅しをかけた。徐霆によれば、燕京の学校ではウイグル文字モンゴル語の翻訳教育が行われており、そこからモンゴル人に隨行する通訳が誕生していった。チンカイ(鎮海)をはじめ、当時のウイグル人は、数々国語を話すのがあたりまえだったらしく、徐霆をして“真是了得(まこ

(8) 「湛然居士文集」(四部叢刊所収元刊本)、『西遊録』、『屏山李先生鳴道集説』(台湾國家図書館蔵鈔本)序文などにおける楚才自身の表記にしたがう。

とにすばらしい)”と唸らせてている。彼らの漢語が奇妙な特徴をもっていたとは一言も書いていない。さらに時代はくだるが、文天祥の『新刊指南録』(静嘉堂文庫蔵)に録されるバヤン(伯顏)やアジュ(阿朮)らの通訳のことばも、口語語彙をもって記されるが、直訳体ではない。

もっとも、これらの資料はいずれも、所詮はいわば外から見た漢語の記録にすぎず、自身の用いる口語にひきつけて書き留めた可能性は、否めない。ならば、“内”にあたる金朝から南宋接收以前のモンゴル治下華北の資料もみてみよう。

(2) 華北から見た口語漢語

移刺楚才が参禅の師と仰ぎ、自身の『湛然居士文集』の序文執筆をも依頼した万松野老积行秀は、華北の名刹の住持を歴任し、キタイ・女真を問わず、帰依した者も多く、一種の文化サロンの中心人物となっていた。金の章宗自身、积行秀が住持していた山西の玄中寺を訪れ、詩の応酬を為したこともあるれば[宋・簡1985, pp. 119-120]、内裏に招いて説法を聞いたこと也有った[『湛然居士文集』卷一三「积氏新聞序」]。オゴデイ時代は、勅命によって万寿寺の住持をつとめ、乙未(1235)の年には、朝廷より儒・僧・道三教の選試の計画をもちかけられ、討議に係わった長老のひとりでもあった[『仏祖歴代通載』卷二一「選試經僧道」(中国国家図書館至正七年刻本)]。生粋の華北知識人、といってよい。

その万松のことばが『万松老人評唱天童覚和尚頌古從容庵録』、『万松老人評唱天童覚和尚拈古請益録』の二書に書き留められている。“評唱”とは、北宋初期の雪竇が古の禪僧の問答、言行を選び出して纏めた『拈古集』、『頌古集』を命題としてとりあげ、それをさらに詳しく講釈するもので、この部分が万松老人の言ということになる。同様の書物では、北宋の圓悟が評唱を加えた『碧巖録』が名高い。金末の僧侶の説法がいかなることばで記録されていたか、少し『請益録』をのぞいてみよう。

今日有全真道士、懇求教言道「弟子三十餘年打疊妄心不下」。万松道「我有

四問，拳似全真輩。一問妄心有來多少時也。二問元來有妄心不。三問妄心作麼生斷。四問妄心斷即是，不斷即是。其人拝謝去不再來。

今日，全真教の道士がまいて，教導のことばを切に求めて申すには，「わたくしめは三十余年，頑張ってきましたのに煩惱がおさえきれませぬ」。万松が「拙者，四つの問い合わせを全真教の其方に申したい。ひとつ，煩惱が芽生えてどれくらいか。ふたつ，もともと煩惱があったかどうか。みつ，煩惱はいかにして断つのか。よつ，煩惱は断つのが是か，断たぬのが是か」と申すと，その人は拝謝して去り，二度と来なかつた。

ちなみに，ジャウクト侍読学士からオゴデイの僧道の選試開催命令を告げられたとき，華北では「沙門は久しく廃れ，講席漢讀殊に少なし」という状態であったため，不合格者の続出を憂慮した万松は禪宗の諸老と海雲太師(劉秉忠の師)のもとにこの事態への対応，取り纏めの依頼に赴いた。海雲自身はこの選試によって「戒律を護ること少なく，学びて礼を尽くさず，身は道に於いて遠き」当時の僧侶たちを叱咤激励し經典を学ばせるによいきっかけであり，それをモンゴル朝廷の深意だと積極的に捉えた。とはいものの，不合格者が出ないよう伊ケノヤン=クトゥクの部下，アリー丞相と交渉した。その交渉の記録も『仏祖歴代通載』卷二に残っているが，

夏里丞相以忽都護大官人言問師曰「今奉聖旨；差官試經，識字者爲僧，不識字者悉令歸俗」。師曰「山僧不曾看經，一字也不識」。丞相曰「既不識字，如何做長老」。師曰「方今大官人還識字也無」。于時外鎮諸侯皆在，聞師之言，皆大驚異。

アリー丞相がクトゥクイエケノヤンの言葉(ウゲ)をもって海雲禪師を質して言った「今聖旨を奉じたるに；官を遣わし筆記試験を行い，字が読める者は僧侶となし，字の読めぬものはすべて還俗させよ」。海雲が言った「拙僧はお經を読んだことがござりませぬ。一字もわかりませぬ」。丞相が言った「字がわからなくてどうして長老がつとまるのだ」。海雲が答えた「いまのイエケノヤン殿は，では字がよめますのか」。その時，外鎮の諸侯は皆在席

していたが、海雲のことばをきいてみな仰天した。
というように、ふつうの口語で書きとめられていた。

いっぽう、万松に半ばコケにされていた全真教はといえば、全真七子のひとり、馬丹陽のことばを靈隱子こと王頤中が記録している。『丹陽真人語錄』がそれである。全真教団は、チンギス＝カン時代に直訳体の創製に係わったとされ、次のオゴディ時代に本格的に開始されたモンゴル子弟の漢語教育にも携わった〔高橋 1991, 高橋 1995, p. 155, 高橋 1997b, pp. 147-134, 高橋 1999〕。しかし、語錄中に記録される漢語は、“飢則喫飯去，飯罷則打睡去(おなかが空けばご飯を食べ、ご飯を食べ終わったら寝てしまえ)”，“道人只要豁暢，不可存体面，庵不是廨宇，你又不是官長，若却講俗礼則交接去處(道士たるもの、閻達でありさえすればよい、体面など氣にしてはならぬ。庵は官廳ではないし、お前も官長ではない、それなのにもし世俗の礼儀をいうなら、交替しろ)”，“你毎初入閻時，乞得一頓飯，便喫一頓。今則你毎功行少，也揀好處住，揀好食喫。将来成道則休，不了却索還債去(お前達が初めて弟子入りした時には、ご飯を物乞いして、得たら得た分だけ食べたものだった。今ではお前達ときたら、修行はわずかのくせに、住む場所をより好みし、食べ物をより好みしある。将来、全真教の皆傳を得られたらまあよいが、だめならぎやくにツケを返しにいかねばなるまい)”といったようなものであった。丘処機の師弟である馬丹陽は、まさに「新栢闕目馬丹陽三度任風子」雜劇の白(台詞)の部分と同じようにしゃべっていたのであり、弟子の王頤中も直訳体をもって記録しようとはしなかったのである。乙巳(1245)年、孟州王屋県靈都觀に発給された文書中に見える丘処機およびその門人たちの口語も、同様である〔蔡 1955, p. 11, 陳・陳・曾 1988, p. 485〕。

金から大元ウルスにかけての口語漢語の典型は、元刊雜劇三十種のうち、確實に華北で編纂された閻漢卿「新刊閻目閻怨佳人拝月亭」、「新刊閻目詐妃子調風月」のような作品の台詞に求められるべきなのである。前者は、モンゴルの侵攻によって陥落寸前の中都を舞台に、金国の兵部尚書の娘(女真族)と秀才の恋愛を描き、後者は、金朝治下洛陽の貴族の侍女と千戸長の若様の恋愛劇である。

当時の非漢民族と漢族が話していた漢語をそのまま写したとはいきれないが、少なくとも関漢卿が慣れ親しんでいた口語漢語であることは、間違いない。元雜劇では、方齡貴が紹介するように“兀的”，“兀那”をはじめ、単語レベルでのモンゴル語の借用は珍しくない [方 1991, 方 2001]。にもかかわらず、直訳体の特徴で旧本『老乞大』にも頻繁に見える句末の“有”，“有来”などがまったくあらわれないことを、いったい、どう説明するのか。

もちろん、上に紹介した口語資料は、実際にはすべて書記言語でしかなく、当時の音声言語を検討することは不可能である [亀井・大藤・山田 1966]。しかし、同じ書記言語であっても、モンゴル初期の直訳体文書の成立に深くかかわった全真教団や移刺楚才の口語の筆録は、かれら自身が記し、また日ごろ接していた文書の直訳体とは、文法上、明らかに一線を画している。そしてこの華北の口語のながれは、金から明までずっと連続している。

三．直訳体の登場

『大金德運図説』は、金朝治下宣宗の勅命によって、金の徳運は五行のいずれがふさわしいか会議を開いたさいの記録であり、尚書省の文書および議論に与かった官僚の意見書を纏めたものである。その尚書省の文書に、章宗および宣宗の仰せがいくつか引用されている。

○承安五年(1200)二月二十日章宗皇帝再有勅旨「商量德運事屬頭段，莫不索選本朝漢兒進士，知典故官員集議後得長處(徳運についての討論は、大事に属することだが、本朝の漢人の進士、有職故実に詳しい官員を遍く求めて集団討議をすれば、優れた意見を得られよう)」

○泰和二年(1202)奉章宗勅旨「繼唐底事必定難行。繼宋底事莫不行底麼？呂貞幹所言繼遼底事雖未尽理亦可折正。不然只從李愈所論。本朝得天下，太祖以国号為金。只為金德復如何？(唐朝を継承する場合はきっと実行が難しいだろう。北宋を継承する場合は、大丈夫だというのか。呂貞幹が言う遼

朝を継承する場合には、道理は尽くしきれていないけれども糾正できる。そうでなければ李愈の論ずるところに従うよりほかない。本朝が天下を得ると、太祖は国号を金としたが、ただ金徳とするのも、またどうだろうか)」

○貞祐二年(1214)正月二十二日丞相面奉聖旨「本朝徳運公事、教商量呈検(本朝の徳運の公事は、討議して、調査報告を提出させよ)」

本来の発言は、女真語もしくはキタイ語でなされた可能性もあるが、金朝の尚書省による漢語への翻訳であってさえ、句末の“有”をはじめ、直訳体の特徴は見えない。モンゴルは、その行政システム、文書、雅文聖旨の書式の体例などの多くを金朝から受け継いだ。しかし、直訳体は、すくなくとも典籍、石刻を通じて知り得る金朝治下の文書には、まったく現れない。金朝からモンゴルに投じた移刺楚才、粘合重山の文書にも現れない。1231年に楚才や女真人重山の領する中書省が発給した文書では、吏牘体が用いられている[宋・簡 1985, p. 103]。

こんにち知られている限りでは、モンゴルが発した直訳体の文書の歴史は、癸未の年(1223)の全真教の丘処機に宛てたチンギス＝カンの聖旨にはじまる。チンギス＝カンが口頭でのべたおおせを通事の阿里鮮(おそらくタンゲート)が漢語に訳した。その文体は、ふつうの口語に近かかった[高橋 1997b, pp. 147-142]。

皇帝聖旨、道与諸処官員毎；丘神仙応有底修行底院舍等、係逐日念誦経文告天底人毎、与皇帝祝寿万万歳者。所拠大小差發・税賦、都教休着者。拠丘神仙底応係出家門人等、隨處院舍、都教免了差發・税賦者。其外詐推出家、影占差發底人毎、告到官司、治罪断按主者。

皇帝の聖旨、諸処の官員毎に道い与える；丘神仙の応有底修行底院舍等にて、逐日経文を念誦し天を告するに係る底人毎は、皇帝の手に万万歳を祝寿者。拠る所の大小の差發・税賦は、都着けるを休めざ教者。丘神仙底応に出家せる門人等、隨處の院舍に係るに拠いては、都差發・税賦を免じさせしまえ。其の外の出家を詐推し、差發を影占する底人毎は、官司に告到

し，主者を治罪断按せよ。

全真教以外に宛てた文書でも同じである。郎中の張瑜宅に滞在していた海雲太師のために、ムカリ国王に宛てたチンギス＝カンの聖旨（太速不花と麻賴によって伝えられた）は、

道與摩花理国王；你使人來說底老長老・小長老，實是告天的人，好与衣糧養活者。教做頭兒，多收拾那般人，在意告天，不揀阿誰休欺者。交達里罕行者。

ムカリ国王に道い与える；^{おまえ}你が人をして來させ説わしめ底老長老・小長老は、^{まことに}實是天を告す人なれば、^の好く衣糧を与えて養活者。^{ふようせよ}頭兒と做さ教め、^{みなそのよう}多^{とりしまり}那般な人を收拾、^{きをつけて}在意天を告し、^{だれであつても}不揀阿誰、^{いじめるな}休欺者。^{ダラガン}達里罕を交て行わせ者。

と訳されている〔『仏祖歴代通載』卷二一〕。

現存する資料において、直訳体に特徴的な“～根底”，“～的上頭”，“不～那甚麼”，句末の“有”などの語彙、いいまわしがみられはじめるのは、オゴデイ時代に入ってからのことである。そしてこのオゴデイの癸巳の年(1233)にモンゴルのビチクチの子弟に“漢兒每言語文書(漢人たちのことばと書き物)”を、漢人官僚の子弟にモンゴル語を教える命令文が出され、本格的に翻訳官の養成が始まったのである[高橋 1991]。したがって翻訳のマニュアルは、この直前までに準備、定められたものと見るべきだろう。

ただし、すでに高橋文治、杉山正明が指摘したように、チンギス＝カン、そしてオゴデイから憲宗モンケ時代までの「前期直訳体」とでもいうべきモンゴル初期の翻訳文には、全体的には中国語の構造を尊重しようとする傾向があった。それに対し、クビライ以降のモンゴル語命令文では文体・用語・内容ともに著しい定型化が見られ、その直訳も、モンゴル語原文の語順、語法ができる限り優先させる、より生硬な文体に改められる[杉山 1990a, p. 104, 高橋 1991, pp. 421-419]。たとえば，“道与～～宣諭文字(誰それにいい与える宣諭の文字)”が，“～～根底、～～根底、宣諭的聖旨(誰それに、誰それに宣諭する聖旨)”

へ，“与～～告天念經祈福祝寿万安者(誰それのために天を告し、お経をとなえて福を祈り、長命を祝せ)”が“与告天～～根底祝延聖寿者”とあえてモンゴル語の助詞の訳語としての“根底”を用いる、といったふうに。

「前期直訳体」の蒙漢合璧碑は、現在のところ、少林寺の1253年のモンケの聖旨しか知られていない[中村・松川1993]。いっぽう、モンケ時代の直訳体のみの聖旨、令旨、懿旨碑は、数件残っており、また『大元至元弁偽錄』にもモンケの聖旨が一件、クビライの令旨が二件収録される[中村1994]。ここでは、『元典章』に載るモンケの聖旨を紹介しておこう。

蒙哥皇帝宣諭的聖旨；這丁巳年為頭，按月初一日・初八日・十五日・二十三日，這四个日頭，不揀是誰，但是有性命的背地裏偷殺的人每，不斷按答奚那甚麼。聖旨俺的，蛇兒年七月十一日典只兒田地裏寫來 [『元典章』卷五七「刑部・諸禁」《禁刑》【禁宰猶刑罰日】]

モンケ カアン したジャルリク
蒙哥皇帝が宣諭的聖旨に；這の丁巳の年(1257)を頭と為し、按するに月の
初一日・初八日・十五日・二十三日，這の四个の日頭は、不揀是誰，但是
ものひそかに した たち だれであっても およそ
性命の有る的を背地裏偷殺の人每は、按答奚に断じなければ那甚麼。聖旨
←俺的。蛇兒の年七月十一日に典只兒の田地裏写い来。
そりやなんだ

「蒙哥皇帝が宣諭的聖旨に」といういかたからすれば、クビライ時代にあらためて翻訳された可能性も否定できないが、末尾の“～田地裏”は定型化のちには“～有時分”と訳されるので、かりにそうであったにしても、ごく初期のことだろう。『大元至元弁偽錄』や『元典章』といった典籍収録の命令文においても、碑文に刻まれた命令文の直訳体の変化と対応していることは、当然のことながら、両者の直訳体が異質でないことを示している。

また、『大元至元弁偽錄』には、カラコルム万安閣において、モンケおよび丞相のボラカイ、親王、貴戚の面前で、少林寺長老の福裕と全真教の李志常が論争した有様が記録されている（通訳はハルガスンと安藏）。李志常のことばは“乞児不会而已(やつがれが出来ないだけです)”“此是下面歹人做來，弟子实不知也(これは下っ端の悪いやつがしたことで、私はほんとうに知りませぬ)”と

といった按配で、福裕のことばも“汝既不知何以掌教(わからないならどうして代表をつとめておるのか)”, “道士欺謾朝廷遼遠, 依著錢財壯盛, 広買臣下, 取媚人情, 恃力凶復, 占奪仏寺, 損毀仏像, 打碎石塔, 玉泉山白玉石觀音像, 先生打了, 隨處石幢, 先生推倒, 占植寺家, 園果, 梨栗, 水土, 田地, 大略言之, 知其名者, 可有五百余處(道士は朝廷がはるか遠くなのをいいことに欺き偽り, かねにたよって盛大な力をもち, あまねく臣下を買収し, ひとさまに媚びへつらい, 力を恃んで横暴狼藉, 仏寺を占拠し, 仏像を壊し, 石塔を粉々にし, 玉泉山の白い玉石觀音像を, 道士どもが打ち壊してしまい, 隨處の石幢も道士どもが引き倒し, お寺も果樹園の果物も梨も栗も, 水田も畠も分捕って, 大体のところをもうせば名前のわかっているものだけで, 五百箇所余りになるでしょう)”, “此化胡図本是偽造, 若不燒板, 難塞邪源(この『化胡図』はもともと偽造したものですから, もし版木を焼かなければ, 邪惡の根源をふさぐことはむずかしいでしょう)”といったふうである。モンケのことばも“我為皇帝, 未登位時, 旧来有底, 依古行之, 我登位後, 先來無底, 不宜添出. 既是説謬, 道人新集不可行之(私はカアンとして, まだ即位していない時に古くから有った物は昔どおりに行うが, 即位の後, 以前無かったものは, 付け加えるのは宜しくない. うそであるからには道士たちは新たに編集して広めてはならない)”と記されことからすると, 筆者である大都路の僧侶祥邁が自身の話す華北の漢語にひきつけてすべての会話を書き直した可能性は高いが, 通訳の安藏, ハルガスン, 福裕, 李志常がじっさいにこうした漢語を話していたのかもしれない。しかし, いずれにしても, 同じ書物の中でもモンケの聖旨とクビライの令旨は直訳体に書き分けられているのだから, じっさいに話される口語とモンゴル語聖旨の直訳体は, まったくちがっていたのである。直訳体がじっさいの口語をそのままに写しているのであれば, 祥邁は, 李志常やモンケたちの会話をこの文体で書けばよかった。

さて, 直訳体を変えたといわれるクビライの命令文でもっとも早いものは, 1244年に河北易州興国禪寺に発令された「天的氣力裏, 大福廕護助, 護必烈大

王令旨」[北図 1990, (48) p. 177] で、次に 1252 年汲県太一広福万寿宮に発令された「長生天底氣力裏，蒙哥皇帝福蔭裏，忽必烈大王令旨」，ほかに『折津志輯佚』「学校」に収録される 1254 年の二通[高橋 1999]，『大元至元弁偽錄』の 1258 年の二通等があげられる。

次に示す令旨は、現存する資料において、クビライが大王として発令した最後のもの、すなわち 1259 年閏十一月、全真教の道士姜善信に宛てて出された発令文である。この年の八月、南宋遠征のため、四川に入っていたモンケが、釣魚山の軍營において急死、クビライは、その報に接しながらも、九月末にはあえて長江を渡り、南宋に侵攻する。いわゆる鄂州の役である。十一月に妻のチャブイからアリク＝ブケ等北方情勢の緊迫化を伝える密使が到着すると、鄂州の後事はバアトルに任せ、閏十一月二日に北還、二十日に燕京に至る。その強行軍のさなかに出されたのである。じつは、この年の夏のはじめ、モンケに南伐を命じられ曹濮の間に駐屯していたとき、すでにクビライはジャムチで姜善信をオルドに召しだし軍旅の事について諮詢していた。かれを気にいり一緒に南伐につれていこうとしたが、辞退された。そのご中統元年の即位と同時に、再度招聘した。従来このように説明されていた[『成化山西通志』卷一五「靖応真人道行碑」]。しかし、この令旨によれば、三月のクリルタイより前に姜善信に祈祷をさせるべく、開平府に到着する以前の行軍中に手配がなされていたのである。次代カアンの座を見据えての特別な令旨だった、といってよい。令旨中にみえる江南の茶、サムガ(贈り物)とは、まさしく長江以南、鄂州一帯で得た品なのであった。ちなみに、クビライとこの姜善信の結びつきは、いご山西、陝西一帯の道觀、祠廟の建設ラッシュを生み出すことにもなる、全真教にとっても特別な令旨であった(詳しくは別稿にて述べる)。

忽必烈大王令旨，示姜先生；你前者來時，我欲將你軍裏去呵，你不肯有來，却□許去開平府。我如今廻來。專差別撒里，楊顥卿鋪馬裏取你去也。候來春二月天氣暖和時分，開平府來者。却不是應了你前日底言語那甚麼。江南別無異物，茶・撒花你取來者。外拋祈禱□□□合用的一切物件，都盡

将来者 想宜知悉 己未年閏十一月十三日衛州北行 [張 1995, p. 37, pp. 262-263].

クビライ ウグ 忽必烈大王の令旨に、姜先生に示す；你が前者來た時、我が你を將て軍裏去こうと欲した呵、你是肯んじなかつたので有つ来が、却って開平府に去くを口許した。我は如今廻って來た。専ら別撒里、楊顥卿を差して鋪馬裏で你を取りに去かせた也。来春二月の天気が暖和になる時分を候つて、開平府に來者。却つて你の前日底言語に応えなかつたら那甚麼。江南は別に異物は無かつたが、茶・撒花は你が取りに來者。外の祈祷□□□合に用いるべき的一切の物件に拋いては、都盡く將つて來者。想うに宜しく知悉すべし。己未年閏十一月十三日、衛州の北にて行す。

定型化の後であれば、たとえば“你已前来的時分、俺要你根底軍裏将去呵、你不肯有來・・・”とでも訳すところだろう。“想宜知悉”はふつう雅文漢文の詔の末尾に使う〔『南村輶耕錄』卷二〇「漢兒字聖旨」〕。“己未”も“羊兒”と、“衛州北行”も“衛州北有時分写來”あるいは、のちの泰定帝イシン＝テムルの即位の詔〔『元史』卷二九「泰定帝本紀」〕のごとく“衛州北裏令旨行有”と訳すのがふつうだろう。この時点でもまだ「前期直訳体」であった。それが、少林寺の1261年6月の「長生天的氣力裏、皇帝聖旨」頃からいわゆる蒙漢合璧碑や『元典章』にみられるモンゴル語を機械的に翻訳した一般的な直訳体へと移行しあげる。

この文体の転換は、おそらく、至元三年十月に勅牒の旧式を改めたこと〔『元史』卷六「世祖本紀」〕、五年の中書省、御史台など各役所間の文書書式の定型化⁽⁹⁾、六年二月のباسバ字の頒行、七年正月の「省、院、台の文移の体式」の制定〔『元史』卷七「世祖本紀」おそらく五年の再確認〕、八年の蒙古学校の設立とも連動し、意図して進められたことであった。⁽¹⁰⁾ この直訳体の定型化によって、モン

(9) 中村・松川 1993, pp. 17-18, 宮 2001, p. 122, 「新編事文類聚翰墨全書」(中国国家図書館蔵明初刻本)甲集卷五「諸式門・公牘諸式」《行移往復體例》、「元典章」卷一四「吏部八・公規二」《行移》【品從行移等第】。

(10) 「太平金鏡策」(前田尊経閣藏)卷三「飾訳學」“自至元六年命國師創為蒙古字之後，宣勅、制詔並皆用、又内立翰学、外設提举、隨路置教、以宣其風、又於凡百公府、各

ゴル語文書は、いかなる訳史の手にかかろうと、漢字圈において、原文の雰囲気そのままにはほぼ一律の翻訳がなされることを保証されたのである。至元二十九年正月の時点でも、華北、江南を問わず詔勅はモンゴル語で頒布されている。二十九年いご、福建行省には漢語版が頒布されるようになったが、河南行省にはあいかわらずモンゴル語の文書が送られた〔『元史』卷一七「世祖本紀〕。これは、おそらく中原はタマ軍が、江南は漢軍が鎮した、混一以来のモンゴルの軍制と密接にかかわるだろう。⁽¹⁾ただし、一般の案牘に関しては、江西行省においても、モンゴル語が用いられるのが普通であった。⁽²⁾なお、中書省、御史台、枢密院ではモンゴル子弟にビチクチを統括させたが、路の訳史の人員は、モンゴル人・漢人よりも、ムスリム・ウイグル人が多くを占めていた。⁽³⁾

1983~84年、カラ=ホト(モンゴル時代の甘肅行省下エチナ路に属する)の発掘調査において、さまざまな言語で書かれたモンゴル時代の文書、典籍の断片が大量に出土した。そのうちの漢文文書、典籍の断片を整理した李逸友は、そこに現れる文体をイリンチンのいう硬訳体(=直訳体)および口語体、書面体の三つに分類した。直訳体は、おもに甘肅行省がエチナ路に発給した箚付の、カアンの聖旨やモンゴル諸王の令旨を引用する部分に見える。諸王やその后妃が駐屯地・通過地であるエチナ路の総管府に宛てた文書は、本来ウイグル文字モンゴル語で書かれていた。それをさらに総管府の訳史が原文に照らして翻訳し副本を作成、原文の後に貼り合わせる。副本のみの文書断片もあるが、サン

→設訳史、以程其用。仍令天下能本朝字語者、授以官爵、蓋以重北方之言、広本朝之字也」、『道團類稿』卷四三「順德路總管張公神道碑」「始置国字、合音以成言、累文而成字、以同四海之文、以達四方之情、以成一代之制。言語文史莫不用焉」、『麟原王先生文集』卷五「送湯輔德廣州蒙古字學錄序」「昔我世祖皇帝、奄有区夏、以遼金及遐方諸國各有字書而本朝尚闕、故特命國師創製蒙古字、頒之四方、期以順言達事而已」。

(11) 熊太古『冀越集記』「国朝軍制」(中国国家図書館蔵乾隆四七年鈔本)「国朝混一之初、以漢軍鎮江南、以探馬赤軍鎮中原、以各衛軍鎮朔漠」。

(12) 〔元典章〕卷一四「吏部八・公規」〔案牘〕〔檢目訳史繁歴〕、〔蒙古刑名立漢兒文案〕。

(13) 〔元典章〕卷一二「吏部六・吏制」〔訳史通事〕〔路訳史出身〕、卷三一「礼部四・学校」〔蒙古学〕〔蒙古学校〕。

ガシリ大王の羊、酒の分例(駐屯地の官府から月ごとに供應される)、ブルガン妃、ナクトゥン妃の米、小麦粉の分例命令では、ウイグル文字モンゴル語の原文に副本を添えたそのままの形で現物がのこっている[李1991, pp. 128-135. F116:W595, W204, W572, W521, F116:W257, W29, W62, W349, W454]. 訳史の署名もあり、也火□、エセン=ブカといった非漢民族が、翻訳を担当したことがわかる[李1991. F116:W595, W357]. また、箇付文書において、これらの諸王、妃とのやりとりが引用される場合には、“畏吾兒文字訳該”とことわりがついている場合が多い[李1991. F2:W51, F116:W596, W349, W561, W160]. 口語体は、民間の書信にもちいられているほか、吏牘文にも供述書として引用されている[李1991. F197:W27, F41:W5, F80:W9, F73:W16]. そして、この口語こそが、大元ウルス治下の華北で用いられた漢語にほかならず、前節で列挙した語録や雑劇中の口語と同類である。このエチナ路の文書の言語の使い分けの原則は、『元典章』、『通制条格』などにおさめられるすべての文書にあてはまる。

『元典章』の刑部、戸部の吏牘に見える華北の人々の口語の例については、すでに吉川幸次郎がおおむね拾い集めて紹介している。したがって、ここではとりあげないが、東平路あれ、濟南路あれ、南京路あれ、河間路あれ、真定路あれ、句末に“有”をつける口語は、いっさい話されていない[吉川1954]。“蒙古文字訳該”とある公牘はすべて直訳体であって、普通の口語のものはない。庶民の言葉が直訳体で語られている場合、注意してみれば、それらのやりとりがすべて中書省や御史台の役人によって、カアンあるいは皇太子、皇太后、モンゴル諸王の御前で代言されたことばであることに気づく。

いいかえれば、『元典章』、『通制条格』などの政書にみえる直訳体は、本来その部分がモンゴル語でなされた会話であることを示し⁽¹⁴⁾、同じ漢字で表記しながら、中国語とモンゴル語の発言を区別するために作り出された最低限の約束な

(14) 『道園類稿』卷二一「送譚無咎赴吉安蒙古学官序」“集昔以文史末属得奉禁林，見廷中奏对文字言語皆以国語達。若夫德音之自内出者，皆画以漢書下之，詔誥出於代言者之手又循文而附諸国語，其来尚矣”。

のであった。直訳体で書かれた案件は、カアンのお耳に達し、少なくとも“そのようにせよ”という直接のおことばをいたいたいのである。モンゴル政権は、あらゆるものごとが、自分たちのことばによって決定、保証されることを、つねに示しておく必要があった。翻訳のさいになめらかな口語や、雅文漢文の文体が選ばれず、モンゴル語の構造をもつ直訳体があえて選ばれたのは、まさにこのためであった(じっさいに、杉山正明は、成宗テムル時代の直訳体の文面から、もとのモンゴル語へのひきもどしが可能なことを実証してみせた[杉山 1993, pp. 115-120])。当時のユーラシア世界では、ペルシア語も公用語であつたが、王族の話すモンゴル語がすべての言語の上に立った。さいきん杉山によって簡潔に紹介されたように、モンゴル時代の「直訳体」現象は中国文化圏に限らない。直訳体ペルシア語、直訳体チュルク語、直訳体チベット語、直訳体アラビア語の各公文書も存在する[杉山 1990b, p. 3, 杉山 2001, p. 131]。たとえば、現存するイランにおけるモンゴル語・ペルシア語の合璧文書——アブニサイード時代(1325年)、シャイフ＝ウワイス時代(1358年)のアルダビール文書においては、モンゴル語命令文の裏に書かれたペルシア語文は極めて簡潔でモンゴル語命令文の直訳に近い文体であり、フレグ＝ウルス末期からジャライル朝においてもモンゴル語からのペルシア語訳文書が発行されつづけていたことを示しているという[渡部 2002, p. 27 註 (27)]。Rasūlid Hexaglot [Golden 2000] や『事林広記』に収められる「至元訳語」をはじめ、東西でさまざまな対訳辞書が、政府の主導のもと、盛んに編纂されたのも、当然の成り行きであった。モンゴル時代の言語を、漢語を中心に捉えようすること自体、無理な話なのである。

ウイグル貴族のセチウル(薛趙吾)、セヴィンチ＝カヤ(貫雲石)をはじめ、ダルガ(チ)であったムスリムのマスウード(馬速忽)、ビラー(必刺)などは、さまざまな書籍の出版に際し、雅文漢文によって、しかも見事な筆跡で序文をよせることができた。セチウル、セヴィンチ＝カヤは散曲作家としても名声をはせ、おなじウイグル貴族の魯鉄柱(字は明善、父は、漢語、サンスクリット、チ

ペット、モンゴルなどの諸言語の翻訳で名高いカルナダス)は『新刊農桑撮要』(台湾国家図書館蔵影元鈔本)を著した[『道園類稿』卷四三「靖州路達魯花赤魯公神道碑」]。この書は、官撰の『農桑輯要』の内容を簡潔にまとめ、平易な口語に近い通俗的なことばで、書きあらためたもので、集慶路において出版された。かれらは、いずれも流暢な漢語を操って本を書き、読み唄うことができた。ぎやくにいわゆる漢人、南人にもしても、モンゴル語を話せる者は、カアン直属、諸王位下のケシク、集賢院や翰林院の学士、各路に設けられた蒙古学の学生はもとより、いくらでもいた。女真の完顔氏を母にもつ馬充実は、幼少の頃、養父の李侯が万夫長でクビライにつきしたがって六盤山に駐屯していた間にウイグル語をマスターし、また許衡の推薦によってクビライに見えたさい、応答はすべてモンゴル語でおこなったという。周貞は大都に数ヶ月いただけでモンゴル語を完璧にマスターし、翰林院の訳掾を足がかりに以後ものすごい勢いで出世していった。⁽¹⁵⁾

そもそも、大元ウルス治下では、いかなる人種であろうとも、官職に就くなれば、何語がしゃべれるか、ウイグル文字・パスパ字・漢字がよめるかどうか、がチェックされた。解由状の記載條項には、根脚(出身、履歴)、前職任官時の業績などとなるんで、何語に通曉しているか、書かねばならなかった。『翰墨全書』は、大徳十一年頃に劉応李が編輯した当時の文書の規範や体例、関連の聖旨、條画などを載せた貴重なマニュアル本だが、甲集卷五「諸式門・公牘諸式」《求仕解由体式》に、その旨しっかり載っている(『元典章』卷一一「吏部・給由」《解由体式》も同じ)。

直訳体をモンゴル語ではなく、漢語として読むならば、モンゴル時代の文書の語ること、それらを収める資料そのものの性格も、ほんとうの意味で理解したことにはならない。

(15) 『道園類稿』卷一四「中書平章政事趙璧謚議」、『清容居士集』卷二七「贈翰林學士嘉議大夫馬公神道碑銘」、『滋溪文稿』卷一七「元故正議大夫僉宣徽院事周候神道碑銘」等。

四. 高麗における直訳体の受容

高麗とモンゴルの接触は、1218年、すなわち太祖チンギス＝カンの十三年にはじまる。十一年に、黒契丹(カラ＝キタイ)⁽¹⁶⁾の金山元帥六哥が率いる九万の軍勢がマンチュリア方面から高麗へ侵略を開始したのに対し、チンギス＝カンはカチン、ジャラクに命じて援軍を差し向かた。モンゴル、東真軍は高麗側から派遣された趙沖、金就礪とともにキタイ軍を破り、ジャラクと趙沖は義兄弟のちぎりを結ぶ。このときはモンゴル側から趙仲祥と高麗德州の進士任慶和の二人が通事として選ばれている。そのご、チンギス＝カンの末弟で、マンチュリア方面を任せられ、またチンギス＝カンの西征中、監国をつとめたテムゲ＝オッチギン、カチウン(チンギス＝カンの三弟)家の当主アルチダイ大王等は矢継ぎ早に高麗に使者を派遣、入貢を求めるようになる。

『東国李相国全集』卷二八の「蒙古国使賚廻上皇帝表」は、まさにそのおり、高麗からチンギス＝カン宛てに返書として奉られたものである。そこには、「恭しんで惟うに皇帝陛下は、上聖の資を挺し、昊天の命を受け^{其の詔}に云ふ、枢を握り極に臨む。万乗の独尊に居し^{其の詔云ふ}「天下独尊」と、武を耀らし威を揚げ、一邦として服ざる微し。誕に明詔を頒し、布くこと偏方に及ぶ。文字の各々殊なるを以て、訳解に憑り而して乃ち識る」とある。つまり、チンギス＝カンからはじまるモンゴ

(16) ここでのカラ＝キタイは中央アジアのいわゆる西遼ではない。ラシードの『集史』「中国史」の緒言に「ヒタイの北方には、ちょうどイラン国の北方にトルコマン人が住んでいるように、草原生活をしている諸部族がいて、ヒタイではこの部族を契丹と呼んでいる。モンゴル人は彼らをカラヒタイと呼び、われわれイラン人も同様である。その住地はモグーリスターーンの草原に接している」とあるように、マンチュリアの契丹も黒契丹と呼んでいた。すでに杉山正明が「カラ＝キタイとは、第二次キタイ帝国の西遼だけでなく、キタイ族全般を呼んだ名称。しかも自称である」と指摘している[本田 1988, p. 394, 杉山 1992, pp. 58-59, p. 100, 杉山 1997, p. 280]。

(17) 「高麗史節要」卷一五は“安只女大王”を作るが、“安只歹”的誤りと思われる。なお『高麗史』卷二二は、アルチダイ大王の名は記さず、モンゴルが使者遣可を派遣しただけ伝える。また、高麗側が遣可より前に派遣されたアルチダイ大王の使者を迎接しなかった“非礼”についても触れていない。

(18) 「高麗史」卷二二、『高麗史節要』卷一五、『國朝文類』卷四一「高麗」、『元高麗紀事』(『永樂大典』卷四四四六), 金 1997, pp. 335, 363.

ル語聖旨は、『蒙韃備錄』「官制」に金牌、銀牌、詔勅等の書に「天賜成吉思皇帝聖旨」と記したとあるがごとく、この時点ですでに例の“mönge tengri-yin kükün-dür, qan jarliq manu”に類する冒頭句を有していた。高麗にもこのウイグル文字モンゴル語文面のまま、送られたものと考えられる。これがあくまで正本であった。ここで“憑った”という“訳解”は、通事の口頭による高麗語訳であったのか、それとも直訳体の副本が添えられていたのか、ほぼ同時期のテムゲ＝オッチギンへの返書では、“但だ來教するに小國の曾て女孩児及び漢児の文字言語を会する人を發遣せず亦た諸般の要底物を進奉せざる等の事を以てし、督責せらること甚だ嚴にして、令を聞きて惶悸し、図る所を知らず”と、じゅうらしいの国書の体を破って、わざわざ口語の語彙を以て答えており、それがオッチギンの「鈞旨」の引用とみえること、高麗から東夏国に転送された文書に“成吉思皇帝聖旨、道与東夏國王；准備親見來者……”云々とあることからすると、後者の可能性のほうが高い〔『東国李相国全集』卷二八「蒙古國使賚廻上皇太弟書」、『東文選』卷六一 瘦升旦「回東夏國書」〕。

両国の国交は、チンギス＝カンの十九年の末にテムゲ＝オッチギンが派遣したモンゴルの使者ジェグユク(著古與)が高麗への道中で殺されるという事件のうち、いったん途絶える。そのご、太宗オゴデイが即位すると、ジェグユク暗殺の一件をむしかえしてその非を咎め、またカラ＝キタイ征伐時の約束の履行を求めて、サルタク＝コルチ率いる軍勢が、高麗進攻を開始した。

『高麗史』には、すでによく知られているように、オゴデイ三年(1231)十二月一日、二十三日到着の直訳体の聖旨が収録されている。この直訳体は、『析津志輯佚』「学校」収載のオゴデイ五年(1233)の聖旨、『元代白話碑集録』巻頭拓本のオゴデイ十年(1238)「鳳翔長春觀公拋碑」中に引用される聖旨等と同じように、いわゆる「前期直訳体」の特徴を呈する(このことからも、漢訳はモンゴル政府によって行われたと考えられる)。

チンギス時代と同様、オゴデイ期に高麗に宛てられた文書の多くも、おそらくモンゴル語原文とその直訳の二通からなっていた。高麗自体は、返書を書く

にあたって全体の地の文は雅文漢文を使用し、引用のみ直訳体とした。これらは、辛卯(1231)、壬辰(1232)の年のモンゴルへの返書、すなわち『東国李相国全集』卷二八に収められた「蒙古行李賚去上皇帝表」、「送蒙古国元帥書」、「送撒里打官人書」、「答蒙古官人書」等に，“其著古與殺了底事”，“其再来人使着箭事”，“又可不愛人戶於我国城子裏入居事”，“又閱淮安公所蒙手簡稱；你國選揀人戶赴開州館及宣城山腳底住坐種田”，“其所稱你者巧言語說得我出去後，却行返變了入海裏住去，不中的人宋立章，許公才那兩箇來的說謊走得來，你每信那人言語呵，返了也事”，“又称；達魯火赤交死則死留下來，如今你每拿縛者”，“又称；你本心投拝出來迎我者。本心不投拝軍馬出來與我廝殺者”といった口語語彙を用いた引用句が混じること、『東文選』卷六一 金敞「与中山・称海両官人書」・卷六二 朴暄「答唐古官人書」が冒頭に“惟長生天氣力，蒙古大朝國(四海)皇帝福蔭裏”的句を置き、後者の註に“來書云；福蔭裏，統領蒙古糺漢大軍征討高麗唐古拔都魯言語，道与高麗王云々”とあることから推測される。

『皇元聖武親征錄』に“是年秋八月二十四日至西京，執事之人各執名位，兀相撒罕(=移刺楚才)中書令，(帖)[粘](重合)[合重]山右丞相，鎮海左丞相。自此(使遣)[遣使](撤)[撒]哈塔火兒赤征收高麗，克四十余城還⁽¹⁹⁾”とあるのは、まさにこの頃のことである。『東国李相国全集』卷二八には、中書令移刺楚才宛ての戊戌、己亥の年の二通の書状も「送晉卿丞相序」と題して、収録されている。だが、こちらは徹頭徹尾、雅文漢文でしたためられ、直訳体の引用を挟まない。高麗に“丞相閣下以磊落奇偉命世之才”，“通詩書，閱礼樂文墨，位宰相”と盛んにちあげられている移刺楚才が、高麗に文書を出したとすれば、やはり華北におけると同様、雅文漢文、もしくは吏牘體で書いたに相違ない。したがって、オゴデイの名のもとに出された高麗宛てのモンゴル語文書は、移刺楚才ではなく総責任者のチンカイ自身がしたためた、と見られる。

さらに、モンゴル語文書に添えられた「前期直訳体」の訳文が金朝治下の華北

(19) 南京図書館蔵清抄本を底本として、台湾国家図書館蔵錢大昕旧蔵鈔本、漸西村舍叢刊本によって校勘。なおこの部分は『元朝秘史』にはない。

の口語、文書言語と一線を画していたこと、高麗自体が口語で文書を記すさいに「前期直訳体」を用いて文書を書くことができなかつたことも、やはり同じ『東国李相国全集』卷二八「密告女真漢兒文」からうかがえる。当該文書は、亡命してきた女真、漢兒(契丹も含む)から聞いた状況をもとに、女真、漢兒等の旧官僚に、高麗での優遇を約束して、一族郎党率いての亡命を勧誘する文書である。

比來你毎及回回阿万等諸国人獸，隨蒙古投來我國者，袞袞不絕。其人等皆來伝你毎所言云；「阿每久為蒙古驅逼，不堪其苦……是故頃者羊波奴甚憤之，方蒙古之伐東真也，率其屬征其本屯尽殺了留在男女，遂入石城自保，蒙古於癸巳甲午年間，攻其城殺了底，自是後常疑吾屬者久矣……」毎來人所伝如是，其言不可不信，何者且我國与你毎国通好僅百年而略無嫌隙……このごろ汝らおよび回回阿万等の諸國の人、家畜で、占領されるに従つて我が國に亡命してくる者が、滾々として絶えない。その人等は皆お前達が申していることを伝えてくる。「わたくしたちは、久しくモンゴルのために駆逐されその苦しみに堪えませぬ……この故に、さきごろ羊波奴が甚だ憤りまして、ちょうどモンゴルが東真を征伐にいっているすきに、部下を率いてモンゴルの本拠地を討ち居残っていた男女を皆殺しにし、石城に逃げ込み籠城しました。モンゴルは癸巳甲午年間に、その城を攻撃し滅ぼしました。これよりのちいつもわが部族を疑うようになって、久しく述べます……」毎度、来る者が伝える所はこのようであるので、其の言を信じないわけにはいかない。何となれば我が國とお前達の国は好みを通じて百年たつだけではなく怨恨もほとんどない。

女真、漢兒、高麗共通の口語漢語、もしくは書面の口語漢語があったにしても、直訳体では決してなかつたのである。それに、李相国すなわち李奎報は、⁽²⁰⁾口語の漢語がどのようなものか、ちゃんと知っていた。

(20) 『東国李相国全集』卷三五「曹溪山第二世故斷俗寺住持修禪社主贈謚直覺國師碑銘并序奉宣述」“國師領之，以手中扇授之，師呈偈曰；「昔在師翁手裏，今來弟子掌中，若遇熱忙狂走，不妨打起清風」。國師益器之。又一日，隨國師行，國師指一破鞋云；「鞋在遮裏，人在什麼處」。答曰；「何不其時相見」國師大悅……”。

高麗王室は、中統元年(1260)、四十数年の長きにわたる抗戦から、クビライ新政権への参加へと路線を転換する。翌年夏、高麗国王は、クビライに対し、アリク=ブケ打倒の祝賀と以後の忠誠の証しを兼ねて、世子をクビライのもとへ入朝させる。その時開催された宴会の様子を、掌記として実際に參加した王惲は次のように伝える。

[中統二年夏六月十日]是日高麗世子(植)諱來朝，詔館於都東郊官舍，從行者一十八人，選必闡赤太原張大本字仲端，美豐儀，辨而有文采為館伴焉。繼命翰林承旨王鶴，郎中焦飛卿犒慰。有詔，「翼日都省官與高麗使人每就省中戲劇者」。十一日辛丑，都堂置酒宴，世子(植)〔諱〕等於西序，其押燕者，右丞相史公，左丞相忽魯不花，王平章，張右丞，張左丞，楊參政，姚宣撫，賈郎中，高聖拳，從西榻南頭至東北作曲肘座，掌記王惲，通訳事李顥祖，皆地座西嚮。其高麗世子与參政李藏用字顥甫，尚書李翰林直學士，南榻座亦西嚮。又有龍舒院書狀等官凡六人，尚書已下三人，皆襪而登席，相次地座。酒數行，語既不通，其問答各以書相示。丞相史公首問曰；「汝國海中所臣者，凡幾處，軍旅有無，見征戍者，掌兵者何人，官號何名」。參政李藏用對曰；「掌兵者金氏」・・・[『秋澗先生大全文集』卷八二「中堂事記下」]中書省の漢人官僚を中心に(もっとも彼らの多くはモンゴル語も話せた)，高麗の使節の相手をつとめ，ビチクチ，通訳事も同席した。通訳事の李顥祖は，中統元年七月十三日，燕京に行中書省を設立した時点では，宣使であって，通訳使は，阿里和之(西域人)・道奴大哥・王合刺の三人，および王炳(字は煥鄉，太原人)であった[『秋澗先生大全文集』卷八〇「中堂事記上」]。阿里和之等が選ばれていないことからすれば，想定された共通語はおそらく漢語であった。にもかかわらず，結局互いの言葉は通じず，筆談に頼ったという。史天沢等の筆談は文語で示され，「(翼)〔翌〕日，都省の官は高麗の使人毎與省中に就きて戲劇者」とのクビライの聖旨は直訳体に書き分けられている。

クビライ以降，高麗王の世子は，官人子弟を率いて，質子(トゥルカク)として大元ウルスのケシクに入参することが不文律となつた。とくに忠烈王がカア

ンの公主を娶る駙馬(グレゲン)となった至元十一年以降，急速に高麗王室はモンゴル化する。歴代の高麗王自身に，モンゴルの血が半分流れることになったこと，公主降嫁に伴う人・モノの流入，モンゴル貴族文化の伝播はもとより，行政システム上も，完全にモンゴルに組み込まれた。最近の森平雅彦の研究で明らかにされつつあるように，王室は最大の姻族コンギラト駙馬家，オングト駙馬家等と同等の待遇を得，高麗の地は，大元ウルスを構成する行政単位の行省のひとつ，征東行省として機能すると同時にモンゴルから駙馬に与えられた投下領でもあった。⁽²¹⁾ モンゴル語の重視は当然のことであった。モンゴル語の巧みな者が，出身を問わず取り立てられ，元宗，忠烈王等の寵愛をうけた。康俊才，康允紹，鄭子瑛，柳清臣（かれらが“嬖幸”，“姦臣”とされるのは，『高麗史』を編纂した李朝の見解に過ぎない），鄭仁卿，朴全之，崔安道，權廉，崔文度等，皆そうである。クビライに目をかけられナリン=カラと呼ばれた元卿の⁽²²⁾ ような人もいる。なかでも，趙仁規は，高麗王家にその聰明をみこまれ，とくに選ばれて若年よりモンゴル語を学んだ人物であった。忠烈王が大元ウルス朝廷にトゥルカクとしてクビライのケシクにあった時にも付き従った。クビライをしてそのモンゴル語の能力に感心せしめただけでなく，漢語にもあかるく，朝廷の詔勅の翻訳にさいしては，まったく間違いを犯したことがなかった。趙仁規登場以前は，高麗ではモンゴル語を学んでも会話に巧みな者が現れず，大

(21) 「太祖康獻大王実録」卷一“元朝一統，釐降公主，遼瀋地面，以為湯邑，因置分省”。森平 1998a，森平 1998b，森平 2001。

(22) 『高麗史』卷七五「選舉志三」「元宗元年四月下旨散員康俊才以本系微賤限在七品，然能通蒙古語，宜限五品」，『高麗史』卷一二三「嬖幸列伝・康允紹・鄭子瑛」「康允紹本新安公之家奴，解蒙古語，以姦黠得幸于元宗。累使于元」，“鄭子瑛亦訛者也。本靈光郡押海人。初僧俗補訛語都監錄事。因習蒙古語，累入元以勞軀官至知僉議府事”，『高麗史』卷一二四「嬖幸列伝・元卿」「卿幼習蒙語，屢從王入朝。世祖常呼之曰納麟哈刺，以其應對詳敏，舉止便捷故曰納麟，鬚髯美黑故曰哈刺。嘗受元命為武略將軍征東行中書省都鎮撫、帶金符”，『高麗史』卷一二五「姦臣列伝・柳清臣」「清臣幼開悟，有胆氣，習蒙語，屢奉使于元，善應對，由是為忠烈寵任”，そのた「鄭仁卿墓誌銘」，「朴全之墓誌銘」，「崔安道墓誌銘」，「權廉墓誌銘」，「權妻柳氏墓誌銘」，「崔文度墓誌銘」（金 1997, pp. 423, 454, 510, 513, 523, 527）等参照。

都，上都に使者を派遣するさいには，大寧府の総管の康守衡が通訳を命じられていたという〔『高麗史』卷一〇五「趙仁規伝」〕。

モンゴルには，モンゴル語で話せばよかつたのであり，ブローカンな漢語を話す必要は，なかった。そもそもモンゴルも，カチンの高麗入境当初から，義州の配下の者に高麗のことばを学ばせる姿勢をとり，ことさら間に漢語の通訳者を立てようとはしなかった。この状況は，明初にいたっても変わらなかつた。朱元璋自身が，高麗のスパイが，達達(タールニモンゴル)にあれば達達話を，漢兒にあれば漢兒話をと，自由自在に使い分けていることを聖旨の中で証言している〔『高麗史』卷四四「恭愍王世家七」〕。ただ，高麗は，このとき自国の言語の表記方法としては漢字しかもっていない。まだ表音文字のハングルは存在しない(モンゴル語やペルシア語，漢字の音を表記することのできるパスパ字で朝鮮語を表す発想や試みがあった可能性はじゅうぶんにあるが，現在のところ，こうした現物は見つかっていない)。文字を媒体とする際には，漢語を用いざるを得なかつた。こんにち，我々日本人が，『元典章』の直訳体や，『元朝秘史』の傍訳を，語順を動かすことなくそのまま日本語に置き換えて読むことが可能であるように，同じアルタイ語系に属する高麗においても直訳体が有効であった。

『高麗史』には，クビライ以降の直訳体聖旨も転載されている。以下に，そのうちのいくつかを紹介する。

○卷二七「元宗世家三」十三年二月己亥

“都省奏奉聖旨；教世子親自去者。教尚書省馬郎中做伴當去者”。

都省が奏じて奉じたる聖旨に；世子を^し教^{みずからいかしめよ}て親自去者。尚書省の馬郎中を教^して伴當と做し去者。

○卷二八「忠烈王世家一」三年二月丁卯

“枢密院奏奉聖旨；令茶丘前去高麗，与忻都一同勾當者。征日本還家三千軍也教去者”。

(23) 〔『高麗史』卷二二「高宗世家一」六年二月己未「哈真等還，以東真官人及僕從四十一人留義州，曰；「爾等習高麗語，以待吾復來」」。

枢密院が奏じて奉じたる聖旨に；茶丘を令て高麗に前去，忻都と一同に
勾當者，日本に征して還家せる三千の軍也教去者。

○卷三一「忠烈王世家四」二六年十一月

“於大德四年七月初八日都省就喚当職元引官員省会奏過事内一件；「奴婢的勾當依本国体例行者」，聖旨了也。欽此。統准都省咨文該；「王与濶里吉思那的每言語不叛一各別的一般，除是別定奪，怎生呵是」奏呵，奉聖旨；「冬間王差将人来者，你也好生商量，怎生。定体的那其間了也者。除這的外，王教奏的言語依着他的言語者」。欽此。

大德四年七月初八日に都省が当職、元引の官員を就喚し省会して奏過せる事の内一件に；「奴婢の勾當は本国の体例に依って行者」と聖旨が了也。

此れを欽しめ。続けて准けたる都省の咨文の該に；「王と濶里吉思那的毎の言語は一に帰さず各々別的一般。是別の定奪は除するも，怎生いたした呵是でしょうか」と奏した呵，聖旨を奉じたるに；「冬の間に王は人を差し将て来ざ者。你也好生商量したら怎生。定体的那其間了也者。這のことの除するの外は，王が基督教しめ的言語は他的言語に依着せ者」此れを欽しめ。

○卷三七「忠穆王世家」四年二月乙未

“元中書省移咨云；至正七年九月十四日，咬咬樹薛第三日，明仁殿内有時分，速古赤仏家奴，云都赤撒廸米失，殿中監給事燕古兒赤等有來。帖木兒答失左丞相特奉聖旨；「在前高麗百姓未曾歸附的時分，他每倚本俗行來也者。托賴上天屬了咱每的時分，昨前知道不答失里將那百姓好生殘害的上（明）[頭]，『知道一介人害高麗百姓』麼道，將不答失里罰去逃南地面，為他依勢力不依法度行來的勾當，已嘗命諳知彼中事體，王脫懼，金那海教正理去來。時下促急，便怎生正理的有。如今交八麻朶兒赤和王脫懼等与勾当的好人一同，不揃是誰，依勢力欺壓百姓的并民間不事理，好生正理，奏將來者」”。

元の中書省が咨を移して云へらく；至正七年九月十四日，咬咬樹薛の第三日，明仁殿の内に有る時分に速古赤（天蓋持ち）の仏家奴，云都赤（刀劍持

サンダミシユ
 ち)の撒迪米失、殿中監給事の燕古児赤等が有来、帖木兒答失左丞相が特
 ジャリック
 奉せる聖旨に;「在前、高麗の百姓が未だ曾て帰附せざる的時分は、他毎は
 本俗に倚して行って來た也者。上天に托頼して咱毎に屬了的時分に、昨前
 ブダシリ そこ ひとびと も だらう
 不答失里が那の百姓を將て好生残害したのを知道的上頭、『一介人が高
 リビト
 麗の百姓を害したのを知道』麼道、不答失里を將て罰し逃南の地面に去かし
 め、他が勢力に依り法度に依らず行って來的勾當の為に、已に嘗て彼中の
 事体を諳知するを命じ、王脱懽、金那海を正理教しめに去かせ來。時下促
 急なれば、便ちに怎生正理した的有る。如今八麻朶児赤(忠穆王)和王脱懽
 等を交て勾当的好人と一同に、不揃是誰、勢力に依りて百姓を欺圧する的
 並びに民間の事理ならざるは、好生に正理し、奏じて將て來者』。

これらは、何段階かの編纂過程を経て収録されているため、字句の乱れ、脱落が想定される部分もある。至元十年に齋された文書が、六年に制定されたばかりのパスパ字で書かれていたため、高麗側は誰も読めず、使者がその大意を伝えたこと、至元十八年二月に、高麗のビチクチが文書の行移のノウハウに諳練していなかったため、大元ウルスの吏員の派遣を請うことからすると『元高麗紀事』(『永樂大典』卷四四四六)]、至元以降は、モンゴル原文書のみが送付され、高麗王府内で直訳が為された可能性も否定はできない。ただし、漢語の通訳の教育は、モンゴル語より遅れ、忠烈王二年／至元十三年(1276)になってはじめて、通文館において開始される。翻訳を掌る司訳院の設置はさらに後のことである。⁽²⁴⁾『朝鮮実錄』では、高麗における漢語専修の機関は、漢語都監と司訳尚書房と呼ばれたといい、前者が通事、後者が訳史の養成を担当したと見られる。こんにち『永樂大典』の残巻から鈔出された高麗関係の案牘、記事は、主

(24) 『高麗史』卷二七「元宗世家三」十四年正月壬戌“元使來，王迎詔于宣義門、其文用新制蒙古字，人無識者。使者云：因林惟幹所奏，求火熊皮也”。

(25) 『高麗史』卷七六「百官志一」「通文館，忠烈王二年，始置之，令禁內学官等參外年，未四十者習漢語。時舌人多起微賤，伝語之間，多不以實懷奸濟私，參文學事金塙建議置之。後置司訳院以掌訳語」。

(26) 『世宗莊憲大王実錄』卷九三 [二十三年辛酉八月乙亥] “高麗設漢語都監及司訳尚書房，專習華語。其時漢人來寓本國者甚多”。

として『経世大典』「征伐類・高麗」によっている。モンゴル政府は、高麗に宣諭した訓言・文書、高麗が奏上した表文等はチンギス＝カン以来すべて保管していた。それらを資料として使用した『経世大典』はモンゴル語原文、吏牘体、直訳体をすべて雅文漢文に書き改めたため、『高麗史』収載の直訳体と直接の比較はできない。しかし、この時代の文書の様式に習熟していれば、これらの漢文からもとの直訳体、さらにモンゴル語原文のあらましを想定することは、二重の手間を必要とするが、可能である。

いずれにしても、『高麗史』において、直訳体が現れるのは、やはりすべてカアンの勅諭、聖旨、もしくはモンゴル諸王の言語^{ことば}(ウゲ)、モンゴル官僚の上奏の引用に限られている。しかも華北での聖旨の文体の変化と完全に軌を一にする。(以下次号につづく)

文献表(上)

- 太田辰夫 1954 : 「漢兒言語について——白話発達史に関する試論——」『神戸外大論叢』5-3, pp. 1-29. (のち『中国語史通考』東京, 白帝社, 1988, pp. 253-282 に収録)
- 1996 : 「孝經直解詞詞」「元版 孝經直解」東京, 汲古書院, pp. 1-21.
- 亀井孝・大藤時彦・山田俊雄
1966 : 「言語史の資料と性格」「言語史研究入門」(日本語の歴史 別巻) 東京, 平凡社, pp. 49-80.
- 金文京・玄幸子・佐藤晴彦・鄭光
2002 : 「老乞大——朝鮮中世の中国語会話読本——」(東洋文庫) 東京, 平凡社.
- 栗林均・確精扎布
2001 : 「『元朝秘史』モンゴル語全単語・語尾索引」仙台, 東北大学東北アジア研究センター叢書4.
- 佐藤晴彦 1995 : 「『孝經直解』校訂と試訳」「神戸外大論叢」46-6, pp. 1-24.
- 1996 : 「『孝經直解』解説」「元版 孝經直解」東京, 汲古書院, pp. 61-74.
- 杉山正明 1990a : 「草堂寺閻端太子令旨碑の譯注」「史窓」47, pp. 87-106, +2pls.
- 1990b : 「元代蒙漢合璧命令文の研究(1)」「内陸アジア言語の研究」V, pp. 1-31, +2pls.
- 1991 : 「元代蒙漢合璧命令文の研究(2)」「内陸アジア言語の研究」VI, pp. 35-55, +2pls.
- 1992 : 「大モンゴルの世界」東京, 角川書店.

- 1993 : 「八不沙大王の令旨碑より」『東洋史研究』52-3, pp. 105-154.
- 1997 : 「遊牧民から見た世界史」東京, 日本経済新聞社.
- 2001 : 「イリンチン先生を偲ぶ」『内陸アジア言語の研究』XVI, pp. 123-132.
- 高橋文治 1991 : 「太宗オゴディ癸巳年皇帝聖旨訳註」『追手門学院大学文学部紀要』25, pp. 422-402.
- 1995 : 「モンゴル時代全真教文書の研究(1)」『追手門学院大学文学部紀要』31, pp. 168-150.
- 1997a : 「モンゴル時代全真教文書の研究(2)」『追手門学院大学文学部紀要』32, pp. 176-157.
- 1997b : 「モンゴル時代全真教文書の研究(3)」『追手門学院大学文学部紀要』33, pp. 154-132.
- 1997c : 「至元十七年の放火事件」『東洋文化学科年報』12, pp. 62-76.
- 1999 : 「クビライの令旨二通——もうひとつの道仏論争——」『アジア文化学年報』2, pp. 64-76.
- 竹越孝 1996a : 「吳澄『經筵講義』考」『人文學報』273, pp. 59-73.
- 1996b : 「許衡の経書口語解資料について」『東洋学報』78-3, pp. 1-25.
- 2000 : 「蒙漢対訳文献における“有”的対応蒙古語」『開篇』20, pp. 66-99.
- 2002 : 「從《老乞大》的修訂來看句尾助詞“了”的形成過程」『中國語學』249, pp. 42-60.
- 田中謙二 1962 : 「『元典章』における蒙文直訳体の文章」『東方学報』32, pp. 187-224.
- 2000 : 「『元典章』文書の研究」『田中謙二著作集』第二冊, 東京, 池古書院, pp. 275-457.
- 田村祐之 1998 : 「『朴通事諺解』の試み(3)」『饗鑿』6, pp. 46-72.
- 中村淳 1994 : 「モンゴル時代の『道仏論争』の実像——クビライの中国支配への道——」『東洋学報』75-3-4, pp. 33-64.
- 中村淳・松川節 1993 : 「新発見の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』VIII, pp. 1-92, +8pls.
- 中村雅之 2001 : 「契丹人の漢語——漢児言語からの視点——」『富山大学人文学部紀要』34, pp. 109-118.
- 船田善之 1999 : 「『元典章』読解のために——工具書・研究文献一覧を兼ねて——」『開篇』18, pp. 113-128.
- 本田實信 1988 : 「ラシード・アッディーンの『中国史』について」『東方学』76, pp. 1-17.
(のち『モンゴル時代史研究』東京, 東京大学出版会, 1991年, pp. 383-404に
「ラシード・ウッディーンの『中国史』」として収録)
- 松川節 1995 : 「大元ウルス命令文の書式」『侍兼山論叢』史学篇 29, pp. 25-52.
- 宮紀子 1998 : 「『孝經直解』の出版とその時代」『中国文学報』56, pp. 20-57.
1999a : 「鄭鎮孫と『直説通略』(上)」『中国文学報』58, pp. 46-74.
1999b : 「鄭鎮孫と『直説通略』(下)」『中国文学報』59, pp. 99-132.

- 2001：「程復心『四書章図』出版始末考——大元ウルス治下における江南文人の
保举——」『内陸アジア言語の研究』XVI, pp. 71-122, +6pls.
- 2003：「『対策』の対策——大元ウルス治下における科挙と出版——」『古典学の
現在』V (文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「古典学の再構築」),
pp. 5-126.
- 森平雅彦 1998a : 「駿馬高麗国王の成立——元朝における高麗王の地位についての予備的
考察——」『東洋学報』79-4, pp. 1-31.
- 1998b : 「高麗王位下の基礎的考察——大元ウルスの一分権勢力としての高麗
王家」『朝鮮史研究会論文集』36, pp. 55-87.
- 2001 : 「元朝ケシク制度と高麗王家——高麗・元関係における禿魯花の意義に
関連して——」『史学雑誌』110-2, pp. 60-89.
- 吉川幸次郎 1954 : 「『元典章』に見えた漢文吏牘の文体」『東方学報』24,
(のち「吉川幸次郎全集」15, 東京, 筑摩書房, 1969, pp. 333-363 に収録)
- 渡部良子 2002 : 「『書記典範』の成立背景——14世紀におけるペルシア語インシャー
手引書とモンゴル文書行政——」『史学雑誌』111-7, pp. 1-31.
- 北京図書館金石組 (北図)
1990 : 『北京図書館蔵歴代石刻拓本匯編』第 45-51 冊, 鄭州, 中州古籍出版社.
- 蔡美彪 1955 : 「元代白話碑集録」北京, 科学出版社.
1997 : 「元代道觀八思巴字刻石集録」『蒙古史研究』5, pp. 55-114.
- 陳高華・史衛民
2001 : 『中国風俗通史』元代卷, 上海, 上海文芸出版社.
- 陳垣・陳智超・曾慶瑛
1988 : 『道家金石略』北京, 文物出版社.
- 方齡貴 1991 : 「元明戲曲中的蒙古語」上海, 漢語大詞典出版社.
2001 : 『古典戲曲外來語考釈詞典』上海, 漢語大詞典出版社, 雲南大学出版社.
- 賈成惠 2001 : 「内丘梵雲寺元代聖旨碑」『文物春秋』2001-2, pp. 63-65.
- 金龍善 1997 : 「改訂版 高麗墓誌銘集成」春川, 翰林大学校.
- 康寔鎮 1985 : 「『老乞大』『朴通事』研究——諸書之著成及書中漢語語音語法之析論——」
台北, 学生書局.
- 李泰洙 2000a : 「『老乞大』四種版本从句尾助詞研究」『中國語文』2000-1, pp. 47-56.
2000b : 「古本、諺解本『老乞大』里方位詞の特殊功能」『語文研究』2001-2,
pp. 30-38.
2000c : 「古本『老乞大』の語序詞“有”」『語言教學与研究』2000-3, pp. 77-80.
- 李泰洙・江藍生
2000 : 「『老乞大』語序研究」『語言研究』2000-3, pp. 71-82.
- 李文仲 1996 : 「金山嘉祐禪寺元代聖旨碑」『文物天地』1996-3, pp. 24-25.
- 李逸友 1991 : 「黑城出土文書 (漢文文書卷)」北京, 科学出版社.
- 李崇興 2001 : 「元代直訳体公文の口語基礎」『語言研究』2001-2, pp. 65-70.
- 梁伍鎮 2000 : 「論元代漢語『老乞大』の語言特点」『民族語文』2000-6, pp. 1-13.

劉堅・蔣紹愚

1995：『近代漢語語法資料彙編 元代明代卷』北京、商務印書館。

呂雅賢 1993：「『孝經直解』の語法特点」『語文研究』48, pp. 1-6, 42.

宋沙蔭・簡声援

1985：『淨土古刹玄中寺』北京、中国展望出版社。

葉昌熾・柯昌泗

1994：『語石 語石異同評』北京、中華書局。

亦隣真 1982：「元代硬訳公牘文体」『元史論叢』1, pp. 164-178.

2001a：『亦隣真蒙古学文集』呼和浩特、内蒙古人民出版社。

2001b：(加藤雄三訳)「元代直訳公文書の文体」『内陸アジア言語の研究』XVI, pp. 155-172.

余志鴻 1992：「元代漢語の後置詞系統」『民族語文』1992-3, pp. 1-10.

張江濤 1995：『華山碑石』西安、三秦出版社。

鄭光 1999：「元代漢語の『日本老乞大』」『開篇』19, pp. 1-23.

2000：「原刊『老乞大』解題」鄭光主編『原刊『老乞大』研究』北京、外語教学与研究出版社。

祖生利 2001a：「元代白話碑文中代詞的特殊用法」『民族語文』2001-5, pp. 48-63.

2001b：「元代白話碑文中方位詞的格標記作用」『語言研究』2001-4, pp. 62-75.

2002a：「元代白話碑文中詞尾“每”的特殊用法」『中國語研究』44, pp. 19-31.

2002b：「元代白話碑文中助詞的特殊用法」『中國語文』2002-5, pp. 459-472.

Golden, P. B. 2000 : *The King's Dictionary The Rasūlid Hexaglot: Fourteenth Century Vocabulary in Arabic, Persian, Turkic, Greek, Armenian and Mongol*, Leiden, Brill.

[付記] 本稿は、文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励金)による研究成果であり、京都大学大学院文学研究科に提出した博士学位請求論文『大元ウルスの言語資料と出版文化』(2002年3月8日受理)の第1部第4章にあたる。なお、本稿の要旨および関連資料は、2001年2月22日に高麗大学校鄭光教授の講演を主として開催された京都語学サークル二月研究会「小特集・翻訳の文化史」(平田昌司京都大学教授主催、於キャンパスプラザ京都)にて発表した。当初『中国文学報』63, 64(2001年10月、2002年4月)に分載予定だったが、事情が生じ、本誌に投稿させていただく運びとなった。その間、研究会に参加されていた諸氏を中心に様々な論著が発表され、なかには従来および当日示された見解をかなり修正し、資料面で相当重複する記述も見受けられる。私自身の論旨は一貫しているが、二年半の歳月を経たため、最新状況について加筆した。以上、敢えておことわりしておきたい。

[補注] “大福廬”が具体的に何を指すのか従来明らかでないが、セヴィンチ=カヤの散曲「皇都元日」に“聖天子有百靈助”という。『太平樂府』卷七 [雙調・新水令]。

『烏臺筆補』訳註稿

沖田道成 加藤聰 佐藤貴保
高橋文治 向正樹 山本明志

元・王惲『秋澗先生大全文集』(以下『秋澗集』と略す)卷85・『烏臺筆補』3・第十四番目の案件まで、その全文に日本語訳と註釈とを付す。

●原文は『四部叢刊』本に拠り、『元人文集珍本叢刊』(新文豊出版公司)も適宜参照した。また、『四庫全書』本は、テキストとして必ずしも信頼に足るものではないが、校訂において適宜参考した。 ●『秋澗集』の巻数と巻内の順番に従って、各案件にそれぞれ番号を付した。たとえば、85-4とは卷85の四番目の案件の意である。

●原文中の誤字は()で示し、正しいと思われる字を〔 〕で示した(文字の異同や校訂に関わることは、【註】においても適宜言及する)。 ●改行と空格とは原形に倣い、各案件の表題部分においても、それら改行と空格が何の字に対するものかを註記した。 ●意味があると思われる原文中の略字体は、なるべく原形のまま残した。

●【註】中にいう(漢)は『漢語大詞典』、(宋元)は『宋元語言詞典』、(張)は張相『詩詞曲語辭匯釈』の略である。 ●『秋澗集』卷84・『烏臺筆補』2の全文については、すでに『中国研究集刊』30(2002年6月)に訳註稿を発表している。適宜参考されたい。

85-1 為運司併入總管府選添官吏事狀

照得，隨路總管府，自至元元年止是管領民訟差稅而已。以故總府州縣往往員數不備，其或闕員去處多不補差。今者已將運司所管酒稅·醋稅·倉庫院務·工匠造作·鷹房打捕·金·銀·銅·鐵·丹粉·錫礮·茶場·窯冶·

塩・竹等課并奥魯諸軍，尽行併入各路總管府，通行節制管領。比之在先，職掌事務，其繁冗增劇，豈止數倍。之上所賴，用得其人，員設必備，方可辦集。不然，将来事有失悞，不惟官吏枉被罪戾，且以員數不敷為辭。至於都轄上司，歲終考課，儻無成効，切恐不得獨免言責。以某愚見，即目注擬總管官員，理合精選材望素重，強幹有聞，清慎明著之人，使之統紀於上。其衰老罷軟不職素無政蹟者，亦合体究得實，量加黜罰外，拋總管・同知州・同府尹以下官員，驗部分大小事務繁簡，照依舊例添設員數。如總府之治中・散府之推官・上中州之觀察節判・赤劇縣之特設丞簿是也。其府州司縣首領官吏，亦合添設員數，分掌案牘□□□〔無致遺〕失。依上勾當如此，庶望上下分職，各率其屬□□〔以治〕其政，則民安事辦，不致内外庶務有所曠闕。拋□□□〔此合行〕具呈。

【訳】 転運司を路の総管府に統合したがために総管府の定員を増やすべきことについての意見書

関係路の総管府は、至元元年(1264)以来民訟と差發・賦税を司るだけであった。そのため、路の総管府や州・県の役所は、だいたいにおいて定員に満たず、缺員があっても補充されていないところが多い。いま、転運司の管轄下にあった酒税・醋税・倉庫院務・工匠造作・鷹房打捕・金・銀・銅・鉄・丹粉・錫碌・茶場・窯冶・塩・竹等すべての専売収入、及びアウルク(奥魯)の管理義務が路の総管府に統合され、一括して総管府が管理統轄するようになった。これを以前と比較すると、職務の複雑さ、多忙さは数倍に止まらない。上級官庁が頼るところは人であり、官吏の定員が備わってこそはじめて、税の徵収・処理が可能となる。そうでなければ、今後職務に過失があった場合、官吏がいわれなく罪に問われるばかりでなく、反対に官吏の定員が満たされていないことを口実にされかねない。中央の上級官庁が年の終わりの勤務評定を行うときに、もし実績が挙がっていないということになれば、わたくしが恐れるのは、御史臺もこのことを弾劾せざるを得ないということである。

わたくしが思うに、路の総管府の人事案をただちに作り、有能の誉れ高く、辣腕で聞こえ、清廉潔白な人を選び、彼らに上役として取り締まらせるべきである。年老いて軟弱無力で使い物にならず実績もない者は、実地に取り調べて間違いなければ、適宜降格・罷免を行うほか、総管・同知州・同府尹以下の官員は、部署の規模や職務の忙しさを調べ、旧例に照らしてポストを増設すべきである。たとえば、総管府の治中、散府の推官、上州・中州の觀察判官と節度判官、赤県・劇県の丞・主簿がそれである。路に所属する下級衙門の役人も、ポストを増設し、文書の事務処理を分担すれば遺漏がない。上記に従って施行すれば、上下の職分を分かち、それぞれ属僚を統率して政務を整え、民はおさまり仕事は処理され、内外のあらゆる職務は怠慢がなくなるであろう。

これについては、具呈書をおくるべきである。

【註】 ●運司併入総管府—『元史』卷7・世祖本紀4・至元八年(1271)二月己亥の条に「諸路転運司を罷めて総管府に入る」という。したがって本案件は至元八年二月の直後に書かれたものと推測される。本案件は表題に「運司併入総管府」といいながら、王惲が実際に展開しているのは「総管府が転運司に併入された」というに等しい路総管府の窮状である。中国風の官制に一応は立脚したと思われるモンゴル時代最初の漢地支配機構は、耶律楚材が設立したといわれる「十路徵収課税所」がその始めだが、そもそも「十路徵収課税所」は、「徵収課税所」という名に明らかなように「転運司」としての色彩を強くもつたものと思われ、以後、至元八年二月までの漢地支配機構の変遷は、路総管府と転運司の分離・統合の過程といってよい。クビライ時代の中統元年(1260)に発足した「十路宣撫司」は、その下部に「(諸路)監權課税所」という組織をもつて実質的には「十路徵収課税所」の職掌を継承、発展したものであったが、この「十路宣撫司」が中統二年十一月に廃止された後は、同三年十二月に「十路宣慰司」が立ち、同四年正月には「諸路監權課税所」は「諸路転運司」として独立している(『元史』卷5・世祖本紀2による)。至元八年の「転運司の総管府への併入」は、その意味で

は、関係路の総管府が「徵収課税所」に回帰したことを意味するかもしれない。また一方、これを別の観点から見るならば、中統三年に設立された諸路転運司のヘッドクオーターとして同年に置かれた都転運司（この都転運司が中統四年に「諸路監榷課税所」を吸収する）には、後の財務長官 アフマド（阿合馬 Ahmad）がいた。このアフマドは、至元元年（1264）十一月に中書平章政事となり、至元三年正月には制国用使司を設立して司使に、至元七年正月には制国用使司を尚書省に発展、解消して平章尚書省事になり、六部を尚書省に移管するにいたる（『元史』卷85・百官志1参照）。これらの流れはすなわち、アフマドがクビライ時代の財務長官として擡頭し、政治力を獲得してゆく過程であったが、至元八年の「転運司の総管府への併入」もこうした一連の流れの一つであり、つまりは、クビライ時代の地方支配機構が転運司・総管府ともども実質的にはアフマドの管轄に入りつつあったことを意味する。こうした点からするならば、王惲が本案件で展開しているのは、実はアフマド批判だったように思われる。

●照得—
「照」は、もとは、つまびらかにする、の意。「得」は語助。文書の発端、段落の変わり目にあたる部分に用いられるが、実際にはほとんど意味がない。

●隨路—「諸路」「各路」などとの使い分けがあることからすれば、「隨路」は、関係する路、といった意。「隨」は、関係する中から任意に選ばれるので「隨」という。転運司と総管府の関係は、各地域の状況に応じて一様ではなかったと思われ、本案件が述べる内容も漢地全体を視野に入れた一般論ではないと推測されるが、王惲がどういった地域を想定して本案件を書いているのかは、よくわからない。ただし、本案件に「奥魯諸軍」の言及があることからすれば、山東や河北等を想定すべきかもしれない。

●自至元元年止是管領民訟差税而已

一前註で述べたように、「十路宣撫司」が「十路宣慰司」と「諸路転運司」とに分割されたのは中統三年（1262）十二月のことであり、しかもこのときクビライは、「諸路管民官は民事を理さめ、管軍官は兵戎を掌り、各おのの司る所有りて、相い統攝せざれ」という詔を出している（『元史』卷5・世祖本紀2）。総管府が「ただ民訟・差税のみを管領する」ようになったのは恐らく至元元年（1264）以前か

らであった。にもかかわらず王惲がここで敢えて「至元元年より」と述べるのは、この年が「遷転の法」も定まり、中国風の官制が一応はスタートした年という意識があったからではあるまい。また、前年の中統四年（1263）には「詔して中書左右部を以て諸路都轉運司を兼ねしむ」（『元史』卷85・百官志1・山東東路轉運鹽使司の条）といい、至元元年十一月壬辰には、領中書省左右部兼諸路都轉運司であったアフマドとアリー（阿里·'Alī）が中書平章政事と右丞に昇進し、さらに至元七年（1270）に尚書省が成立した後には、六部を尚書省に移管する。その意味で、至元元年は、後に尚書省が成立していくひとつの転折点でもあった。

●去處—現代中國語の「地方」の意。 ●運司所管……等課—これら

の税目については個別に総管府や提挙司等の専門官司が置かれて路総管府に属したが（『元史』食貨志等による）、『元史』卷6・世祖本紀3・至元五年（1268）七月庚午の条に「諸路打捕鷹坊・工匠・洞治総管府を省きて、轉運司をして之を兼領せしむ」といい、至元六年二月丙申の条には「宣德府税課所を罷めて、上都轉運司を以て兼領せしむ。河南・懷孟・順德三路税課所を改めて轉運司と為す」、同書卷7・世祖本紀4・至元七年六月丁亥の条にはまた「各路洞治総管府を罷め、轉運司を以て兼領せしむ」というように、至元七年までの間に轉運司がしだいにそれらの税目を統括していったと思われる。

●奥魯諸軍—奥魯とは、

モンゴルの兵制で、前線の兵士の家族群によって組織された後方の移動式兵站陣営であるとされる。漢地においては、兵士を輩出する正軍戸、及び数家族の貼軍戸を組織し、これを奥魯として管轄し、正軍戸ごとに土地を支給して耕作させ、輜重や代替兵員の供出などに充てた（『国朝文類』卷41・經世大典序錄・軍制の条、『元史』卷99・兵志2・鎮戍の条参照）。中統四年（1263）正月、奥魯を兵团と切り離し十路奥魯総管が立てられ（『元史』卷5・世祖本紀2），枢密院に従属した。至元五年（1268）七月以降は「各路奥魯官を罷め、管民官をして兼領せしむ」といい（『元史』卷6・世祖本紀3），路総管府に従属する。至元十年十二月己酉朔には、「安童等言えらく、『昔博赤伯都謂えらく、総管府の權は太だ重ければ、宜しく運司を立てて諸軍奥魯を并せ、以て之を分かたんと、臣以えらく、今の

民官は、例に循い遷徙し、保に邪謀無し。別に官府を立つるは、民に於いて未だ便ならず』と。帝之を然りとす』(『元史』卷8・世祖本紀5)とある。

●之上

一「之」は前句にもつきうるが、ここでは代詞と考え、「上」は「上司」の謂とした。

●用得—「得」は語助。

●辦集—(税や穀類を)そろえる・集める、の意。84-7参照。

●不惟官吏枉被罪戾—『元史』卷176・劉正伝によれば、至元八年(1271)の「併入」に際して転運司の会計監査が行われ、大都路転運司の課銀五百四十七錠の行方をめぐって倪運使以下四人が捕えられた。ところが帳簿(歳入簿籍)を調べたところ、転運司司庫の辛徳柔による着服と判明、課銀は無事回収され、倪運使らの冤罪も晴れ、釈放された。この事件は時期的にも本案件と合致し、王惲が意識する事件のひとつだったかもしれない。

●都轄上司—ここでは、右丞相アントム(安童)ら「都省」と吏部を指す。

●言責—『烏臺筆補』2「皇太子親政事状」(84-3)に「惲職分は卑猥と雖も、言責に当たる」とあり、御史臺をいう。

●即目—『元人文集珍本叢刊』本では「即日」に作る。「即目」「即日」とともに「目下」の意。

●注擬—「注」は、

書式の決まった公文書に「填写」することをいい、「擬」は案づくりを行うこと、「注擬」は主に人事案を作成することをいう。

●材望素重／強幹有聞／清

慎明著／衰老／罷軟—「考課」の際のテクニカル・タームであろう。なお、「罷軟」は『六部成語註解』吏部成語に「力無きを軟と曰い、遲延するを罷と曰う」とある。

●旧例—「散府の推官」「上・中州の觀察節判」「赤・劇県の県丞・主簿」はいずれも『金史』百官志に見え、「旧例」は金制を指すと思われる。「総府の治中」は『金史』百官志には見えないが、『金史』卷73・完顔守貞伝に「大興府治中に遷る」とあり、やはり金制であることが確認できる。また、蔡美彪『元代白話碑集録』「一二三八年鳳翔長春觀公拋碑」には「治中鳳翔副都總管馮」という記述も見え、ここに列挙される「総府之治中・散府之推官・上中州之觀察節判・赤劇縣之特設丞簿」が、金元交替期の華北に長らく残存していた可能性も高い。なお、元刊本『事林廣記』官制類等には上路治中・同推官・上県丞・上県主簿・中下県主簿が記述され、後に元制でも置かれていたことが一応は確認できる。

●府州司県首領官吏—「府州司県」は、金元期にのみ見られる特殊な用語で、「路」に所属する地方の衙門全般をいう。ここでの「司」は「録事司」を指すと思われる。また「首領官吏」は、それら地方の衙門にいる下級役人全般を指す。「首領官」はもともと、路府州県等の地方の衙門に所属する司吏等の吏員が任期を終えて(三考)出職する提控案牘・都目・吏目・典史等(流外職)，ならびに、中書省・尚書省・御史臺等の中央の衙門に所属する吏員が任期を終えて出職する経歴・都事・主事・知事・照磨・管勾等をいった。中央衙門の経歴・都事・主事・知事・照磨・管勾等は、その衙門の等級に応じて品級を異にしたようであるが、おおむね入流官だったようであり、それぞれの衙門最下層の官員であった。「首領官」とは、吏員が任期満了し入流していく際、まず出職するポストの総称。ただし、ここにいう「府州司県首領官吏」は、それら具体的な「首領官」をいうのではなく、単に「地方の役人」の意。 ●□□□失—『四庫全書』本により「無致遺」三字を補う。以下、『四部叢刊』本において文字が判読できぬ部分については同様に補った。

85-2 論省部掾内選択檢法官事状

□□□□見設檢法官，多取自州府司吏等人，如刑□□□□□安某是也。且刑部人命所繫，法家自非專門善於其事者，察則過於深刻，昧者不知所守，輕重高下，鮮能適宜。其或処心(私循)[徇私]，唯法是覈，尤為利害。兼照得，檢法係八品正官，亦無州府吏人，既非才選，輒用補充者。今後，合無於省部令史内，選択知經史，明法律，識政体，明良公平之人(者)[補]充，似為相應，合行拳呈。

【訳】 中書省の掾の内から檢法官を抜擢することを論じる意見書

□□□□いま置かれている檢法官は、その多くを州・府の司吏などから選抜

しており、たとえば、刑部□□□□安某などがそうである。

そもそも、刑部(の職務)は人命に関わるものであり、法に携わる者は専門的に法令運用に長けていなければ、穿ち過ぎれば厳正に過ぎ、職務の何たるかを知らなければ、拠るべき法令もわからず、懲罰の軽重を適切に運用することができない。私情に従おうという魂胆をもち、ただ法をもてあそぼうとするものが一番害悪を及ぼす。そのうえ、検法官は八品の入流官であり、州・府の胥吏が、入流官として能力を認められたわけでもないうえに、妄りに充てられるいわれはないのである。以後、中書省の令史の内から、経書史書に通じ、法律に明るく、政の肝要を知り、賢明善良で公平な者を選抜して充てるのが適当であろう。

以上、具呈書をおくるべきである。

【註】 ●検法官—その実態は明らかでないが、宋・金・元三朝の中央衙門に置かれた首領官クラスの官員。『金史』卷55・百官志1・礼部・左三部檢法司の条は「司正二員、正八品、法状を披詳するを掌る。檢法二十二員、從八品、各司の取法文字を檢断するを掌る」といい、『東都事略』卷112・循吏伝・高賦の条は「専ら讞疏駁事を平らかにするを以てす」という。『元史』は御史臺にのみ検法官が置かれたように記述するが(卷86・百官志2・御史臺の条「至元五年(1268)、始めて臺を立て官を建て、官七員を設く。……典事從七品、檢法二員、獄丞一員。……十九年(1282)、檢法・獄丞を罷む」)，同書卷170・楊湜伝に「楊湜、字は彥清、……始め府吏を以て檢法に遷る。中統元年、辟かれて中書掾と為る」とあり、また『秋澗集』卷80・『中堂事記』上には中統元年(1260)に「檢法兼縁堂一人」に沈侃が任命されたと記述するから、検法官が中書省にも中統元年から置かれたことは明らかである。なお、この沈侃が至元五年以後は御史臺の検法官を務めたようである(『永樂大典』卷2607・臺・御史臺2所収『經世大典』参照)。 ●□□□□
見設検法官—『四庫全書』本は缺文を「窃照近日」に作るが、「近日」は「見設」と矛盾する。また、本案件は「刑部」といい「省部」というように、中央衙門の

中でも、特に中書省・左右部の検法官を問題にしているように思われる。とすれば、「近日」の部分に「省部」の文字が入ることも考えられる。 ●司吏—路府州県等の地方の衙門に所属する案牘吏員を「司吏」といった。『元典章』卷12・吏部6・吏制1・司吏・遷転人吏の条に、「所轄の路府州県の司吏は、即ち土豪の家の買嘱して承充するに係る。外には權豪と交接して民産を侵蝕し、内には官府を把持して簿書を捏合す。本身は吏たりて、兄弟・子姪・親戚人等を府州司県の写發に置く。上下交通し、表裏に奸を為して、詞訟を起滅す。久しう衙門を占め、郷土を出離するを肯んぜず」というように、司吏の多くは在地の人間が務めたようであり、地元の勢力と結びついて不正の温床となった。王惲はここで、そうした司吏が不当に検法官を務める問題を指摘しているものと思われる。

●如刑□□□□□安某—『四庫全書』本は缺文を「部之檢法官」に作る。

●且一発語の助辞。『助字辨略』参照。

●(私循)〔徇私〕—『四

庫全書』本により改めた。 ●才選—「才選」は「材選」とも書き、入流官が何考か経た後に、才能を認められて特別な職務に充てられることをいう。

●輒用—「輒」は、勝手に、の意。84-4の註参照。

●令史—中書省・枢密院・御史臺、ならびにその出先機関である行中書省・行御史臺・大都路總管府・上都留守司等、二品以上の衙門に置かれていた案牘吏員を総称して「令史」という。金朝期にあっては、「令史」は入流官として扱われ、官人を胥吏扱いするものだ、との批判はありながらも、「令史」になることは進士及第者の出世の捷径にもなっていた(劉祁『歸潛志』卷7・省吏の条参照)。元初の庶制は多く金制を襲うが、「令史」も同様で、やはり入流官として扱われた。なお、陶宗儀『南村輟耕錄』卷2・令史の条に「國朝凡そ省・臺・院の吏を掾史と曰うに、独り江南行臺のみ令史と作すは、蓋し至元十四年(1277)に初めて行臺を立つる日、御史大夫に三品の秩を授くるが故に縁るなり。後に一品を陞すと雖も、因循を樂しみて申明改正を為さず。西臺立つるに、南臺已に品秩を陞すを視れば、則ち掾史と曰う」というように、「令史」は「掾史」とも呼ばれた。

●(者)〔補〕

充一文意により改めた。『四庫全書』本は、「著充」に作る。

85-3 為添設按察司八道事状

切見、四道按察司、部内寛遠、一出巡按、動経半年、往返万里、不惟官吏生受、其実艱於周察。又体知得、高麗島夷小邦、尚設按察八道。今東寧府内属鳳州等郡県、乃一道也。況堂堂十万里之大国乎。拠見設四道按察司、每道合無添作兩道、依上勾当、寔為便益。

【訳】 按察司を増置して八道とすることについての意見書

いま四道に分割されている按察司は、管轄の面積がそれぞれに広く、一度巡察に出ればすぐに半年は過ぎ、往復は一万里もあって、(担当の)官吏が苦しむばかりか、実際には区内を全部見てまわることも困難である。そのうえ、実地に知ったところでは、高麗のような東の小さな島国でさえ、八道に分割して按察司を設け、東寧府に内属する鳳州以下(旧高麗領)の州県までも一道となっているのである。四方十万里の堂堂たる疆域を有するご公家が(按察司を八道に区分すべきなのは)、まして当然であろう。

いま設けられている四道按察司については、各道ごとに二道に分け、上記のようにして仕事をさせれば、官・民ともに有益である。

【註】 ●添設按察司—モンゴル時代の監察機構は、クビライ時代以前には断事官や廉訪使があったが、中国風の官制を一応意識したそれは、至元五年(1268)に御史臺が発足して翌六年に設けられた「四道按察司」が始めである(『元史』卷6・世祖本紀3・至元六年正月の条参照)。また「四道」とは、『元史』卷86・百官志2・肅政廉訪司の条に、「国初、提刑按察司を四道に立つ。曰く山東東西道、曰く河東陝西道、曰く山北東西道、曰く河北河南道」とあるのがそれであり、同条の記述によれば、至元八年(1271)に河東陝西道が二つに分割され五道となり、十二年に山北東西道が二つに分割されて六道となり、その後至元十三年に按察司は宣慰司に併合され、十四年に復活した折には旧南宋領にのみ八道

が置かれたという。このことからすると、本案件は按察司が五道に分割された至元八年以前に書かれたのであり、同様の観点から、「見設按察司五道」と記述する『烏臺筆補』5「論陳提刑改除不宜取解由事狀」(87-12)は八年以後に書かれたことになる。また、「添設按察司八道」は、「八道を添設する」のではなく「添設した結果八道になる」ことが、本文の内容から推察される。

●動—往往・

ややもすれば、の意。84-7の註参照。

●体知得—この表現を文字通り考

えるならば、王惲は実際に高麗の地を訪れたことになるだろう。

●島夷小

邦—朝鮮半島を「島夷」とする認識は古くからあったようで、たとえば『尚書』禹貢にある「島夷皮服」という表現に対し、顏師古は「今朝鮮地」という註をつけている(清・朱鶴齡『禹貢長箋』卷1所引)。

●設按察八道—高麗に按察司八

道が設けられたことをいうこの記述は、史書の缺を補ってきわめて重要だが、その実態がいかなるものであったかはよくわからない。林衍らの反乱(後述)を制圧するために高麗に入ったモンゴル軍の側が、地元の動向を監察する廉訪使のようなものを八道に派遣したことを恐らくいうのであろう。

●東寧府内

属鳳州等郡県—東寧府については、『元史』卷59・地理志2に「東寧路、本と高句麗の平壤城にして、亦た長安城とも曰う。……元の至元六年(1269)、李延齡・崔坦・玄元烈等府州県鎮六十城を以て来帰す。八年、西京を改めて東寧府と為す」というほか、同書卷7・世祖本紀4・至元七年正月甲寅の条にも「高麗の西京内属に詔して東寧府に改め、慈悲嶺を画して界と為す」とあり、同書卷208・外夷伝1・高麗・至元七年正月の条にも「西京内属に詔して東寧府に改む。慈悲嶺を画して界と為し、忙哥都を以て安撫使と為し、虎符を佩び、兵を率いて其の西境を戍らしむ」とある。高麗では至元六年に林衍らが反乱を起こし、これを制圧するために、クビライは忙哥都や趙良弼らを派遣していた。西京とは今のピョンヤン。東寧府に改められたのがいつかは定かでないが、やはり「本紀」のいう至元七年正月に従うべきだろう。また、鳳州については、『高麗史』卷58・地理3に「鳳州、本と高句麗の鳩窟郡なり。新羅の景德王、改めて栖巖郡と為す。高麗の初め、今名に更む」とある。モンゴル側は、東寧府を立

てた直後に高麗に屯田を置いたようだが、その経略使が置かれたのが鳳州だったようである(『元高麗紀事』による)。王惲が東寧府を訪れたとすれば、至元七年のことだったに違いない。本案件は、旧高麗領に東寧府が置かれた至元七年(1270)正月から、按察司が五道に分割された至元八年三月乙丑までの間に書かれたと推測される。●便益—『吏学指南』詳恕の条に「官民両利を謂うなり」とある。

85-4 論起移懷孟路新民事状

伏見、懷孟新民二千戸、大小一万餘口、今將差官分間起移、前往中興路安置。止恐因而別生事端。然狂悖有言者、特本管頭目三數人耳。今以在官審實、有狀罪之可也。拠中間事情、恐小民或不預知。兼此等俱係車駕渡江時軍前好投挾入戸、前後恩恤十年、一旦徙就遠地、誠當念慮若万一生事、深繫利害。且即目春首、當國家布德施惠、助長生之氣。又蝗旱連年、所在生受。今者遷徙遠去、不惟費用浩大、經過州縣、飲食供頓、人兵防送、必致騷擾、其間更多卒難起移之事、而老弱因流離道路、困乏疾疫、不無死損。恐転傷和氣、又非來遠人之道也。參詳、莫若分移使實近裏州郡、破散支党列之編戸、一隸有司管領、甚為長便。

【訳】 懐孟路の新附の民を移すことを論じる意見書

わたくしが思うに、懷孟路にいる南宋からの新附の民二千戸、老若一万人あまりは、役人を派遣して調査区別し、いま中興路に移し住まわせようとしている。ただ懸念するのは、これをいいかげんに処理してしまうと何らかの事態を派生しかねない点である。謀反の言をなす者がいたとはいえ、二千戸の新民を管轄する数人の長だけであった。(この数人については)いま当地の役所で事実を明らかにし、しかるべき処理がなされた。内部の事情については、二千戸の

民らは恐らく預かり知らないことである。加えて、彼らはみなカアンが長江を渡られた際に自ら好んで投降してきた者たちで、その後のカアンの下された恩恵は十年にわたるのに、いったん遠方(中興路)に移住させると、万が一の事件が起こった場合に、大きな害を生む可能性があろう。しかも、今は春の初めで、國家が徳を布き、恵みを施し、作物の生長を助ける時期である。そのうえ各地は蝗害・旱魃が続いて苦しんでいる。いま彼らを移住させて遠方へ移すと、ただ単に経費がかさむだけではなく、通過する州・県で食糧を供出し護送の兵を用意して、必ずや騒ぎが起こり、そうこうするうちに、新附の民を移動させにくい多くの事柄も発生し、さらには、老人や幼い者が道中に生き別れ、疲れ死んでしまうこともあるだろう。これではかえってお上の教化を損ない、また遠来の者をもてなす道でもない。

思うに、これらの民を分割して移住させ、(懷孟の)近隣の州に所属させ、分裂した集団をさらに解体整理して戸を編成し、ともに役所の管轄下に置いて管理させるのが、長期の便宜であろう。

【註】 ●懷孟路新民—『元史』卷4・世祖本紀1・歳丙辰(憲宗六年、1256)の条に「憲宗命じて懷州を益して分地と為さしむ」とあるように、懷孟には世祖クビライの分地があった。また「新民」は、南宋から帰順してきた「新附民」の謂。己未年(憲宗九年、1259)、クビライは憲宗モンケの命を受けて南宋領の鄂州へ南下したが、その鄂州の役の際に得た「新附民」を自らの投下領である懷孟に置いたのが、本案件のいう「懷孟路新民」である。『元史』卷4・世祖本紀1・歳己未(憲宗九年、1259)閏月の条に「(張)文謙に命じて降民二万を發して北帰せしむ」といい、また、同書卷4・世祖本紀1・中統二年(1261)秋七月の条に「渡江の新附民の蔡州に留屯する者は、懷孟に徙居せしめ、其の種食を貸す」、さらに、同条に「鄂州の青山磯・滻黃洲より招く所の新民の遷して江北に至らしむる者は、官を設けて之を領せしむ。勅して懷孟の牧地は民の耕墾するを聽す」という。この「新附民」は、至元七年(1270)十二月から至元八年正月にかけて、一部

がさらに旧西夏領の中興路に移されたと思われ、『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年十二月の条は「懷孟の新民千八百餘戸を徙して河西に居せしむ」といい、また、同書卷100・兵志3・屯田・甘肅等処行中書省所轄軍民屯田・寧夏營田司屯田の条は「世祖至元八年(1271)正月、己未の年(1259)の隨州・鄂州の投降したる人民一千一百七戸を簽発し、中興に往きて居住せしむ」という。また、同書卷170・袁裕伝にも「(至元)八年監察御史を挙げ、俄かに旨有りて西夏中興等路新民安撫副使を授かり、本道巡回勸農副使・奉直大夫を兼ね、金符を佩す。時に鄂民万餘を西夏に徙す。有司廩食を与うと雖も、而るに流離顛沛猶或多し」という記述がある。したがって、本案件は至元七年十二月前後に書かれたものと推測される。なお、『烏臺筆補』6「為懷孟路新民不便事状」(88-19)も、やはり同様に「懷孟路新民」について述べる。

●二千戸大小一万餘口一前

註に引いた、『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年十二月の条、及び袁裕伝の記述する数値とほぼ一致する。

●分間一(漢)は「判別」という。調べて区別する、の意。

●起移—宋元期の吏牘語。主に戸籍を移すことをいう。

●中興路—後の寧夏府路。「中興」の名は、恐らく西夏の中興府に由来し、漢文史料では一般に「興慶」と記述される。本案件や『元史』卷7・世祖本紀4等に「中興路」と見えるのは、モンゴルが西夏の地名を襲った例として注目される。なお、中興路が寧夏府路に改められるのは至元二十五年(1288)(『元史』卷15・世祖本紀12参照)。

●因而一いいかけんに・勝手に、の意。(張)参照。

●然一「雖然」と同意。●三數人一「数人」の意。●在官一「所在官吏」ないし「所在官員」の意に解した。

●車駕渡江時一己未年(憲宗九年、1259), クビライが長江を渡って南下した「鄂州の役」を指す。

●前後恩恤十年一「鄂州の役」から「前後恩恤十年」であれば至元六年(1269)にあたり、本案件の段階では、まさに懷孟の新附の民が中興路へ振り分けられんとしているところである。

●即目一85-1の註参照。

●転傷一「転」は「却」の意。

●遠人一「懷孟新民二千戸」をいうのではなく、いま南宋にいる人々を指す。

●近裏州郡—『烏臺筆補』6「為懷孟路新民不便事状」(88-19)には、「懷孟路の

新民三千餘戸は、六處に俵居すと雖も、終に大河に瀕近し、又た本路の節制の内に在らず」と記され、本案件で王惲が具申したとおり、懷孟の新附の民が黄河に程近い「近裏州郡」の六箇所に振り分けられたのも事実のようである。

●破散支党—「支党」は首領に追随する集団の謂。『宋史』卷416・呉淵伝に「其の渠魁を殲ぼし、其の支党を散す」とある。「支党を破散する」とは、『三国志』卷14・魏書14・董昭伝に「伏して惟えらく、前後の聖詔、深く浮偽を疾み、以て邪党を破散せんと欲し、常に用て切歎す」というように、長を失った党をさらに分解すること。●長便—『吏学指南』詳恕の条に「久しく利益有るを謂うなり」とある。

85-5 論丞相史公位師保事状

(「国」「朝廷」で空格、「累聖」で改行平出)

蓋聞、崇徳報功、聖之盛事、尊賢敬老、國之常經。伏見、前中書左丞相平章政事史公某、徳望素高、忠勤両著。比者、朝廷以元老勲臣、累聖眷遇、詔離重地、時錫寵光、蓋所以安老臣而崇徳業也。今史公、年雖耳順、精力未衰、謀猷風彩、足以儀刑中外、表正群卿、而坐鎮雅俗。僉謂宜封公爵、又聞將歸真定。設若允俞、不過角巾私第、安榮一身耳。伏念、師保之列、久曠其人。合無奏聞、使居斯位、以備論思、必能進尽忠言、有所庶益也。如此、不獨盡養老乞言之道、抑以激勸人臣、罄竭忠尽之節、天下幸甚。拠此合行具呈。

【訳】 丞相史天沢殿を三公の位につけることを論じる意見書

聞くところによれば、有徳者を尊崇し功労に報いることは天子の立派な仕事であり、賢者を尊び年長者を敬うことはご公家の務めである。わたくしが思うに、前中書左丞相平章政事の史天沢殿は、以前から有徳の名声が高く、忠・勤で知られる。以前より、元老や勲臣に、歴代のみかどはおぼしめしをかけら

れ、詔によって戦地を離れる際に、常に直接恩徳を賜ってこられたのは、思うに、年長の重臣を大切にし、徳の高い行いを尊ぶがためである。

いま史天沢殿は、耳順の歳とはいえ力は衰えることなく、はかりごとと威容は内外の模範となり、群臣たちに手本を示して、居ながらに世の士民を鎮めるだけの力をもつ。誰もが国公に封ぜられると思っていたのに、なんと真定に帰ること。もしそれを許してしまえば、史天沢殿は私邸に隠居して、ひとり安んじて栄誉に浴するだけである。

恐れながら思うに、三公の位は長いあいだ空席のままである。カアンに上奏して、史天沢殿を三公の位につけ、天下のご政論に備えたならば、必ずや尽忠の上言をし、大方に利することになろう。このようにすれば、年長者を慈しみ、その教えを乞うという道理にかなうだけでなく、臣下を鼓舞し、尽忠の節義をつくさせることにもなって、天下の幸いとなろう。

これについては具呈書をおくるべきである。

【註】 ●丞相史公一史天沢をいう。『元史』卷7・世祖本紀4・至元八年(1271)正月己卯の条に「史天沢告老するも、允さず」とある。本案件は、恐らくこの前後に書かれた。史天沢は、モンゴル時代の丞相の中でも特に詳細にその事績を知りうる人物であるが、それは主に、王惲が史氏に関わる文章を多く残したことによると思われる。王惲は、史天沢について、代表的なものだけでも「開府儀同三司中書左丞相忠武史公家伝」(『秋澗集』卷48), 「大元國趙州創建故開府儀同三司中書右丞相贈太尉忠武史公祠堂碑銘并序」(『秋澗集』卷55)という二つの重要な伝記資料を残しており、また、『烏臺筆補』の本巻においても、史氏に関係するものは本案件を除いてもさらに二つある。王惲が史天沢に関わる文章を多く残した理由のひとつは、『元史』卷167・王惲伝に「史天沢兵を将いて宋を攻むるに、衛を過ぎる。一見して接えるに賓礼を以てす」(「開府儀同三司中書左丞相忠武史公家伝」は「不肖惲、猥りに公の門に登ること年有り」という)と述べるように、王惲と史氏の特別な関わりがあったと思われる。だが、当時の政治情勢を考

えるに理由はそれのみではなかったのであり、アフマドをめぐる対立構図に、恐らくもうひとつの理由があったはずである。史天沢とアフマドは、たとえば『元史』卷205・阿合馬伝が、至元七年(1270)前後のこととして両者の「争辨」を記述するように、その関係は決して良好なものではなかった。王惲は、『烏臺筆補』85-1・85-8・85-10(いずれも本稿所収)といった案件で実質的にはアフマド批判を展開しているが、また、『元史』卷126・廉希憲伝に「(至元)五年(1268)，始めて御史臺を建て、継ぎて各道提刑按察司を設く。時に阿合馬専ら財利を絶べ、乃ち曰く『庶務は諸路に責成し、錢穀は之を転運に付さんとするも、今之を繩治すること此の如くんば、事何に由りてか辦ぜん』と。希憲曰く『臺察を立つるは、古の制なり。内なれば則ち奸邪を彈劾し、外なれば則ち非常を察視す。民瘼を訪求せば、国政に裨益すること、此より大なるは無し。若し之を去れば、上下をして専ら貪暴を恣にせしめ、事豈に集む可けんや』と。阿合馬対うこと能わず」というように、御史臺とアフマドのあいだには深い対立があったと推測される。そうした王惲の立場からすれば、史天沢はアフマドに対抗する最も重要な拠り所でもあったはずである。王惲が、本案件を始めとして史氏関係の記述を多く残した背景には、恐らくこうした事情があった。

●師保一太師・太傅・太保のいわゆる「三公」をいう。王惲はここで、至元元年八月に太保に除せられた劉秉忠を意識しているだろう。なお、劉秉忠が太保に除せられることについては、王磐「故光祿大夫太保贈太傅儀同三司文貞劉公神道碑銘并序」(『劉太傅藏春集』卷6・付録)に「(中統五年(=至元元年)秋八月)公に光祿大夫位を授け、太保に位し、中書の事を参領せしむ」とある。なお、元の「三公」については、『国朝文類』卷40・経世大典序録・三公の条参照。 ●前中書左丞相一『元史』卷155・史天沢伝には「(至元四年)復た光祿大夫を授け、中書左丞相に改む」とある。また『元史』卷112・宰相年表1によると、史天沢は至元六年まで左丞相だったとされる。 ●累聖一改行平出されていることからすれば、チンギス以来の歴代カーンを指すだろう。 ●今史公年雖耳順一前註で述べたごとく、この案件は至元八年(1271)前後に書かれたと思われ、史

天沢の伝記史料によれば、このとき彼は七十歳前後であった。時代は下るが、『元史』卷 84・選舉志 4・考課の条に「凡そ官員の致仕、至元二十八年(1291)、省議したるに、『諸職の官は年七十に及べば、精力衰耗す、例として應に致仕すべし』」とあり、また『元典章』卷 11・吏部 5・職制 2・致仕・七十致仕の条、『通制條格』卷 6・選舉・軍官襲替の条等も、軍官は七十で致仕することを述べる。七十で致仕する慣例は恐らく古くからあったのであり、だからこそ史天沢も至元八年に「告老」したのであろう。とすれば、王惲がここでなぜ「耳順」という言葉を使ったのか、よくわからない。

●風彩—按察使や廉訪使として各地を「肅正」しうる威儀をいう。

●公爵—『元史』卷 91・百官志 7・勲爵の条に「爵八等」が記述される。「王」「郡王」が諸王・駙馬に与えられるものだとすれば、漢人の最高位は「國公」ということになる。王惲は、やはり史天沢について論じた『烏臺筆補』3「史丞相子格合任用状」(85-25)の中で、魯国公 嶴実と蔡国公 張柔に言及しており、本案件においても恐らく國公を意識していたと思われる所以、ここにいう「公爵」を敢えて「國公」と訳した。なお、史天沢は至元八年(1271)に「國公」ならぬ「開府儀同三司平章軍國重事」に封じられている(『國朝文類』卷 40・經世大典序錄・三公の条は「開府儀同三司」について、「儀同三司は金の旧制に因り、之を散官と謂う。実は開府の儀無きとなり。凡そ開府なる者は則ち參軍・長史の属有り」という)。

●將帰真定—史天沢は至元六年(1269)正月より襄陽攻めに参加していたが、至元七年に病気を理由に戦線を離脱して帰還している。前註でも言及したとおり、この頃史天沢は引退しようとしていた。

●抑以—「抑亦」に同じ、「不独」と対応することば。

85-6 請明國朝姓氏狀

(「聖朝」「國朝」で改行平出)

蓋聞、自古有國之君、皆推原世系、以明姓氏。如軒轅以有熊為氏、帝堯以陶唐為氏、夏以姒、商以子、周以姬、亡遼以耶律姓、殘金以完顏姓、是

也。伏惟，

聖朝奄有区宇，六十餘載，際天所覆，罔不臣屬，而又礼文制度粲然一新。
欽惟，

国朝姓氏広大徽赫，遠降自天，今輝潛未發，無以啓悟臣民視聽之願。兼体知得，有親散賜姓等氏。誠宜區別親疎，使貴賤之間，各有攸序。然後詔誥万方，使如日麗天焜耀六合，上以接千歲之統，下以垂無疆之偉蹟也。惲職居言責，細大之事，似宜敷陳。故愚慮所及，不敢少隱。

【訳】 ご公家の姓・氏を明らかにすることを請う意見書

聞くところでは、領土を保つ君主は、昔から、みなその家系の淵源をたずね、姓・氏を明らかにするという。たとえば、軒轅は有熊を氏とし、帝堯は陶唐を氏とする、夏は姒、商は子、周は姬、亡遼は耶律、残金は完顔を姓としたのがそれである。わがご公家は広く世界を領有すること六十餘年、天の続くかぎり臣従しないものではなく、そのうえ、さまざまな儀式・制度を一新された。わたくしが思うに、わがご公家の姓・氏は偉大なる天命の表象であり、遙かなる天から頂いたものでありながら、いま、その天の光を明らかにせず、栄光をつぶさに知りたいと思う臣下・人民の願いを満足させることができないでいる。しかも、わたくしが実際に知っているところでは、親しい者がいれば(天子は)姓等の家柄をお与えになっている。(姓氏を定め)血筋を明確にして、身分の上下を秩序あるものとすべきであろう。そうしてこそはじめて、ご公家が四方に命令を出しても、太陽が天に輝くがごとに世界を照らし、上は千歳の正統に連なり、下は永遠の偉業として模範を垂れることになるのである。

わたくし王惲は、御史臺に奉職する以上、意見があればいかなることでももらさず述べるべきであろう。したがって、浅はかな考えの及ぶかぎり、包み隠さず述べた次第である。

【註】 ●姓氏—『元史』卷1・太祖本紀1の冒頭に「太祖、……諱は鉄木真、

奇渥溫氏を姓とし、蒙古部の人」と言うように、「氏」は血族のより広い範疇に属し、「姓」はより狭い概念だと思われる。本案件は、モンゴル王族の家系・部族に適當な「姓」「氏」を与えるべきことを論じるものであり、漢語で記述された非漢族の家系・部族が中国においてそもそもどのような観点から捉えられているかを知る重要な手掛かりになりうるが、「姓」「氏」の概念・起源について、当の中国が必ずしも明瞭に規定しているわけではなく、本案件においてもそれがどのように使い分けられているのか、結局のところよくわからない。ただし、王惲は恐らく、「族」を最も大きな集合ととらえ、その中に「氏」があり、さらにその中に「姓」があると捉えていたはずであり、そのことは、彼の『玉堂嘉話』(『秋澗集』卷 98) に、南宋・衛湜『札記集説』卷 5 を引きながら次のようにいうことによって、多少は確認できる。すなわち「姓は天子に非ざれば以て賜う可からず。而して氏は、諸侯に非ざれば以て命ず可からず。姓は、百姓の正統を繋ぐ所以(たとえば、姓が嫡子によって受け継がれていくことなどを想定すべきだろう)、氏は子孫の旁出を別つ所以(たとえば、庶子が母の違いによって区別されることなどを想定すべきだろう)、族なれば則ち氏の聚まれる所のみ。古は、或は氏は国に則る。齊・魯・秦・吳、是なり。氏は謚に則る。文・武・成・宣、是なり。氏は官に則る。司馬・司徒、是なり。氏の爵に則れば王孫・公孫、氏の字に則れば孟孫・叔孫、氏の居に則れば東門・北郭、氏の志に則れば三鳥・五鹿、氏の事に則れば巫・土・匠・陶、是なり。蓋し、姓を別てば則ち氏と為る。氏に即けば則ち族有り。族に氏を同じくせざる無し。氏は族を同じくせざる有り。故に、八元・八凱は高陽氏・高辛氏に出てて之を十六族と謂う。是れ、氏の族を同じくせざる有るなり。商氏・条氏・徐氏の類、之を六族と謂い、陶氏・施氏の類、之を七族と謂い、宋氏・華氏、之を戴族と謂い、向氏、之を桓族と謂う。是れ、族は氏を同じくせざる無きなり」。

●軒轅以有熊……周以姬——ここでの「姓」と「氏」の使い分けは、伝統に従った通念であり、たとえば、『史記』卷 1・五帝本紀は、その冒頭で「黄帝は少典の子、公孫を姓とし、名は軒轅と曰う」といい、同本紀の末尾では「黄帝より舜、禹に至るまで、皆な姓を同じくし

て其の国号を異にし，以て明徳を章かにするなり。故に，黃帝は有熊と為し，……帝堯は陶唐と為し，……帝禹は夏后と為して氏を別かち，姒氏を姓とす。契は商と為し，子氏を姓とす。弃は周と為し，姬氏を姓とす」ともいう。『史記』が，「有熊」「陶唐」を「氏」と認識し，「姒氏」「子氏」「姬氏」をそれぞれ「姓」と認識したことは明らかだろう。ただし，「氏」と「姓」とが元来どのように使い分けられたのかは，『史記』の場合もよくわからない。こうした通念は王惲の同時代まで広くいきわたっており，そのことは元刊本『事林廣記』帝系類に同様の記述が見られることによっても確認できる。

●兼体知得有親散賜姓等氏—

この二句は，具体的に何をいうのか，よくわからない。「体知」というのだから，実際の見聞にもとづいた知識をいうのであろうが，「有親散賜姓等氏」がモンゴル時代のいかなる具体的事例を指すのかは不明である。また，「有親散賜姓等氏」は，文字がこのままで正しいのか，正しいとすればどのような句作りになっているのか，よくわからない。ここでは，「氏」を「姓」より大きな概念と考え（前註参照），「親有らば，姓等の氏を散賜す」と一応解釈したが，「親しく姓等の氏を散賜す」と読むべきかもしれない。「散賜」は「分賜」と同意。

85-7 請論定徳運状

（「國家」「朝章」で改行平出）

蓋聞，自古有天下之君，莫不應天革命。推論五運，以明肇造之始。如堯以火，舜以（王）〔土〕，夏以金，殷周以水木王，漢唐以火土王，是也。拠亡金，泰和初德運已定，臘名服色，因之一新。今国家奄有区夏六十餘載，而德運之事未嘗議及，其於大一統之道似為闕然何則。蓋關係國体，誠為重事。緣只今文治煥興，肆朝章，制儀衛。若德運不先定所王，而車服旗幟之色，將何所尚矣。合無奏聞，令中書省与元老大臣及在廷儒者，推論講究而詳定之。然後詔告（方）

[万]方，俾承天立極之序，粲然明白，寔光揚祖烈，貽厥子孫之永圖也。惄謬當言列，無以塞責，重大之事，敢冒昧敷陳。

【訳】 德運を決定することを請う意見書

聞くところによれば、天下を支配する君主はみな、天命に従い王統を革め、五運を究明論定して王統の起源を明らかにするという。堯は火徳、舜は土徳、夏は金徳、殷は水徳、周は木徳で興り、漢は火徳、唐は土徳によって興った、というのがそれである。亡金については、泰和年間(1201~1208)の初めに徳運が定まり、臘祭の十二支名や車馬・牲畜の色は一新された。いまご公家は中原を領有すること六十餘年を数えるが、徳運のことはいまだ議論に及んだことがなく、あらゆることがらの中心として理念を定め天下を併呑するうえで、不十分なところがあるようと思われるのはなぜであろう。思うに、国のありかたに関わることはまことに重大事であって、なぜなら、今まさに文教礼樂を盛んにし、綱紀になじんで文武の官の儀礼も定まろうとしているからである。もし王統の興った徳運を先に決定しなければ、祭祀に用いる車馬・礼服・旌旗等もどうして尊ばれよう。

陛下に奏上して中書省に命じ、元老や大臣、及び側近の儒者と共に推論研究し、徳運を明らかにすべきであろう。その後に、四方に詔を出し、聖人として天命を承け、道徳の標準を立てる天子となったことを明白にすることが、じつに祖宗の功業を輝かし子孫に栄誉を残す長久の計というものである。

わたくし王惄は誤って御史臺に奉職し、職責を果たせずにきた。重大なことなので不明を恐れず敢えて意見を述べた次第である。

【註】 ●徳運—王朝の気運を五行の交代によって説明しようとする説。クビライ時代における徳運の議論は、唐以後の正統がどのように継承されたかを決定することであり、国号・国朝の姓氏・国家祭祀・史書編纂事業などとともに、南宋に対して自らの正統性を確立する(したがって南宋の非正統性を立証する)

重要な議論であった。また、「徳運」という語は五經に見えず、儒家関係では『孔子家語』が初出という（因みに、本案件がいう「堯は火徳、舜は土徳」という議論も、その初出は『孔子家語』卷6・五帝にある）。なお、元刊本『事林廣記』節序類・歳時雜記の条は「大元皇帝は亦た火徳を以て天下に王（おこ）る」という。これがいつ頃どういう経緯を経て定められた議論なのかはよくわからない。

●亡

金泰和初徳運已定—『金史』卷11・章宗紀3・泰和二年（1202）の条に、「十一月甲辰、徳運を更定して土と為し、臘は辰を用う。……戊申、徳運を更定せるを以て、中外に詔す」とある。この『金史』の記述で「更定」というのは、徳運決定までに紆餘曲折があり、再検討されて土徳となった事情を示唆する。『四庫全書』本『御題大金徳運図説』によれば、金は元来、太祖が国号を金とし、また女真人のあいだでは白色が尊ばれたことから徳運を金と推定したが、この説は徳運の継承を考慮しておらず、後に宋の正統性を認めてこれを火徳とし、自らは唐の土徳を継ぐものとして、金徳を土徳に改定した、という。また、泰和年間のこの徳運の議論は、金朝が北宋と遼朝のいずれを継承するかを決定するものであり、『遼史』編纂事業とも連動していた（『國朝文類』卷45「辯遼宋金正統」、同卷51「故金漆水郡侯耶律公墓誌銘」参照）。

●臘名服色—「臘名」とは臘祭を行う十二支名をいい、「服色」とは祭祀に用いられる車馬・犠牲の色をいう。

『礼記』大伝に「正朔を改めて服色を易う」といい、その鄭注に「服色、車馬なり」、孔疏に「之を易うとは、各おの尚ぶ所の赤・白・黒に隨うを謂うなり」という。「臘名服色」は、太廟の祀りから十二月の臘祭まで、國家が執り行う祭祀が五行の徳運によって規定されていることをいい、たとえば『金史』にいう「徳運を更定して土と為し、臘は辰を用う」（前註参照）とは、臘祭が「辰」の日に行われ、車馬・犠牲に黄色が用いられることを意味する。

●大一統—『春秋公羊伝』

隱公元年春正月の条の冒頭に見えることば。本案件は「革命」「肇造」「区夏」「承天立極」「貽厥子孫」と経書のことばを多く引き、モンゴル朝廷が中華王朝の正統に正しく位置づけられるべきことを強く印象付ける。その時代背景として南宋攻撃があり、「大一統」とは具体的には南宋を併呑することを指す。

●縁

一「由于」といった意、「因」等と同様の意だが、「因」等が「所以」等を前提として上文に置かれるのに対し、「縁」はしばしば下文に置かれ、原因・来源を示す。また、「却縁」と熟すこと多く、その場合は、事態が予想・期待と反している原因が下文に置かれる。84-5の註参照。なお、『四庫全書』本は、「誠為重事。縁只今」を「誠為重大。況際今」に改めるが、誤りである。 ●車服旗幟之色—『礼記』大伝にいう「正朔を改めて服色を易え、徽号を殊にし、器械を異にし、衣服を別にす」の「服色」「徽号」「器械」「衣服」を言い換えたもの。

85-8 為中省両部私使貼書事状

(「國家」「帝」「朝」で改行平出)

切見、中書省左右部所設掾史、其員數足以分務、俸給足以養廉。又明注出身定擬資歷、是

國家以品官待人、未嘗以胥吏相期也。所望公勤精幹、躬行所事、今則不然。私使貼書、通知公務、每房少者不下六七人。官不係名、私有形勢、例皆掌按牘、主裁決。甚則至於閥節導達、開閉倅門、泄露事機、滋長奸弊。私謁既行、公道多廢。近者制司偽貼事發、此其驗也。重念、都省致治之源、両部天官之列、建綱立極、所貴肅清、以明庶務。奈何使幼孺無知之人、混淆錯雜、紊煩官紀。其為害弊、孰甚於此。若曰此等吏習而已、事何預焉、是中省両部為童子吏習之所、此尤不可(甚)〔長〕者。今者積弊有年、曾不更張革去冗長、欲望激濁揚清、選擇計密、抑吏權、謹公道、帝載以之能熙、期會至於不失、不可得也。又照得、省劄行下州郡、削減吏冗、使有定員。本謂省官不若省事、省事不若省吏。若此者、舍本趨末、欲清其流而反濁其本源也。兼旧例私使貼書者、律有明禁。拠中書省枢密院左右部及隨

朝衙門、占稽貼書等人、合行禁罷。

【訳】 中書省の両部が貼書を私物化していることについての意見書

中書省、左右部所属の掾史(令史)は、職を分け合うに十分の定員があり、汚職をしないですむ十分の俸給がある。そのうえ、(解由に)役人となったルートを記入し、(そのことによって文散官としての)年功の算定を行うのは、ご公家が(令史を)位階官として待遇し、胥吏扱いしないからである。公正で有能な人が職務を遂行することを期待しているのに、現実はさにあらず、貼書を私物化し、お上の仕事をみな処理させて、各部屋ごとに(そうした貼書が)少なくとも六、七人はいる。官人は役職の名分にかかわらず勝手な勢力・派閥をもつにいたる。(令史たちは)みな文書を取り扱い、決定を行って、さらにはからくり(賄賂)を用い、裏ルートをあけしめして、機密をもらし、悪事・弊害を助長させている。裏道がまかり通れば正義はすたれる。最近、制国用使司のニセ貼書が摘発されたのは、その証拠である。

また思うに、中書省の元老たちは理想的政治の根源であり、左右両部の官僚たちは(天子を中心に運行する)天の星々のようなものである。原理を定め中心を作るのは、世をただし、それぞれの勤めを明らかにするためなのに、(貼書という)幼く無知な者をごちゃ混ぜにして、官僚たちの秩序を乱すようなことをすることは何事であろう。これほどに弊害となる事態もあるまい。「これは胥吏の手習いだけであり、我々の仕事はさせていない」と(令史たちが)いうのであれば、それは中書両部を子どもの見習い場所扱いするものであり、やはり助長させるわけにはいかない意見である。いま長年の弊害が山積しているのに、やり直して無駄をはぶこうとは全くしていない。(そんなことでは)清廉な人物を抜擢し緻密な人を選んで、胥吏の力をおさえ正義を行い、みかどの事業を広く発展させ、帳簿の期限を守ることを望んだとしても、できるはずがない。

しかも、中書省は各州県に書類をくだし、餘計な胥吏を削減し定員を設けよ、という。「官人の数を削減するには仕事をへらすに越したことなく、仕事をへらすには胥吏を削減するに限る」と考えているのだろうが、それでは本末転倒で、流れを清めようとして、かえって水源を濁すものである。そのうえ、以前

のきまりでは、貼書を私物化することには明文化された禁令があったはずである。

中書省・枢密院・左右部、及びみかどにつき従う中央の役所で貼書を独占する者については、禁止してやめさせるべきである。

【註】 ●貼書一本案件中に「幼孺無知之人」「童子吏習」というように、貼書は元来、児童が胥吏の仕事になじむよう設けられた「見習い生」。金元期は、宋代には胥吏として扱われた令史・書吏等が入流官として待遇された(85-2「令史」の註参照)。そのため、従来の「見習い生」が実質的には胥吏の役割を果したと推測され、中央官庁と地方官庁のそれぞれに貼書・写発等が定員化されて設けられた。貼書は、令史・司吏等の重要な来源であると同時に、在地の者、犯罪者も多かったため、さまざま不正の温床ともなった(『元典章』卷12・吏部6・吏制・司吏・革去濫設貼書の条、及び遷転人吏の条、『秋澗集』卷35「上世祖皇帝論政事書」、胡祇遹『紫山集』卷23「民間疾苦状」参照。ただし、本案件で批判の対象になっているのは、貼書ではなく令史である)。

●掾史一二品以上の衙門に設けられた案牘吏員の令史を掾史ともいう。85-2の註参照。中書省の令史を「省掾」、御史臺のそれを「臺掾」、枢密院のそれを「院掾」といった。

●明注—「注」は85

-1の註参照。「明注」は主に履歴や賞罰を書き込むことをいう。

●定擬—「定擬」は「擬」と同意で、案作りを行うこと。

●資歴—金制では、正七品

以上の文散官を文資官といい、その経歴を「資歴」といった。行績や資歴を解由に記入し、当該官の能否を定めた(『金史』卷52・選挙志2・文武選の条参照)。

●官不係名—この一句はよくわからない。ここでは「不係」を「不以」と同義と考え、「官は職名がなんであれ、みな」の意とした。

●私謁—『詩經』周南・

卷耳の序にある言葉で、「請託」の意。

●制司偽貼事—「制司」は、アフマドを「司使」として至元三年(1266)正月に設立され、至元七年(1270)に尚書省に発展した「制国用使司」。一種の財務機関であった。この「制国用使司」で「偽貼書」事件が発生したというのだが、その詳細は不明。ただし、本案件で実質的

に弾劾されているのは制国用使司ないし尚書省だと推測され、王惲は明言を避けつつ議論を展開しているため、本案件の表現も全般にちぐはぐなものになっていると思われる（後註参照）。

●都省—「都省」「省部」「都堂」には明瞭な使い分けがあり、「都省」は幹部クラスの人を指す。また「省部」は六部、「都堂」は主に丞相を、それぞれ指す。ここでは、「都省」が元来どうあるべきかをいうことによって暗にアフマドを批判しているのかもしれない。

●尤—「尤」は

「猶」の借字。●(甚)[長]—『四庫全書』本はこの部分を「之甚」とするが、「甚」は「長」の、字形からくる誤りであろう。なお、「長」は、助長、の意。

●計密—あまり用例を見ない語。王惲は、宋・曾鞏『元豐類稿』卷38「祭歐陽少師文」にある「還幹鼎軸，贊微計密（鼎軸を還幹し、微に贊じ密を計る）」という表現を意識して用いるのであろう。とすれば、「天子のために細心の注意をはらつて計画を立てる」歐陽脩のような人物を、この場合指すのかもしれない。ここでも、王惲は暗にアフマドを批判している可能性がある。

●帝載以之能熙—

『尚書』舜典にある「有能奮庸熙帝之載，使宅百揆（堯帝の事業をさらに発展させることのできる者がいれば、百官の取り締まり役に充て）」をふまえる。

●期会—

「簿書期会」の「期会」とした。前文にいう「帝載以之能熙」（経書のことば）が国家レベルの内容だとすれば、こちらは「小役人」まで含めた話ということになる。レベルの違うこうした話題がなぜ並列されているのかよくわからないが、あるいは、制国用使司ないし尚書省を批判しようとする王惲の意図をここでも読み取ることができるかもしれない。つまり、ある特定の機関の上から下まで、の意をこめるのである。

●省官不若省事—『晉書』卷39・荀勗伝に「省官は

省事に如くはなく、省事は清心に如くはなし」とあり、『日知録』卷8・省官の条が荀勗の言葉も引きつつ、関連記事を集めている。

●中書省枢密院左右

部及隨朝衙門—本案件の冒頭で「中書省左右部」といい、ここでなぜ「中書省枢密院左右部」というのか、よくわからない。あるいは、「左右部」は尚書省に所属するか、ないしは独立していたのかもしれないが、本案件の成立年代が明らかでないため、それを特定できない。また、同様の観点から、「隨朝衙門」に尚

書省が含まれるか否かも不明。なお、「隨朝衙門」は、『金史』卷52・選舉志2・文武選の条に「凡そ外任の循資官は之を常調と謂い、選ばれて朝官に為るは之を隨朝と謂う」というように、中書省や尚書省、御史臺等の中央衙門を指す。本案件では「朝」を改行字とするが、それは『元典章』等においても同様。「朝」は皇帝を指す。●占格一錢仲聯『韓昌黎詩繁年集釈』卷2「送靈師」の註は「占格、乃ち占拵の義なり」という。

85-9 為百官賀正未見私先相賀狀

(「殿陛」「闕下」で改行平出、「國家」「朝廷」「陛見」で空格)

伏見，國家修習朝儀，漸有成法，是將表儀萬國，肅正百官，為一代之制。兼朝廷之上，札宜過肅，

殿陛之間，尊無二上。今者百官賀正，趨集

闕下，未蒙陛見，私先拜賀，謙呼雜還，似失無二上之義。合無比奉朝儀已來，誠勅百僚，革(比)〔此〕習俗，庶令宮庭之間先致清肅，若大礼一行，隨即可觀。不然，限以門閭，令在內者不許私賀，以將其肅敬之心，亦禮治之一端也。

【訳】新年の祝賀をする際に謁見を受けぬうちに勝手に祝いをすることについての意見書

わたくしが思うに、ご公家が朝廷での儀礼を整えられ、しだいに定まった規範を備えはじめているのは、あらゆる国々に手本を示し、百官たちに規律を与える、御世のきまりを打ちたてようとしているからである。あわせて、天子の前での礼は厳肅に過ぎた方がよく、御座にあっては「至尊は一人のみ」である。ところがいま、新年の祝賀のためにカアンのもとに参集し、カアンの謁見を受けぬうちに我先にと新年のあいさつをする者がいて、やかましく声をあげてばらばらに帰ってしまい、「至尊は一人のみ」という礼の心を損なっているようだ

ある。朝廷での儀礼を定めたときを開始として、百官たちに厳しく申し付け、この習慣を改めるようにすれば、カアンのおわす宫廷はまず厳肅な所となり、盛大な典礼がひとたび行われても、秩序ある立派なものとなろう。あるいは、オルドの中にあっても、内向きの者に勝手な祝賀を禁止すれば、カアンに対する畏敬の念をもつことになるのであって、これも礼によって秩序をひろめるひとつつの方法である。

【註】 ●百官賀正一「百官」は、全体の文意から主にケシクを指すと思われる。王惲が本案件で述べる「朝礼における無秩序」は、恐らく「賀正」のみではなかった。にもかかわらず王惲が「賀正」を例に引くのは、天子が「正朔」を定めるという中華王朝の理念を強く意識するからであろう。 ●修習朝儀一『元史』卷 67・札樂志 1・制朝儀始末の条に、「世祖至元八年(1271)秋八月己未、初めて朝儀を起こす。是れより先、至元六年春正月甲寅、太保劉秉忠・大司農李羅旨を奉じ、趙秉溫・史杠に命じて、前代の礼儀を知る者を訪ね、朝儀を肄習せしむ」とある。 ●今者百官賀正……—『国朝名臣事略』卷 12・内翰王文忠公(王磐)の条では、至元年間初期の朝賀の様子と、それに対する翰林学士兼太常少卿王磐の上奏を次のように記述している。「時に宮闈未だ立たず、朝議(儀の誤りか)も未だ定めず、凡そ称賀に遇えば、臣庶は貴賤を問うなく皆な帳殿の前に集まる。法を執る者、其の多きを厭い杖を揮いて之を擊つも、逐去して復た来たること、頃刻にして数次なり。公外國の笑いと為るを慮り、上奏して曰く『旧制を按するに、天子の宮門は応に入るべからずして入る者、之を闡入と謂い、外より内に及びて罪の輕重各おの差あり。宜しく宣徽院をして両省而下の百司の官の姓名を籍し、各おの班序に依り、通事舎人の伝呼贊引を聴きて、然る後に進むるを得さしむるべし。敢えて次を越ゆる者有らば、殿中司糾察して罰俸し、応に入るべからずして入る者は、宜しく闡入に准じて治罪すれば、朝廷の礼肅たるに庶望からん』と。後に遂に朝儀を定むるに公の言の如くす」。『国朝名臣事略』の記述と本案件における朝賀の状況の記述は類似する箇所

が見られる。 ●朝廷之上／殿陛之間／闕下—いずれも空格または改行平出となっており、カアンのいる場所を指す。 ●尊無二上—『礼記』坊記に「子云く、天に二日無く、土に二王無く、家に二主無く、尊に二上無し。民に君臣の別有るを示すなり」とある。至尊は一人のみであることをいう。 ●比奉朝儀已來—「比」は「及」と同義。 ●隨即—ただちに、の意。(漢)参照。 ●門闈／在内者—元朝期の文章にあっては「宮闈」はしばしばオルドを指す。「闈」は「掖」と同様、元来妃嬪がいる所をいい、ここにいう「門闈」も恐らく男女の雑居するオルドを指す(84-8「宮掖」の註参照)。「在内者」はしたがってカアンの夫人たちやケシクを具体的にはいうと思われる。

85-10 為太廟薦新並前障壇垣事状

(「宗廟」で改行平出、「国家」「祖考」「太廟」で空格)

伏見、國家建

宗廟、奉 祖考、歲時饗祭、禮文昭備。今職貢万國、方物畢至。惟薦新之禮、尚闕而未行、非所以交神明、廣孝思也。又禮下公門、式路馬、況太廟乎。今廟宮正門、前障高壇、拋東西外門即神靈出游之道、使內外臣民經過者、不知賓畏趨避為心、又非致敬恭之道。按金制、五品以上官過廟、去傘屏人從疾過、六品以下、並下車馬。合無照依舊例遵行。切詳、二事違闕至今、誠有司之慢也。

【訳】 太廟に季節の供え物をすること、ならびに門前の目隠し・壁についての意見書

わたくしが思うに、ご公家は宗廟を建てて父祖をまつり、季節ごとに祭祀を行って、儀礼典文も立派に備えている。いま貢物があらゆる国から届き、さまざまな物産がことごとく備わっているのに、ただ宗廟の供え物だけが缺けているのは、神とまじわり、思いを深める道ではないだろう。さらに、礼の規定に

は「(臣下は) 皇宮の外門の前では車を下り、 みかどの車駕をひく馬には式礼する」とある。まして太廟においては当然である。いま太廟の正門には門前の目隠しと高い壁がある。東西の外門は神が出入りする道にあたり、 国の内外の臣民が通過する際に、 慎み恐れて足早に通り過ぎることによって畏敬の念を表すすべを知らないのは、 敬恭の道を行うことではない。金の制度によれば、 五品以上の官が廟前を通過するときには、 車蓋を取り去り、 供の者は足早に通り過ぎる、 六品以下については、 みな車馬を下りる、 とある。金の旧例に従って執り行うべきではあるまいか。

思うに、 この二事が今日までちぐはぐなのは、 官庁の怠慢によるものである。

【註】 ●太廟薦新—『国朝文類』卷 41・經世大典序録・宗廟の条に「世祖皇帝中統元年(1260)秋七月、 祖宗を中書省に祀る。三年、 因りて太廟を燕京に建つ。四年冬十有一月、 太廟に事とする有り。至元十七年(1280)、 新たに太廟を大都に作る」とある。ただし、 本案件の時期の太廟が中都のどこにあったかは不明。また、「薦新」は、 每月の一日に新物を備えること(『札記』檀弓上参照)。なお、『元史』卷 74・祭祀志 3・至元四年(1267)二月の条に「初めて一歳十二月薦新時物を定む」とあるほか、 後の記述ではあるが『析津志輯佚』歲紀の条に、 各月ごとに「薦新事物」の詳細が列挙される。 ●今職貢万國方物畢至—「万國」や「畢」という表現が次句にいう「惟」と鋭く対照されている点からすれば、「今職貢万國方物畢至」という王惲の言い方は一定の意図があるだろう。あるいは、 暗にアフマドを批判しているのかもしれない。また、 同様の観点からすれば、 後文にいう「使内外臣民経過者、 不知虧畏趨避為心」も、「万國」の使節が中都にあった太廟周辺をしばしば通過したことを意味するだろう。 ●下公門式路馬—『札記』曲礼上に「國君は斎牛に(車を) 下り、 宗廟に式す。大夫士は公門に下り、 路馬に式す」とある。 ●前障高壇—「前障と高壇がある」と訳したが、 前後の意味上のつながりが薄く、 以下に缺文を想定すべきかもしれない

い。 ●東西外門即神靈出游之道—待考。「東西の外門は即ち神靈(神ないし祖靈)出游の道」という本記述は、中国の古典に類似の言及を見ない。また、通俗的な文学にあっても、幽鬼は門神のいる南門から出入りするように思われる。この一文にいう内容が、どういった世界・レベルでの通念なのか、よくわからぬ。 ●人従一「隨従」の意。(漢)参照。 ●切詳一「参照」と同義。記述者自らが参考意見を付す場合に用いる。また、「切詳」「参照」の対語は「詳照」で、こちらは文書の受け手が「つまびらかにする」場合に用いる。84-1の註を参照。 ●二事一ここにいう「二事」が何を指すのか、よくわからぬ。常識的には、表題にいう「薦新」と「前障壇垣」の二つであろうが、「薦新」「前障壇垣」とともに本案件で十分議論されているようには思われない。王惲は本案件で主に太廟の前を通過する際の儀礼について述べるが、表題にいう「前障壇垣」は一応これを指すと考えた。

85-11 為春寒馬牛損傷課程帶納馬疋事狀

(「天子」で改行平出)

伏見，上都路今春雪寒，損傷馬牛數多。其山東等處災傷亦然。切惟，馬牛耕戰之本。會驗，明有條禁，馬不得駕拽車輶，牛不得私下宰殺。隨路有司，奉行甚嚴。今京畿之間，其牛馬非理用度，甚者至於駝犢耕種，公然屠宰，以為尋常，茲有司之過也。今後犯者，宜加重論罪，庶望民知畏避，不致日有虛耗。外拋各路課程，每季乞約量分數，帶納全課馬疋有差，就令本道總府官或次貳一員兼監牧職，各每年終，驗孳息數目，考課能否而賞罰之。亦漢武帝二千石兼馬政之制也。儻議而行，上供

天子之六殷，下備征進之大舉。一旦果用，足以收良壯而振兵威。比之倉卒和買或藉取民間，不惟人不被擾，抑以減省國用，力不勞而辦矣。拋此合行舉呈。

【訳】 春の寒気による馬牛の損害と、商税・専売収入を馬で現物納税せることについての意見書

わたくしが思うに、上都路では今春の降雪・寒冷のために多くの牛馬が倒れた。山東等の地域でも状況は同様である。思うに、馬牛は耕・戦の根本であり、照会してみると、「馬に車や石臼をひかせてはならない。牛を勝手に殺してはならない」という、箇条書きによる明らかな禁令があり、関係各路の役所では厳しく取り締まっている。しかるに今、中都の周辺では牛馬をでたらめに使い、ひどい場合には犁をひかせ田を耕させ、公然と屠殺して当たり前だと思っている。これは役所の過失であろう。今後、罪を犯す者に対してはより重い刑を科せば、民は罪を恐れ、牛馬が無用に疲弊することもなかろう。

そのほか、各路の商税・専売収入については、そのすべての項目について割合を算出し、馬によって年度ごとに現物納税させ、その行政地区の長官または次官に監牧官を兼任させて、毎年の年末に家畜の数を検査させ、勤務査定を行ってこれに賞罰を与えるようにしていただきたい。これがつまり漢の武帝が行おうとした、郡守に監牧官を兼任させるという案なのである。

もしこのことを検討して実行したならば、上は天子の六廄に馬がそろい、下は軍事行動に備えることになる。いったん馬を使う段になれば、強く良い馬を手に入れ、軍事力を増強させることになる。急な和買や民間からの借り入れに比べれば、単に民くさを混乱させないばかりか、ご公家の出費を抑えることにもなり、力は勞せずして整うことになるだろう。

これについては具呈書をおくるべきである。

【註】 ●帶納—原義は「帶して納める」ことであり、最寄りの役所などに自ら「帶して納める」場合と、元来の税に「別に帶して納める」場合の二つがあるようと思われる。『吏学指南』諸納の条に「糧を帶して鼠耗を納収するの分例の如きの類を謂う」とあるのは後者の例である。ここは恐らく前者であろう。●会
驗—「会驗」の語は『吏学指南』発端の条に見え、その註に「事の応に証條して

行(おく)るべき者を謂う」とある。「会」は、所轄をまたいで集まる・集める、の意。同じく『吏学指南』推鞠の条には「会問」の語もあり、その註には「事の他司に關わるに、理として須く取会して問うべき者を謂う」とある。84-6の註参照。

●明有条禁—『元典章』卷 57・刑部 19・諸禁・禁宰殺・倒死牛馬里正

主首告報過開剥の条は中統二年(1261)五月の聖旨を引き、牛馬が耕作と戦争の本であり、公私ともども殺してはならないことを述べる。クビライ時代の最も早い時期の禁令は現存の史料の中ではこれである。

●京畿—具体的にどこ

を指すのかは不明。あるいは、単に「腹裏」のことかもしれない。

●毎季—

この場合は、毎年度、の意。「季」は、時間的な一定の区切り、の意で、「毎季孟月」といえば、「季」は三か月であり、「毎季、孟夏初旬に錄囚に出で、仲秋中旬に按治に出づ」といえば、一年である。元朝期の税の徵収は年度単位で行われ、その納期は秋から冬にかけてである。84-1「部糧」の註参照。

●約量—計算する・算出する、の意。「約(yao)」「量」とともに、計算する、の意。

●分

数—割合、の意。『明律国字解』には「分数とは、とりかを幾分とくる。その分のかずなり」とある。ここで言う「約量分数」が何の割合を決定するのかはよくわからない。

●全課—未詳。文字の意味からして、すべての課程、の意

と思われるが、商税・専売収入のすべてを馬によって現物納税させるという状況は考えにくい。恐らく、「課程」の全項目ごとに、の意なのであろう。

●漢武帝二千石兼馬政之制—『資治通鑑』卷 22・漢紀 14・武帝征和四年の条は、武帝の言を引き「郡国二千石、各おの畜馬の方略を上進して辺状に補し、与に計対せよ」という。同文は『漢書』卷 96 下・西域伝下・渠犁の条にも見える。なお「二千石」とは「郡守」の意。

●藉取—「藉」は「借」と音通。

85-12 論監司簽事職劇祿薄狀

伏念，官守有常而事分繁簡，時制雖寬，祿隨品給。惟其加優則心專，心顛

則事理，蓋廉於處已而免喪節之恥，勤於按部而無苟且之虞。切見，按察司簽事係隨朝正五品官，執掌既繁，部分寬遠。如刷磨（按）〔案〕牘，審鞠刑獄，糾正官邪，肅清風化，勸課農桑，体究一切公事，終歲駆馳不離鞍馬。其在山北尤為匪易，今月給俸秩止三十貫文，寔為鮮薄，似難養廉。近体訪得，隨路勸農使・副定為從五從六資品，又所任之事止勸課而已。其品從高下，事為繁簡，俱與簽事不同，今者，祿秩爭懸返加一倍，合無比附約量添支，使勸來者以勉事功。拠此合行拳呈。

【訳】 按察司簽事は劇務であるのに薄給であることを論じる意見書

わたくしが思うに、官人は職名に応じて一定不变の職務があるが、その職務には繁閑の別があり、折々にこなすべき時宜は多岐にわたるが、俸禄は品級に従って一定である。ただし、優遇措置を取れば官人は職務に専念するし、職務に意を注げば仕事は処理されることになり、恐らく、清廉に身を処して節操を失うような恥もなく、自分の部署をよく取り締まってつまらぬミスがなくなるだろう。

按察司の簽事はみかどにつき従う中央の役所の正五品の入流官であり、その職務は多忙であるだけでなく、管轄の地は広大である。たとえば、公文書を調べ、刑罰を審理し、官人の不正を糾弾し、風俗を正し、農業養蚕を叱咤激励して、もろもろの事案を実地に調査し、年中走り回って馬から離れる暇がない。特に山北東西道の執務は最もたいへんである。現在ひと月に支給される俸禄は三十貫文だけであり、まことに薄給で、清廉を保つのは難しいだろう。

近ごろ実地に調査したところ、関係各路の勸農使・勸農副使は（それぞれ）従五品・従六品の品級と定められており、その職務はただ「勸農」だけである。品級の上下と仕事の忙しさは、ともに簽事と比べものにならないというのに、現在その俸禄は逆に倍もかけ離れている。それぞれを比較計算して餘計に支給し、後進を鼓舞して職務に努めさせるべきであろう。

これについては具呈書をおくるべきである。

【註】 ●監司簽事—「監司」は地方監察を司る官府の総称。ここでは提刑按察司(至元二十八年(1291)五月以後は肅政廉訪司)の謂。「簽事(僉事とも書く)」は地方行政組織の属官で、いわゆる「簽判」。京官が任じられる場合を「簽判」といい、それ以外を「判官」という。元朝期には行中書省(行中書省のそれは後に廃止されたという)と提刑按察司(肅政廉訪司)に置かれ、本案件がいうように正五品。

●官守有常—「守常」というに等しく、役人には日々こなすべき一定の仕事があることをいうことば。

●時制—『詩經』鄭風・定之方中の序にあること

ば、「時節と制度」の意。

●按部—「按」は「按察司」の「按」で、おさえる、

の意。「部」は「部属」。

●隨朝—85—8の註参照。なお、同案件では「朝」

字で改行平出している。

●刷磨—「刷卷磨勘」の意。文書を照合チェックし

て洗いなおすこと、「照刷」と同意。なお、ここに列挙される「刷磨案牘、審鞠刑獄、糾正官邪、肅清風化、勸課農桑」の詳細については、至元六年(1269)の提刑按察司設置の折に出された「察司体察等例」(『元典章』卷6・臺綱2・体察)参考。

●山北—「山北」は多くの場合、居庸關以北を指し、たとえば『金史』卷96・梁襄伝は、「遼の基業の根本は山北の臨潢に在り」「我が本朝の皇業の根本は山南の燕に在り、豈に燕を捨てて山北に之く可けんや」という。ただしここでは、『元史』卷86・百官志2・肅政廉訪司の条にいう、「国初」に立てられた四道の提刑按察司のひとつである山北東西道を指す。「山北遼東」がこの当時いかに劇務であったかについては、たとえば『國朝文類』卷65「平章政事廉文正王(廉希憲)神道碑」が記述する。また、『烏臺筆補』7「拳三道按察使事狀」(89-30)は、山北東西道の按察使が長らく缺員になっていることを述べる。

●三十

貫文—廉訪司簽事の俸禄は中統鈔三十貫であつたらしく、そのことは、『元史』卷96・食貨志4・俸秩の条、『元典章』卷15・戸部1・祿廩俸鈔職田の表、元刊本『事林廣記』官制類・官員祿廩俸給の条等に記述がある。

●勸農使—

『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年(1270)十二月丙申朔の条に、「司農司を改め大司農司と為す。巡行勸農使・副各四員を添設し、御史中丞李羅を以て大司農卿を兼ねしむ」とあり、ここにいう「勸農使」はこの「巡行勸農使・副各四員」

を指すと思われる。至元七年十二月に「大司農卿」になった孛羅は御史中丞でもあったが、王惲がここで「勸農使」を引き合いに出して意見書を提出しているのも、御史臺と勸農使が実質上同じ人物によって統轄されていたからではあるまいか。 ●品從高下事為繁簡—『烏臺筆補』4「論監選典故事状」(86-28) に「或有資歷先後、品從高下、及不應等事」とあるように、「品從高下」は「品從の高下」。「品從」は「品秩」というに等しい。とすれば、「事為繁簡」も「事為の繁簡」であり、「事為」は、仕事、の意。 ●祿秩爭懸返加一倍—王惲はここで、仕事も楽で品級も下の勸農使が提刑按察司簽事より高給をもらっていることを述べる。その背景にどのような事情があるのか明らかでないが、クビライ時代の「官制」の実態を暗示して、きわめて興味深い。なお、「争懸」は、かけ離れている、の意。(漢)参照。 ●比附約量—「比附」は、『吏学指南』体量の条に「物を以て相い並べるを比と曰い、依憑(より)て則と為るを附と曰う」とある。ならべて照らしあわせること。「約量」は、85-11の註参照。

85-13 用曆日銀修祖庭孔廟事状

(「聖朝」「先朝」で空格、「哈罕皇帝」で改行平出)

切見， 聖朝修崇嶽祠，緣為國家鎮山，与民祈福。而宣聖三綱五常之本，君臣父子，以之而生成者也。其祖庭殿宇，至于闕然，考諸故典，皆係歷代有国者所增修。又会驗，

哈罕皇帝聖旨節該，諸路曆日銀一半修宣聖廟。拋東平·益都両路，尽数分付襲封，修完曲阜本廟。合無欽依。先朝聖訓，將隨路及山東両路銀數，併修祖庭正廟，就用酒掃戶，以供力役，可不勞而辦。如此，不惟善繼祖宗之志，抑亦尊崇之盛典也。

【訳】 曆の売り上げ銀で曲阜孔子廟を建てるについての意見書

ご公家が五嶽の祭祀を整え尊んでいるのは、ご公儀のために嶽神をまつり，

民の幸福を思うからであろう。孔子は人倫の根本であり、主君と臣下、父と子の関係もそこから生まれるものである。曲阜孔子廟は、その廟宇が不完全である場合には、故実に照らしてみると、国家を維持する歴代の皇室がみな増設を実施してきている。さらに、照会してみたところ、哈罕皇帝(オゴディ)のお言葉に「それぞれの路の暦の売り上げ銀の半分で(各地の)孔子廟を整えよ。東平と益都の二路については、すべてを襲封衍聖公に与え、曲阜の本廟を完成させよ」とある。以前のカアンのお言葉に従い、関係路ならびに山東両路の銀をあわせて曲阜本廟を建築し、洒掃戸を用いるようにして雜役を負担させれば、労力を使わずにすべて整うこととなろう。このようにするならば、単に宗廟にあられる先君の志を継承するのみならず、そもそも、國家が祭祀を執り行う立派な故実となる。

【註】 ●曆日銀—『国朝文類』卷 41・経世大典序録・歴の条に「昔、太宗皇帝の時に在りて、中書 耶律楚材、嘗て庚午元歎を為す」とあり、耶律楚材が作ったというこの庚午元暦の売上金を「曆日銀」と称した(庚午元暦については『元史』卷 56~57・曆志 5~6・庚午元暦上下の条参照)。東平・益都両路の「曆日銀」を用いて曲阜孔子廟を再建せしめたことを記述する史料には、『国朝文類』卷 19 「曲阜孔子廟碑」、歐陽玄『圭齋集』卷 9 「曲阜重修宣聖廟碑」、『孔氏祖庭廣記』卷 5 末尾の「大蒙古朝皇帝聖旨節文」その他がある。このうち『圭齋集』卷 9 「曲阜重修宣聖廟碑」は、「太宗皇帝平金の初年、歳は丁酉に在り。首ず孔元措に詔して襲封衍聖公とす。孔顔孟三世の子孫を復(ほく)し、世世与る所無からしめ、廟戸を増給して皆な其の家を復す、是の歳、曆日銀は、諸路は其の半を以てし、東平は其の全を以てし、給して宣聖廟を修さしむ」という。後述の「祖庭孔廟」の註、ならびに「哈罕皇帝聖旨」の註参照。 ●祖庭孔廟—曲阜にある孔子廟をいう。『国朝文類』卷 19 「曲阜孔子廟碑」は、「右轄 嚴公忠濟 魯を保つ。嘗て清臺(嚴忠濟)より仮(か)りて曆錢を頒かし、營繕の費を佐く。歳戊申(1248)、始めて鄆国後寝を復し」といい、「祖庭孔廟」のうち「鄆国夫人殿」は

1248年に再建されたという。ただし、『国朝文類』卷27「鄆国夫人殿記」によれば、鄆国夫人殿が落成したのは1252年。また、曲阜本廟の落成は後の大徳年間のようである。このほか、元好問『遺山先生文集』卷2「曲阜紀行一首」(恐らく1245年の作)、楊奂『還山遺稿』卷上「東遊記」(1252年の作)は、クビライ時代以前の曲阜を窺う重要な史料といえる。

●聖朝修崇嶽祠—王惲がここで特に「嶽祠」と述べているのは、クビライによる国家祭祀が「五嶽四瀆」に傾いて、孔廟や太廟のそれが等閑に附されていることを暗に示すためであろう。

●縁—85—7の註参照。

●至于—この二字の会字は「拠」になり、ここはその意味で解した。「至今」の誤りである可能性もある。

●哈罕皇帝聖旨—『孔氏祖庭廣記』卷5は末尾に「大蒙古朝皇帝聖旨節文」を掲載し、「諸路曆日銀一半修宣聖廟。益都・東平両路、尽数分附襲封孔元措、修完曲阜本廟」という。本案件にいうオゴデイの聖旨は、その文言の重複から見て、恐らく『孔氏祖庭廣記』所収のそれと同一のものである。また、『孔氏祖庭廣記』所収のそれは、蔡美彪『元代白話碑集録』に収める丁酉年の聖旨「一二九七年曲阜文廟免差役賦税碑(蔡美彪氏は1297年に繫年するが、1237年の誤り)」と内容・表現ともに一部重複するから、この三者、すなわち『秋澗集』所収のそれ、『孔氏祖庭廣記』、「曲阜文廟免差役賦税碑」は、同一年(1237)に出された同一の聖旨だと思われる。『孔氏祖庭廣記』のそれが恐らく最も完全なヴァージョンであり、『元代白話碑集録』と本案件とはより省略が多いヴァージョンであろう。なお、聖旨中にいう「諸路曆日銀一半修宣聖廟」は、各路の曆日銀の半分を用いて当該路の孔子廟を整えよ、の意。

●尽数—ことごとく、の意。

●分付—吏牘体の文章にあっては、「分付」は、与える・わたす、の意。

●襲封—「襲封衍聖公」の謂で、政府に公認された孔子の正式な後継者を言う。『孔氏祖庭廣記』卷1によれば、漢の元帝が孔子の子孫を「褒成君」に封じたのが始めといい、その後「褒成侯」「褒聖侯」などと封号をかえながら、北宋の末に至って「衍聖公」に改められたという。金元期はもっぱら「衍聖公」という。なお、オゴデイの聖旨が出された1237年当時は第五代の孔元措がいたが、本案件が出された頃は正式に公認さ

れた「襲封衍聖公」は空位だった。孔元措の死後、一時は孔元用、孔之全が「衍聖公」を襲封したことあったが、クビライ時代になってからは空位が続き、第五三代の孔治が「襲封衍聖公」になったのは成宗テムルになって以後のこと。

●就用洒掃戸—「就用」は、(既存のものを)利用する、の意。また「洒掃戸」は、曲阜孔子廟に附属した「奴婢」のような人々を指す。前掲『孔氏祖庭広記』卷5「大蒙古朝皇帝聖旨節文」に「又た看林廟戸の、旧設の百戸、見有の十戸は洒掃等を構えず」とあるように、少なくともオゴデイ時代以後は、林廟にこの「洒掃戸」を置くことは許可されなかった。また、『元史』卷160・王磐伝は至元八年(1271)前後の事として次のようにいう。「曲阜孔子廟は、歴代、民百戸を給し、以て洒掃に供す。其の家を復するに、是に至り、尚書省、括戸の故を以て尽く収して民と為す。磐言えらく『林廟戸百家、歳ごとの賦鈔は六百貫に過ぎず。僅かに一六品官の終年の俸に比するのみ。聖朝、疆宇は万里、財賦は歳ごとに億万を計る。豈に一六品官の俸を愛みて、以て孔子を待せざらんや……』と」。この記述は、王磐の言によって「洒掃戸」が復活されたことを思わせ、とすれば、太宗オゴデイ時代には廃止されていた「洒掃戸」がどこかの時点でまた復活され、尚書省のアフマドらによってさらに廃止されかかったことになるだろう。本案件において、王惲が「就用洒掃戸」というのは、古くから置かれていた「洒掃戸」を復活させて利用するというのか、それとも、現に今ある「洒掃戸」を「就用」すると述べるのか、よくわからない。

85-14 論閩陝事宜状

(「聖旨」で空格、「朝廷」で改行平出)

切見、京兆廻閩陝重鎮，其居民太半，南駆放良・帰順等戸。兼地負山陰，其義雍等峪口，皆係南賊出没道徑。如前年深入華嚴，殺掠人民，幾犯城廓，茲蓋腹心有応然也。又如已獲平陽陳丑勞并本處李顏等，詳其事情，正以(狃彼)[彼狃]前習故，勾連内外，謀叛歸宗，皆其事也。体訪得，東連鄭

縣，西踰義峪，其間多有四方作過避罪，逋逃無名等戶，聚散山林間，十百為群。彼負罪避匿，不獲自新，小則聚而草切，侵害良民，重則結連外境，窺伺間便，何所不至。其陝西官府，雖嚮奉聖旨節文，將放良·析居·交參等戶，令所在招刷，未聞實効。況目今蝗旱如此，流民不安。其行府與總府，宜專一選差有幹局官屬，多方用心，出榜招集，懷以恩信，使出離山林，安撫存卹，限以三年，免徵差賦。能此，既喜從新，又獲其所，則前日反仄之心，不測之擾，可以永絕矣。若因循姑息，視為細微，上下蔽匿，切恐，因而別生事機。如華州官司，明知如此，數百餘戶，不行申報，私下隱匿，取(歛)[斂]差發。足見奉行滅裂，不為盡心，曾無實効之明驗也。若曰金(商)[商]已戌，茲不復慮，消患未萌，古人深戒。又照得，本路總管已闕三年，雖有一二次官，望輕地微，恐難鎮服。是則分陝之任，未得其人，誠不可緩也。宜早為遴選材德威望素著，足以(填)[鎮]撫軍民者，以膺重寄，庶幾秦隴之間，弊政一新，狂妄消弭。其元元之民，感念恩德，知朝廷雖遠，其憂民慮患，深至如此，孰不慶幸。是天下一臂，大得安全矣。

【訳】 関陝の急務について論じる意見書

京兆は関中陝西の重要な拠点であるが、居民は、大半は捕虜から良人となつた者や投降した南宋人であり、そのうえ険しい山をひかえ、義峪・雍峪等の谷あいはみな南宋の盗賊が出没する道筋にあたる。たとえば、さきごろ華嚴川まで深く侵入して殺戮・強奪をなし、京兆の城郭にも押し入らんばかりの事件があったが、これは恐らく内通者がいるからこそできることである。さらにまた、すでに捕えた平陽の陳丑勞、及び京兆の李顔等の事件は、事を明らかにしてみれば、この地域に古くからある気風に思い上がった連中がなじんでいるせいであり、内外でつるみ、謀反をおこして故郷の実家に帰ろうというのがその計画なのである。

実地に調査したところ、東は鄭県から西は義峪に至るまで、その間には、あちこちから罪を犯して逃亡して来た者・名籍をくらませて来た者がいて、山野

に出入りし、何十何百と徒党を組んでいる。それら逃亡者たちは、悔い改めることもせず、ましな方では山賊となって平民に害を及ぼし、ひどい者になると南宋側と手を結んで間隙をうかがい、行わない悪事はない。陝西の官府は、以前、節文にいうところの「放良戸・析居戸・交参戸は、その土地の役所が帳簿化せよ」とのカアンのお言葉をいただいたが、いまだにその成果を耳にしない。まして、今は蝗害と旱魃がかくもひどく、流亡の民は不安な状況である。中央からの出先機関と総管府とは、実務能力のある官員を集中的に選び、さまざまにことに留意し、札を立て人々を招き、信頼と徳政で民を懐かしめ、逃亡者を山野から出させ、特別待遇を与え、三年を期限として税を免除するのである。このようにできれば、新しいご公儀に従うことを喜び、住む場所を得るのだから、この地域に古くからある謀反の考え、予期せぬ騒動は、永遠に根絶やしにすることができるのではあるまいか。もしかりにぐずぐずと一時しのぎのことをし、小さなことばかりに目を向け、役所ぐるみで隠蔽するならば、何らかの事態を容易に派生させかねない。華州の役所などは、そのことを十分承知しているながら、数百あまりの戸籍を申告せず、ひそかに隠匿して差発を集めていたのである。役人たちがご公儀の命をでたらめに行い、真心を尽くして懸命に働くことをしなければ、何の成果も挙がらないという明らかな証明といえるだろう。また、「金州と商州にはもう守りが置かれており、京兆には将来の心配はない」と言うのであれば、「災いを未然に防ぐ」というのが古人も深く戒めたことではないか。

さらに京兆府の総管はもう三年も不在で、一人二人の次官がいるとはいえ、人望は薄く扱いも軽く、恐らく関中陝西を掌握することは難しかろう。つまり、関陝の行政は適材適所を得ていないのであり、これをないがしろにして放置すべきではないだろう。軍・民を治めることができる素質と人望が備わった有能な人材を早急に選び、重要な任務に充てれば、関中の悪政は一新され、不逞の輩も消えるのである。国家の根本たる民は恩恵に感謝し、ご公家が遠方にありながらも民を深く憂い愛し、配慮がかくも深いということに気付いて、み

な幸いとするであろう。

かくして、天下の片腕とも言うべき領土が安泰となるのである。

【註】 ●関陝一元来は「關中陝西」の謂だが、この地域は当時南宋攻略の前線であり、四川への足がかりとなる重要な地域であったから(この地域は当時、しばしば「秦蜀」とか「陝西五路西蜀四川」と一括された)、王惲がここで意識しているのも四川を含めた広い地域だと思われる。ただし、といいつつも本案件においては、冒頭に「京兆廻關陝重鎮」といい、後半に「金商已戍、茲不復慮(金州と商州にはもう守りが置かれており、京兆には将来の心配はない)」というように、実質的には京兆の守り・行政について述べられる。「關陝」は、南宋攻撃を前提とした線と点の確保という面からしか考えられないような状況下に当時あった。本案件は、そこに記述される地名・事件等、不明な点は多いが、当時の京兆を知る一級の史料といえる。なお、『金史』卷111・完顔訛可伝・正大八年九月の条に「河中は關陝五路(京兆府路・鳳翔路・鄜延路・慶原路・臨洮路)を背負い」といい、同じ地域について、『元史』卷1・太祖本紀・十一年秋の条には「西夏由り關中に趨き、遂に潼闕を越ゆ」というように、「關中」と「關陝」とは実質的にはほぼ同義。

●南駆放良—「南駆」は南宋から捕虜として連れてこられた「駆口」。また、「放良」とは「駆口」から解放して「良人」とすること。『南村輶耕録』巻17・奴婢の条に、「今、蒙古色目人の臧獲するを、男は奴と曰い、女は婢と曰い、総じて駆口と曰う」といい、同書・同条に「亦た自ら財を納め、以て奴籍を脱免するを求めるに有らば、則ち主は執憑に署して之を付す。名づけて放良と曰う」ともいう。「南駆放良」とは、南宋からの駆口を奴籍から抜いて平民とした者をいう。

●義雍等峪—『類編長安志』巻6・川谷・谷の条に、咸寧県の東南八十里に「義谷」があると記述される。ここにいう「義」とはこれであろう。また、至正年間(1341~1368)の記録ではあるが、『元史』巻139・朶爾直班伝に「金州は、興元・鳳翔由り奉元(京兆)に達するも、道里迥遠なれば、乃ち義谷を開き、七駅を創置すれば、路近くして以て便なり」ともある。

「義谷」は、漢水沿いの金州から秦嶺を越えて、直接京兆に北上するその出口にあたり、京兆からはわずか40~50kmのところにあった。「雍峪」は不明であるが、後文に「金商」の語があることからすれば、河南の商州から京兆にむかうルート沿いにあったと考えるのが妥当なのではあるまい。ともに京兆府にあり、京兆からさほど離れていないところに位置したと思われる。 ●前年深入

華嚴殺掠人民幾犯城廓一本記述については、事件の詳細、ならびに「華嚴」という地名、ともによくわからない。ただし「華嚴」については、京兆の南を流れる秦川(樊川)を別名「華嚴川」ともいうらしく(『陝西通志』等による)、いま仮にこの川名に従い、華嚴川(『類編長安志』卷5・寺觀・寺・華嚴寺の条に、華嚴寺は「樊川孫村の西に在り」と見え、華嚴川という別名は、樊川沿いの寺の名に由来すると思われる)をいうものと解した。その最大の理由は、華嚴川が義谷から京兆にむかうルート沿いに位置し、「幾犯城廓」の「城廓」が文脈上京兆を指すものと考えたからである。なお、「華嚴」は華州・嚴州の略というのが常識的な考え方ではあるが、嚴州は後の江浙等処行省所轄に位置し、この場合妥当でない。また、「嚴」を誤字とした場合、「華原」を想定することができるかもしれないが、「華原」は渭水の北側の耀州にある地名。また、華州とよく並列されるのは同州だが、その場合も普通は「同華」と略される。

●平陽陳丑勞并本処李顥一

こにいう二人の人物が同一事件の関係者か、それとも別々の事件なのか、また、「平陽陳丑勞」が京兆で事件を起こしたのか、それとも平陽で事件を起したのか、王惲の表現のままではよくわからない。前文にいう「前年深入華嚴、殺掠人民、幾犯城廓」が侵入者の例だとすれば、こちらは内通者の例。『元史』卷5・世祖本紀2・中統三年(1262)六月癸卯の条に「太原總管李毅奴哥・達魯花赤戴曲薛等、李壇の偽檄を領し、旁郡に伝行す。事覺れ之を誅す」とあるが(同様の事件は『國朝文類』卷64「故提挾太原監使司徐君神道銘」にも記述される)、本記述も類似の事件をいうのではあるまい。 ●(狃彼)[彼狃]前習一「狃彼」は、『四庫全書』本は「狃被」に作る。「狃彼」ないし「狃彼」はともにあまり用例を見ないため、「彼狃」に改めた。「彼狃」は、たとえば『韓非子』十過に「之を彼

狃に与え、又た將に地を他国に請わんとす」とあるように、「驕傲」の意。ここでは、思い上がった者、といったほどの意であろう。また、「前習」は、「陝西四川」の地が北宋以来、宋・西夏・金三朝のはざまにあって「反仄」を繰り返してきた事実を述べると思われる。

●東連鄭縣西踰義峪—鄭縣は華州の属県

(元刊本『事林廣記』郡邑類・陝西等処行省所轄の条参照)。「義峪」は前註参照。

●無名—詳細は不明。いわゆる「李蘭奚」「不蘭奚」のようなものをいうのであろうか。

●聖旨節文—『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年(1270)三月庚子朔の条に「河南等路、及び陝西五路西蜀四川、東京等路行中書省を改め、行尚書省と為す」、同年五月丙辰の条に「天下の戸を括す」、至元八年二月の条に「尚書省の奏定したる条画を以て天下に頒つ」、同条に「陝蜀行(中)[尚]書省を興元に移す」、同年三月の条に「尚書省に命じて天下の戸口を閲実し、条画を頒ちて天下に諭さしむ」というから、この一連の流れのどこかで出された聖旨であることは明らかである。恐らく、『元典章』卷17・戸部3・戸計・籍冊・戸口条画の条に見える至元八年の聖旨を、かなり自由にダイジェストしたもの。

●放良・析居・交參等戸—「放良」は前註「南駆放良」参照。「析居」は分家、「交參」は複数で一戸を形成する戸籍のこと。安部健夫「元時代の包銀制の考究」(『元代史の研究』創文社・1972) 参照。

●招刷—「刷」は「拘刷」の意。「招刷」は集めて帳簿化すること。

●行府—「行」は、出先、「府」は、人や物が集まるところ、の意で、「行府」は元来「行中書省」「行尚書省」「行從宜府」等さまざまな機関を指しうるが、ここでは「行尚書省」のこと。ただし、王惲がここで「陝西五路西蜀四川行尚書省」といわず「行府」と記述したのは、恐らく一定の意図があった。

「閔陝」に置かれた「行尚書省」とは、モンケ時代に置かれた「行從宜府(行府と略される)」と実質的には大差なかったのである。また、この時期「陝西五路西蜀四川行尚書省」の責任者を務めていたのはサイイド・アジャッル・シャムス・アッディーン(賽典赤瞻思丁 Sayyid Ajall Shams al-Dīn)だと思われ(『元史』卷125・賽典赤瞻思丁伝参照)、王惲がここで展開するさまざまな批判も実質的には彼を指していると思われる。

なお、至元七年(1270)三月に京兆に置かれた「陝西

五路西蜀四川行尚書省」は、翌八年二月に省治を興元に移し、同年九月には京兆等路が尚書省に直隸して前線機関としての色彩を強めることになる(『元史』卷7・世祖本紀4による)。本案件は恐らく、至元八年九月までに書かれた。

●限以三年免徵差賦—王惲は、『烏臺筆補』4「論撫治川蜀事狀」(86-23)においても、「辺城ではなく併合可能な城市については、差税・課程を三年間免除すべきだ」と、同様のことを論じる。京兆・川蜀とともに、その居民の多くは実は南宋側にもモンゴル側にも所属していなかった。王惲がここで述べているのは、そのどちらにも所属しない居民たちをいかにモンゴル側に取り込むかという方略である。 ●能此—「能如此」の略。 ●因而別生事機—85-4の註参考照。 ●金(商)[商]已成茲不復慮—「商」は、『四庫全書』本がすでに改めるように「商」の誤りであろう。「金商」とは金州と商州の謂であり、唐代に「金商節度使」が置かれたように、実質的には漢水方面から京兆に達する重要な二本のルート上の拠点をいう。したがって「金商已成、茲不復慮」は、金州と商州にはもう守りが置かれており、京兆には将来の心配はない、ということをいうひとまとまりのことば。 ●消患未萌—成語。「消患未形」「消患未然」ともいう。 ●本路總管已闕三年—「本路」とは京兆府を指すであろう。ただし、京兆の總管が缺員となった関連記事を知らない。 ●望輕地微—用例をあまり見ない表現だと思われる。ここでは、「地」は地位を指すと考えた。